

資 料 編

資料編

1. 記録・一覧	1
(1) 災害記録	1
(2) 自主防災組織一覧	7
(3) 病院等一覧	8
(4) 歯科医院一覧	10
(5) 接骨院一覧	11
(6) 薬局一覧	12
(7) 指定防災井戸一覧	14
(8) 災害時井戸水供給協定事業所一覧表	16
2. 協定等	17
(1) 国・他市町村	20
・五市相互応援協定	20
・小平市相互応援協定	23
・厚木市相互応援協定	28
・津南町相互応援協定	30
・埼玉県相互応援協定	32
・国土交通省関東地方整備局【リエゾン協定】	41
(2) 4 師会等	43
・医師会協定	43
・歯科医師会協定	47
・薬剤師会協定	51
・接骨師会(現:柔道整復師会)協定	
・	58
・4 師会等協定統一様式	61
(3) 民間事業等・井戸水供給事業所協定	66
・埼玉第一交通グループ協定	72
・食品衛生協会	75
・(株)セレスポ協定	78
・日本郵便(株)狭山郵便局協定	82
・狭山ケーブルテレビ(株)協定	84
・(一社)埼玉県トラック協会いるまの支部協定	87
・生活必需物資協定	91
・公共土木団体協定	102
・東京電力パワーグリッド(株)志木支社協定	110
・埼玉県電気工事工業組合協定	115
・自動車振興会健康保険組合協定	119
・(一社)全国霊柩自動車協会・埼玉葬祭協同組合協定	122
・(株)伊藤園協定	125
・埼玉土建一般労働組合狭山支部協定	128
・(株)ジェイテクト狭山工場協定	132
・生活協同組合コープみらい協定	135
・埼玉建築士会協定	139
・イオンリテール(株)北関東・新潟カンパニー協定	145

・ シダックス大新東ヒューマンサービス(株)協定.....	147
・ 埼玉県石油業協同組合・埼玉県石油商業組合協定.....	149
・ Jパックス(株)・セッツカートン(株)協定.....	152
・ 埼玉土地家屋調査士会協定.....	156
・ ヒラオカ石油(株)協定.....	160
・ (株)ロッテ協定.....	164
(4) 福祉避難所協定.....	172
・ 狭山特別支援学校協定.....	172
・ 茶の花福祉会 大樹の森協定.....	174
・ 社会福祉法人 新 中新田自立スクエア.....	180
・ 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)協定.....	182
3. 条例等.....	186
(1) 狭山市防災会議条例.....	186
(2) 狭山市災害対策本部条例.....	188
(3) 狭山市防災基本条例.....	189
4. 様式.....	193
・ 罹災証明申請書.....	193
・ 罹災申告書.....	194
・ 罹災証明願.....	195
・ 罹災証明書.....	196
・ 罹災証明受付簿.....	197
・ 動員名簿.....	198
・ 罹災者調査原票.....	199
・ 公共土木等被害状況調査票.....	200
・ 耕作地等被害状況調査票.....	201
・ 発生速報.....	202
・ 経過速報.....	203
・ 被害状況調.....	204
5. 埼玉西部消防組合関係.....	206
(1) 消防車両関係.....	206
・ 消防車両配置一覧.....	206
・ 消防車両現勢.....	207
(2) 主な救助用資機材の保有状況.....	208
(3) 消防水利状況一覧.....	211
6. 航空機事故関係.....	212
(1) 航空機事故関係規約・協定等.....	212
・ 航空事故等連絡会議規約.....	212
・ 自衛隊又は米軍の航空事故及び航空事故に伴う災害が発生した場合の連絡調整に関する協定...	215
7. 狭山市緊急輸送道路図.....	224
8. 狭山市優先除雪道路図.....	225
9. 土砂災害ハザードマップ.....	226
10. 要配慮者関連施設利用者のための警戒避難体制.....	233

1. 記録・一覧

(1) 災害記録

発生年月日	災害の種類	市の体制 配 備	被 害 の 状 況
S41. 09. 25	台風第26号	3号体制 (3号配備)	・ 人的被害 : 負傷者(11名) ・ 住家被害 : 全壊(17棟)、半壊(323棟)、一部損壊(10,660棟) 床下浸水(18棟) ・ 非住家被害 : 全壊(128棟)、半壊(1,806棟)、一部損壊(5,877棟) ・ 公共土木等被害 : 道路冠水(面積27,000㎡ 延長9,000m) ・ 耕作地等被害 : 田(266ha)、畑(568ha)、農業用施設(277㎡)
★ 災 害 救 助 法 適 用			
S46. 08. 31	台風第23号	3号体制 (3号配備)	・ 住家被害 : 床下浸水(95棟) ・ 非住家被害 : 一部損壊(1棟) ・ 公共土木等被害 : 橋の流失(1か所)、グラウンド冠水(1か所) 浄化槽用ポンプ室冠水(1か所) ・ 耕作地等被害 : 田(0.5ha) 用水堰流失(1か所)、用水堰一部損壊(1か所)
S49. 09. 01	台風第16号	2号体制 (通常配備)	・ 住家被害 : 床下浸水(47棟) ・ 非住家被害 : 床下浸水(1棟) ・ 公共土木等被害 : 橋の流失(1か所)、道路冠水(1か所)、し尿処理場道路(1か所) ・ 耕作地等被害 : 農業用施設(1か所)
S51. 06. 15	集中豪雨		・ 住家被害 : 床下浸水(40棟) ・ 公共土木等被害 : 道路冠水(1か所)
S51. 07. 29	大雨、突風		・ 住家被害 : 半壊(2棟)、一部損壊(7棟)
S51. 09. 09	台風第17号	1号体制 (警戒配備)	
S52. 07. 06	大雨、雷雨		・ 住家被害 : 床上浸水(2棟)、床下浸水(55棟) ・ 公共土木等被害 : 道路損壊(3か所)、崖崩れ(1か所)、道路冠水(2か所)
S52. 08. 17	大雨		・ 住家被害 : 床下浸水(9棟) ・ 公共土木等被害 : 橋の流失(1か所)、道路冠水(1か所) 河川護岸損壊(入間川6か所、不老川1か所) ・ 耕作地等被害 : 畑冠水(1ha)
S52. 09. 19	台風第11号	1号体制 (警戒配備)	・ 公共土木等被害 : 道路冠水(2か所) ・ 耕作地等被害 : 畑(2ha)
S53. 07. 11	大雨		・ 住家被害 : 床下浸水(89棟) ・ 公共土木等被害 : 不老川いっ水 ・ 耕作地等被害 : 畑冠水(1ha)
S54. 10. 01	台風第16号	3号体制 (1号配備)	・ 住家被害 : 一部損壊(1棟)、床下浸水(7棟) ・ 公共土木等被害 : 道路冠水(2か所)
S54. 10. 19	台風第20号	3号体制 (1号配備)	・ 人的被害 : 負傷者(1名) ・ 住家被害 : 半壊(26棟)、一部損壊(83棟)、床下浸水(1棟) ・ 非住家被害 : 全壊(1棟)、半壊(4棟)、一部損壊(61棟) ・ 公共土木等被害 : 道路(2か所)、入間川堤防一部流失(1か所) ・ 耕作地等被害 : 田流失(12ha)、田冠水(68ha)、畑流失(203.4ha)、畑冠水(256.6ha) ・ その他被害 : 文教施設(25か所)、車両被害(2台)、通信被害(200回線)、 鉄道不通(西武新宿線・池袋線)、公園街路樹等(多数)
S56. 10. 22	台風第24号		・ 住家被害 : 床上浸水(1棟)、床下浸水(9棟)
S57. 08. 01	台風第10号	2号体制	・ 住家被害 : 半壊(1棟)、一部損壊(3棟)、床下浸水(4棟) ・ 非住家被害 : 半壊(1棟) ・ 公共土木等被害 : 入間川堤防決壊のおそれ ・ 耕作地等被害 : 田冠水(103ha)、畑冠水(696ha) ・ その他被害 : 文教施設(18か所)、橋りょう流失(1か所)、入間川田島屋堰損壊、 避難勧告(1,200名が西中に避難)
S57. 09. 12	台風第18号	3号体制 (1号配備)	・ 人的被害 : 負傷者(1名) ・ 住家被害 : 床上浸水(17棟) 床下浸水(247棟) ・ 公共土木等被害 : 崖崩れ(1か所)、道路損壊(79か所) 河川護岸損壊(入間川12か所、不老川20か所) ・ 耕作地等被害 : 畑冠水(521ha)
S58. 07. 09	集中豪雨		・ 住家被害 : 床上浸水(4棟)、床下浸水(53棟)、汚水流入(85棟)
S58. 08. 15	台風第5号		・ 住家被害 : 床下浸水(4棟) ・ 公共土木等被害 : 河川護岸損壊(不老川6か所) ・ その他被害 : 上奥富堰(20m流失)、稻荷堰(20m流失)、橋りょう流失、

発生年月日	災害の種類	市の体制 配 備	被 害 の 状 況
S60. 07. 21	大雨		・ 住家被害 : 床上浸水(1棟) 床下浸水(7棟)
S61. 07. 01	大雨		・ 住家被害 : 床下浸水(1棟)
S61. 08. 04	台風第10号		・ 住家被害 : 一部損壊(1棟)、床下浸水(3棟) ・ その他被害 : 西武鉄道陸橋にて土のう工法実施
S61. 09. 03	台風第15号		・ 住家被害 : 床上浸水(3棟)、床下浸水(1棟)
S61. 09. 13	集中豪雨		・ 住家被害 : 床上浸水(4棟)、床下浸水(9棟)
S62. 08. 22	集中豪雨		・ 住家被害 : 床下浸水(22棟)
S62. 09. 10	集中豪雨		・ 人的被害 : 負傷者(1名) ・ 非住家被害 : 床下浸水(3棟) ・ 公共土木等被害 : 斜面地崩落(約1t)、道路冠水(3か所)
S62. 09. 25	集中豪雨		・ 住家被害 : 床下浸水(6棟) ・ 非住家被害 : 床下浸水(4棟) ・ 公共土木等被害 : 道路冠水(6か所) ・ その他被害 : 土砂流出(1か所)
S63. 08. 10	集中豪雨		・ 人的被害 : 負傷者(1名) ・ 公共土木等被害 : 道路損壊(1か所)
S63. 08. 19	集中豪雨		・ 住家被害 : 床下浸水(13棟)
S63. 08. 26	集中豪雨		・ 住家被害 : 床上浸水(2棟)、床下浸水(32棟)
S63. 08. 31	集中豪雨		・ 住家被害 : 床上浸水(1棟)、床下浸水(55棟) ・ 非住家被害 : 床上浸水(1棟)、床下浸水(21棟)
S63. 09. 02	集中豪雨		・ 住家被害 : 床上浸水(3棟)、床下浸水(35棟) ・ 非住家被害 : 床上浸水(2棟)、床下浸水(5棟)
H01. 07. 26	大雨		・ 住家被害 : 床下浸水(1棟)
H01. 08. 01	大雨		・ 公共土木等被害 : 河川護岸一部決壊(1か所) : 時間最大降雨量22.5mm
H01. 08. 16	大雨		・ 住家被害 : 床下浸水(14棟) ・ 非住家被害 : 床下浸水(5棟) : 時間最大降雨量11.5mm
H01. 08. 24	大雨		・ 人的被害 : 負傷者(5名) ・ 非住家被害 : 床下浸水(4棟) ・ 公共土木等被害 : 道路陥没(3か所) : 時間最大降雨量18mm
H01. 08. 27	大雨	警戒体制 (1号配備)	・ 住家被害 : 一部損壊(1棟) ・ 非住家被害 : 床下浸水(1棟) ・ 公共土木等被害 : 橋りょうの流失(1か所)、河川護岸一部崩落(不老川1か所) : 時間最大降雨量11mm
H02. 06. 12	大雨		・ 住家被害 : 床下浸水(4棟) ・ 非住家被害 : 床下浸水(3棟) : 時間最大降雨量13.5mm
H02. 08. 08	集中豪雨		・ 住家被害 : 床上浸水(11棟)、床下浸水(65棟) ・ 非住家被害 : 床上浸水(11棟)、床下浸水(13棟) ・ 公共土木等被害 : ブロック塀倒壊(2か所) : 時間最大降雨量75.5mm
H02. 08. 10	台風第11号	警戒体制 (1号配備)	・ 住家被害 : 一部損壊(1か所)、床上浸水(1棟)、床下浸水(7棟) ・ 非住家被害 : 一部損壊(1棟)、床下浸水(2棟) ・ 公共土木等被害 : 河川護岸一部崩落(不老川1か所) : 時間最大降雨量13.5mm
H02. 09. 19	台風第19号		・ 非住家被害 : 床下浸水(2棟) ・ 公共土木等被害 : 河川護岸一部崩落(不老川4か所) : 時間最大降雨量18mm

発生年月日	災害の種類	市の体制 配 備	被 害 の 状 況
H02. 09. 30	台風第20号		- 住家被害 : 床上浸水(18棟)、床下浸水(117棟) - 非住家被害 : 床上浸水(1棟)、床下浸水(8棟) - 公共土木等被害 : 道路冠水(5か所) - その他被害 : 避難所開設(4世帯11人が入間公民館に一時避難) : 時間最大降雨量31mm
H02. 11. 30	台風第28号		- 住家被害 : 床下浸水(38棟) - 非住家被害 : 床下浸水(4棟) - 公共土木等被害 : 道路冠水(8か所) : 時間最大降雨量23mm
H03. 08. 20	台風第12号		- 住家被害 : 床上浸水(32棟)、床下浸水(122棟) - 非住家被害 : 床上浸水(7棟)、床下浸水(6棟) - その他被害 : 避難所開設(5世帯12人が入間公民館に一時避難)
H03. 09. 19	台風第18号	警戒体制 (2号配備)	- 非住家被害 : 床下浸水(1棟) - 公共土木等被害 : 道路冠水(1か所)、河川護岸一部崩落(不老川12か所)、 入間川田島屋堰一部損壊
H03. 10. 11	台風第21号	警戒体制 (1号配備)	公共土木等被害 : 河川護岸一部崩落(不老川34か所)
H04. 06. 20	大雨		- 住家被害 : 床下浸水(11棟) - 非住家被害 : 床下浸水(11棟) : 時間最大降雨量25mm
H04. 07. 15	集中豪雨		- 住家被害 : 床上浸水(6棟)、床下浸水(88棟) - 非住家被害 : 床上浸水(3棟)、床下浸水(11棟) : 時間最大降雨量25mm
H05. 03. 29	強風		住家被害 : 一部損壊(1棟)
H05. 06. 21	雷雨		住家被害 : 床下浸水(1棟) : 時間最大降雨量19mm
H05. 07. 15	大雨		- 非住家被害 : 床下浸水(1棟) - 公共土木等被害 : 道路冠水(6か所) : 時間最大降雨量14mm
H07. 09. 16	台風第12号	警戒体制 (2号配備)	公共土木等被害 : 道路冠水(1か所) : 時間最大降雨量16.5mm
H08. 07. 03	降ひょう		- 人的被害 : 負傷者(15名) - 耕作地等被害 : 農林水産施設被害額(33,210千円)、農産物被害額(6,473千円) 主な被害⇒カーポートの破損、屋根の破損、雨樋の破損、 駐車中の車の凹み、アクリルハウスの破損、農作物等 - その他被害 : 罹災証明書発行件数(H8 669件、H9 19件、合計688件) 市北部地区(奥富、柏原、水富、入間川(1部))を中心に被害あり
H08. 07. 15	雷雨		- 住家被害 : 床下浸水(6棟) - 非住家被害 : 床下浸水(4棟)
H08. 09. 22	台風第17号	警戒体制 (2号配備)	- 住家被害 : 床上浸水(2棟)、床下浸水(1棟) - 公共土木等被害 : 道路冠水(6か所) - その他被害 : 自主避難(1世帯)
H09. 05. 17	大雨		住家被害 : 床上浸水(1棟)、床下浸水(5棟)
H09. 05. 21	大雨		住家被害 : 床下浸水(1棟)
H09. 06. 28	台風第8号	警戒体制 (1号配備)	住家被害 : 一部焼失(1棟)
H10. 08. 28	台風第4号	非常体制 (第1配備)	- 住家被害 : 床上浸水(18棟)、床下浸水(90棟) - 公共土木等被害 : 橋りょう流失(1か所)、用水堰一部損壊(1か所) : 道路冠水(16か所)、道路決壊(1か所) - 耕作地等被害 : 畑(22.7ha) - その他被害 : 鉄道不通、自主避難(1世帯)
H10. 09. 15	台風第5号	警戒体制 (2号配備)	
H11. 8. 13 ~14	集中豪雨	警戒体制 (2号配備)	- 住家被害 : 床上浸水(3棟)、床下浸水(6棟) - 公共土木等被害 : 道路冠水(8か所)、河川被害(28か所) : 河川敷運動公園被害(流木堆積、土砂堆積等)(5か所) - その他被害 : 自主避難(1世帯)

発生年月日	災害の種類	市の体制 配 備	被 害 の 状 況
H11. 08. 24	雷雨		- 住家被害 : 床上浸水(1棟)、床下浸水(11棟) - 公共土木等被害 : 道路冠水(4か所) - その他被害 : 停電(入間川地区)
H12. 07. 04	雷雨	警戒体制 (1号配備)	その他被害 : 停電(入間川地区 930世帯)
H12. 07. 05	大雨		公共土木等被害 : 道路冠水(1か所)
H12. 07. 07 ~08	台風第3号	警戒体制 (1号配備)	公共土木等被害 : 道路冠水(4か所)
H12. 08. 05	雷雨		その他被害 : 停電(北入曽 200世帯)
H12. 09. 11 ~12	大雨		公共土木等被害 : 道路冠水(10か所)
H13. 08. 21 ~22	台風第11号		- 住家被害 : 床下浸水(1棟) - 公共土木等被害 : 道路冠水(1か所) : 時間最大降雨量75mm
H13. 08. 28	大雨		公共土木等被害 : 河川護岸一部流失(1か所)
H13. 09. 10 ~11	台風第15号	警戒体制 (1号配備)	
H14. 07. 10 ~11	台風第6号	初動体制	公共土木等被害 : 豊水橋(仮設橋)陥没
H14. 07. 16 ~17	台風第7号	初動体制	
H14. 08. 02	雷雨	初動体制	- 住家被害 : 床上浸水(1棟)、床下浸水(35棟) - 公共土木等被害 : 道路陥没(1か所)、土砂流出(7か所) - その他被害 : 停電
H14. 08. 16	雷雨		住家被害 : 床下浸水(1棟)
H14. 08. 19	台風第13号	警戒体制 (1号配備)	
H14. 10. 01	台風第21号	非常体制 (1号配備)	- 住家被害 : 床上浸水(4棟)、床下浸水(33棟) - その他被害 : 避難準備勧告(避難所5か所開設 37世帯68名が避難)
H15. 08. 05	雷雨		- 住家被害 : 床下浸水(20棟) - 公共土木等被害 : 道路冠水(13か所)
H15. 08. 08 ~09	台風第10号	初動体制	- 住家被害 : 床下浸水(6棟) - 公共土木等被害 : 道路冠水(2か所) - その他被害 : 倒木(13か所)、流木(2か所)
H16. 05. 20	大雨	初動体制	
H16. 06. 21	台風第6号		- 住家被害 : 一部損壊(1棟) - その他被害 : 倒木(15か所)
H16. 08. 30 ~31	台風第16号		その他被害 : 倒木(2か所)
H16. 10. 08 ~09	台風第22号	警戒体制 (2号配備)	公共土木等被害 : 道路冠水(3か所) : 時間最大雨量17.5mm
H16. 10. 20 ~21	台風第23号	警戒体制 (2号配備)	公共土木等被害 : 道路冠水(2か所) : 時間最大雨量16mm
H17. 07. 26	台風第7号	警戒体制 (1号配備)	: 時間最大雨量14mm
H17. 08. 25 ~26	台風第11号	警戒体制 (2号配備)	: 時間最大雨量21mm
H17. 09. 04	大雨	初動体制	- 住家被害 : 床下浸水(28棟) - 公共土木等被害 : 道路冠水(6か所)、道路陥没(1か所) - 耕作地等被害 : 畑土砂流失(5か所) : 時間最大雨量51mm
H19. 07. 15	台風第4号	警戒体制 (1号配備)	
H19. 09. 06	台風第9号	警戒体制 (2号配備)	公共土木等被害 : 道路冠水(3か所)

発生年月日	災害の種類	市の体制 配 備	被 害 の 状 況	
H20. 08. 28 ～29	豪雨	初動体制	・ 公共土木等被害	: 道路冠水 (1か所) : 時間最大雨量35.5mm
H20. 08. 29	豪雨	初動体制	・ 住家被害 ・ 公共土木等被害	: 床下浸水(9か所) : 道路冠水(9か所)、土砂被害(1か所) : 時間最大雨量35.5mm
H21. 06. 14	集中豪雨	初動体制	・ 公共土木等被害	: 床下浸水 1棟
H21. 10. 07 ～08	台風18号	警戒体制 (第1配備)	・ 公共土木等被害	: 河川護岸一部崩落(不老川1か所) : 時間最大雨量42mm
H22. 06. 29	集中豪雨	初動体制	・ 住家被害 ・ 公共土木等被害 ・ 公共土木等被害	: 床下浸水 (3棟) : 道路冠水 (3か所) : 土砂災害(1か所 圏央道狭山パーキングエリア付近土砂流出) : 時間最大雨量31.5mm
H23. 03. 11	東日本大震災	非常体制 (第1配備)		: 震度5弱 : 現地災害対策本部及び所管課による市内施設等の被害状況の 確認を行った。 : 被害なし
H23. 07. 19 ～21	台風6号	初動体制	・ 公共土木等被害 ・ 公共土木等被害	: 倒木(1か所 柏原ニュータウン北側斜面緑地) : 上奥富堰一部崩落 : 時間最大雨量40.5mm
H23. 09. 01	台風12号	初動体制	・ 公共土木等被害	: 倒木(1か所 入間川三丁目 諏訪神社付近)
H23. 09. 21	台風15号	警戒体制 (第1配備)	・ 公共土木等被害	: 倒木(19か所)
H24. 04. 03	強風	初動体制	・ 人的被害 ・ 住家被害 ・ 非住家被害 ・ 公共土木等被害 ・ その他被害	: 負傷者(1名) : 2件(自宅2階ベランダ屋根半壊、2階屋根一部損壊の恐れ) : 1件(車庫の屋根損壊) : 倒木(5か所) : 電線切断 1件(堀兼)
H24. 05. 03	集中豪雨	初動体制	・ 公共土木等被害	: 道路陥没、倒木等
H24. 06. 19	台風4号	初動体制	・ 非住家被害 ・ 公共土木等被害	: 本庁舎外壁タイル一部破損 : 倒木(1か所) : 時間最大雨量14.5mm
H24. 09. 30	台風17号	初動体制	・ 公共土木等被害	: 倒木(2か所)、道路冠水(1か所) : 時間最大雨量14mm
H25. 01. 14	降雪		※消防本部確認 ・ 人的被害 ・ 公共土木等被害	: 路面凍結による転倒等 4件 : 倒木による物的被害 3件
H25. 09. 16	台風18号	初動体制	・ 公共土木等被害	: 河川被害(1か所)、倒木(4か所) : 時間最大雨量18.5mm
H25. 10. 15 ～16	台風26号	初動体制	・ 住家被害 ・ 公共土木等被害	: 民地内での被害4件 : 倒木(2か所) : 時間最大雨量21.5mm
H26. 2. 14 ～15	降雪		・ 人的被害 ・ 公共土木等被害 ・ 耕作地等被害 ・ その他の被害	: 負傷者(24名) : 倒木(4か所) : 農業用ハウス等(73棟) : 積雪による車両の立往生が発生 : 積雪55cm(埼玉西部消防組合 狭山消防署 富士見分署観測)
H26. 08. 10	台風11号	初動体制	・ 公共土木等被害	: 倒木(1か所) : 時間最大雨量19.5mm
H26. 10. 05 ～06	台風18号	初動体制	・ 公共土木等被害	: 道路冠水(2か所)、倒木(1か所)、水路逸水(1か所) : 時間最大雨量18mm
H26. 10. 13 ～14	台風19号	初動体制		: 時間最大雨量18mm
H27. 07. 16	台風11号	初動体制	・ 住家被害 ・ 公共土木等被害 ・ 公共土木等被害 ・ 耕作地等被害 ・ その他の被害	: 床下浸水(1か所) : 道路冠水(4か所)、倒木(1か所) : 河川被害(不老川3か所)、水路被害(1か所)、水路逸水(2か所) : 不老川逸水による田畑への浸水 : 避難準備情報発令(避難所を6か所開設 1世帯3名一時避難) : 時間最大雨量40.5mm

発生年月日	災害の種類	市の体制 配 備	被 害 の 状 況
H27. 07. 16	台風11号	警戒体制 (第2配備)	- 住家被害 : 床下浸水(1か所) - 公共土木等被害 : 道路冠水(4か所)、倒木(1か所) - 公共土木等被害 : 河川被害(不老川3か所)、水路被害(1か所)、水路いつ水(2か所) - 耕作地等被害 : 不老川逸水による田畑への浸水 - その他の被害 : 入間川・柏原・水富地区に避難準備情報発令 (避難所6か所開設 1世帯3名一時避難) : 時間最大雨量40.5mm
H27. 09. 09	台風18号	初動体制	公共土木等被害 : 道路冠水(1か所)、入間川上奥富堰の矢板銅版が一部破損 : 時間最大雨量25.5mm
H28. 01. 18	降雪	初動体制	- 人的被害 : 救急出動(21件) - 公共土木等被害 : 街路樹落下(2か所)、倒木による通行阻害(5か所) - 耕作地等被害 : 農業用ハウス等(31棟1本) - その他の被害 : 倒木が電線に接触(2か所) : 積雪11cm(埼玉西部消防組合狭山消防署 観測)
H28. 08. 22	台風9号	警戒体制 (第2配備)	- 住家被害 : 床上浸水(58か所)、床下浸水(292か所) - 公共土木等被害 : 河川被害(不老川22か所、久保川1か所、入間川2か所)、水路いつ水(4か所) - 耕作地等被害 : 不老川逸水等による田畑への浸水(20件 3.75ha) - その他の被害 : 入間川・入曽・柏原・水富地区に避難準備情報発令 (避難所7か所開設 11世帯20名一時避難) : 時間最大雨量92mm
H28. 08. 30	台風10号	警戒体制 (第1配備)	公共土木等被害 : 路肩一部崩壊(1か所)
H28. 09. 20	台風16号	警戒体制 (第1配備)	被害なし
H29. 10. 22	台風21号	警戒体制 (第2配備)	- 住家被害 : 床上浸水(1か所)、床下浸水(3か所) - 公共土木等被害 : 道路斜面崩壊(1か所)、道路冠水(1か所) - 公共土木等被害 : 河川被害(不老川2か所、久保川2か所)、水路いつ水(1か所) - その他の被害 : 入間川・入曽・柏原・水富地区に避難準備情報発令 (避難所6か所開設 1世帯3名一時避難) : 時間最大雨量40.5mm
H30. 01. 22	降雪		- 人的被害等被害 : 救急出動(7件) - 公共土木等被害 : 積雪35cm(埼玉西部消防組合狭山消防署 水野分署 観測)

(2) 自主防災組織一覧

自主防災組織一覧表

令和5年4月1日現在

No	地区名	結成年月日	自治会名	No	地区名	結成年月日	自治会名
1	入間川地区	平成8年4月7日	富士見二	54	奥富地区	平成20年8月20日	西部
2		平成9年4月1日	鶴ノ木第二	55		平成21年3月1日	東部
3		平成9年6月1日	御幸一	56		平成24年8月1日	前田
4		平成10年6月1日	菅二	57		平成25年9月1日	大芦
5		平成11年1月1日	鶴ノ木第三	58		平成26年5月1日	西方
6		平成11年4月1日	鶴ノ木第一	59		平成26年6月1日	吹上
7		平成11年9月1日	本町	60	柏原地区	平成7年12月1日	柏原第二区
8		平成12年3月17日	鶴ノ木第四	61		平成7年12月25日	柏原第四区
9		平成13年4月1日	東急入間川	62		平成8年1月14日	柏原第五区
10		平成14年3月20日	菅三	63		平成8年4月1日	柏原第三区
11		平成14年4月13日	本町二	64		平成8年4月10日	柏原第一区
12		平成14年5月31日	祇園	65		平成10年7月1日	柏原第六区
13		平成14年6月1日	菅一	66		平成12年6月24日	柏原第八区
14		平成14年11月1日	下諏訪	67		平成16年3月31日	柏原第七区
15		平成14年12月12日	鶴ノ木第六	68	水富地区	平成9年4月1日	宮地
16		平成16年3月15日	コート狭山台	69		平成9年4月1日	奥州道
17		平成16年3月19日	本町一	70		平成9年4月1日	第三区
18		平成16年7月1日	鶴ノ木第七	71		平成9年4月1日	第十区
19		平成17年9月1日	富士見一	72		平成9年4月1日	つつじ野
20		平成22年4月17日	子の神	73		平成9年4月6日	下広瀬団地
21		平成21年3月30日	パイロットハウス狭山台	74		平成9年5月1日	第一区
22		平成24年9月1日	御幸二	75		平成9年5月1日	第二区
23		平成25年12月1日	平野台	76		平成9年5月11日	金井
24		平成26年4月1日	旭町	77		平成9年5月17日	第八区
25		平成18年5月2日	上窪マーガレット	78		平成9年6月1日	第五区
26	入曽地区	平成8年2月1日	若葉台	79		平成9年7月7日	グリーンハイツ
27		平成8年10月1日	武蔵	80		平成11年4月1日	霞町
28		平成8年12月1日	御狩場	81		平成11年8月1日	日生さやま台
29		平成9年4月1日	フラワーヒル狭山	82		平成12年3月1日	根山
30		平成10年6月1日	中原	83		平成13年4月14日	第七区
31		平成12年1月18日	ガーデンシティ狭山	84		平成13年11月30日	下仲居
32		平成14年3月24日	松風	85		平成14年8月28日	第六区
33		平成16年4月4日	三葉台	86	新狭山地区	平成8年4月1日	新狭山二丁目
34		平成18年4月22日	第九区	87		平成20年4月27日	新狭山三丁目
35		平成18年9月1日	東急台	88	狭山台地区	平成8年5月1日	狭山台四丁目西
36		令和3年4月1日	水押	89		平成11年1月1日	狭山台第二住宅
37	堀兼地区	平成7年8月1日	堀中	90		平成12年3月11日	狭山台一丁目
38		平成7年8月1日	青新	91		平成14年3月17日	狭山台団地二街区
39		平成7年8月10日	堀上	92		平成15年1月19日	狭山台二丁目
40		平成7年9月2日	中新田	93		平成15年12月1日	狭山台四丁目東
41		平成7年9月30日	シャルマンコーポ`狭山	94		平成16年12月1日	狭山台団地
42		平成7年10月1日	西武団地	95		平成20年4月1日	西武狭山台ハイツ
43		平成7年10月1日	つつじ苑	96		平成26年6月1日	狭山台中央
44		平成7年10月5日	東三ツ木				
45		平成7年10月18日	堀下				
46		平成7年10月25日	堀向				
47		平成7年10月5日	上赤坂				
48		平成7年11月1日	原				
49		平成7年11月1日	青下				
50		平成7年11月1日	青中				
51		平成7年11月1日	青丸				
52		平成7年11月1日	加佐志				
53		平成7年12月1日	新狭山ハイツ				

(3) 病院等一覧

【入間川地区】

	医療機関名	所在地	電話番号
1	あずまりウマチ・内科クリニック	入間川 1-3-2 スカイテラス 3F	2900-1155
2	安齋医院	入間川 3-3-5	2952-2026
3	池村皮膚科クリニック	富士見 2-22-30	2959-7066
4	西狭山病院	入間川 4-19-18	2954-2421
5	狭山台伊東眼科クリニック	中央 4-27-11	2958-7725
6	遠藤医院	狭山 21-44	2952-2296
7	おさない眼科	入間川 2-5-7 メディカルプラザ 103	2954-7415
8	石心会さやま総合クリニック	入間川 4-15-25	2900-2700
9	織田医院	入間川 3-20-4	2954-9669
10	入間川病院	祇園 17-2	2958-6111
11	齋藤眼科医院	入間川 1-6-3	2952-2640
12	むさしの皮膚科クリニック	富士見 1-15-38 小沢ビル 1F	2950-3666
13	埼玉石心会病院	入間川 2-37-20	2953-6611
14	狭山厚生病院	中央 1-24-10	2957-9111
15	狭山中央病院	富士見 2-19-35	2959-7111
16	ぎんなんクリニック	入間川 2-6-22	2955-1858
17	林医院	入間川 2-5-7	2952-2064
18	狭山台胃腸科外科	入間川 1164-1	2959-6000
19	さやま耳鼻咽喉科クリニック	中央 3-3-25 サンパレス 1F	2958-3387
20	みやた内科クリニック	入間川 1-18-30	2969-2111
21	村上耳鼻咽喉科医院	入間川 3-21-5	2954-7261

【入曽地区】

	医療機関名	所在地	電話番号
1	すこやかこどもクリニック	水野 693-1	2950-5070
2	岩堀クリニック	南入曽 554-1 ダイヤモンドビル 2F	2999-6150
3	歌野内科クリニック	南入曽 567-6	2958-8148
4	えのき眼科	南入曽 554-1	2999-0666
5	あさひ病院	水野 592	2957-1010
6	加古産婦人科	北入曽 437-1	2957-9100
7	金村産婦人科クリニック	南入曽 335-1	2950-4103
8	宮崎医院	北入曽 274-1	2957-6945
9	ともえクリニック	北入曽 457-3	2957-9105
10	入曽診療所	南入曽 456	2959-2095
11	広沢内科クリニック	水野 550-1	2950-5882
12	大生病院	水野 600	2957-1141
13	みやかわクリニック	水野 442-76	2950-4400
14	狭山ヶ丘病院	水野 1026	2959-3295

【堀兼地区】

	医療機関名	所在地	電話番号
1	狭山博愛	青柳 257-1	2953-2800
2	ほりがね診療所	堀兼 1043	2958-6651
3	狭山神経内科病院	加佐志 65	2950-0500
4	はたなかクリニック	堀兼 2356-12	2956-5400
5	藤江医院	東三ツ木 6-10	2953-5533
6	馬島医院	青柳 149-8	2954-7364

【奥富地区】

	医療機関名	所在地	電話番号
1	奥平産婦人科	下奥富 490-3	2954-1135
2	至聖病院	下奥富 1221	2952-1000

【柏原地区】

	医療機関名	所在地	電話番号
1	奥平産婦人科	柏原 3161-354	2953-2881

【水富地区】

	医療機関名	所在地	電話番号
1	あおやぎクリニック	広瀬 2-4-20	2900-0707
2	すず木こどもクリニック	広瀬台 1-28-18	2954-7888
3	中山クリニック	笹井 1-16-3	2952-8000
4	水富診療所	根岸 2-9-18	2952-2334
5	前田病院	広瀬東 3-14-3	2953-5522
6	もとい内科クリニック	広瀬東 1-16-39	2900-1701
7	屋良医院	笹井 2574-1	2955-6411

【新狭山地区】

	医療機関名	所在地	電話番号
1	新狭山セントラルクリニック	新狭山 2-2-1	2900-2222
2	中村眼科	新狭山 2-10-15	2954-7170
3	櫻澤医院	新狭山 3-11-10	2954-5420

【狭山台地区】

	医療機関名	所在地	電話番号
1	狭山台産婦人科	狭山台 2-26-4	2958-4071
2	中園医院	狭山台 4-3-6	2958-1191
3	森田クリニック	狭山台 1-8-1	2959-3111

(4) 歯科医院一覧

【入間川地区】

	医療機関名	所在地	電話番号
1	いづみや歯科	富士見 1-28-21	2957-1818
2	いとう矯正歯科	祇園 4-59 日佐ビル 3F	2958-4188
3	今井歯科医院	入間川 1-3-6 天竜ビル 201 号	2954-3004
4	江河歯科医院	入間川 3-4-8	2952-2663
5	小高歯科	鵜ノ木 16-1	2954-0990
6	祇園歯科	祇園 26-5	2958-2128
7	さくらんぼ歯科医院	入間川 2-5-7 メディカルプラザ 2F	2953-4771
8	石心会さやま総合クリニック	入間川 4-15-25	2900-2700
9	歯科パルククリニック	祇園 17-7 水村ビル 2F	2956-8181
10	田中歯科医院	中央 4-27-11	2957-5184
11	富士見歯科診療所	富士見 2-17-2	2958-2777
12	松村歯科医院	入間川 1430-110	2958-1148
13	木馬歯科医院	入間川 3-31-5 イオン武蔵狭山 3F	2953-8422
14	ちむら歯科医院	祇園 20-25	2958-8889
15	狭山フォレスト歯科クリニック	入間川 1025 ベスタ狭山内	2946-8046

【入曽地区】

	医療機関名	所在地	電話番号
1	あやの歯科医院	水野 598-5	2958-6332
2	菅井歯科医院	南入曽 456-2	2959-3062
3	鈴木歯科医院	南入曽 554-1 ダイヤモンドビル 2F	2959-2568
4	大生水野クリニック	水野 49-19	2957-0501
5	林歯科医院	北入曽 1508-139 フラワーヒル 54-2	2958-0835
6	細川歯科医院	南入曽 556-3	2957-5678
7	山田歯科医院	南入曽 585	2958-6664
8	善光歯科医院	北入曽 793-2	2950-6077

【堀兼地区】

	医療機関名	所在地	電話番号
1	大原歯科医院	東三ツ木 102-115	2955-9391
2	まじま歯科医院	東三ツ木 456-3	2900-8020

【柏原地区】

	医療機関名	所在地	電話番号
1	黒米歯科医院	柏原 2946-22	2952-2010
2	水季野歯科医院	柏原 3390-9	2952-0707

【水富地区】

	医療機関名	所在地	電話番号
1	柏原歯科医院	広瀬東 1-3-5	2953-8098
2	島田歯科	広瀬 3-7-27	2953-7751
3	根岸歯科診療所	根岸 1-4-1	2953-1602
4	藤山歯科医院	広瀬東 3-28-3	2954-5493
5	増田歯科医院	笹井 2-30-20	2952-6190

【新狭山地区】

	医療機関名	所在地	電話番号
1	片岡歯科医院	新狭山 2-8-16	2953-0819
2	さとう歯科医院	新狭山 2-14-2 レクセル新狭山 112	2952-0228
3	森山歯科	新狭山 3-10-44	2953-4182

【狭山台地区】

	医療機関名	所在地	電話番号
1	みかりば・小幡歯科医院	狭山台 3-13-1	2957-2202
2	歯科わこ医院	狭山台 1-17-7	2957-3303
3	西澤歯科医院	狭山台 2-25-25	2956-0648
4	ミナミ歯科クリニック	狭山台 4-33-1	2957-1158
5	やまな歯科医院	狭山台 3-25-4-4-110	2956-8288

(5) 接骨院一覧

【入間川地区】

	医療機関名	所在地	電話番号
1	大河原整骨院	狭山 19-10	2952-2747
2	武隈接骨院	入間川 3-4-5	2952-2352
3	狭山台鍼灸整骨院	中央 2-47-8	2957-3233
4	沼崎接骨院	富士見 2-1-23	2957-3191
5	入間川名倉堂接骨院	中央 1-44-21	2956-3553
6	伊澤接骨院	祇園 43-3	2956-0405
7	よしだ鍼灸整骨院	入間川 2-3-17	2952-2928
8	きだに名倉堂接骨院	富士見 1-11-1	2956-7688
9	のもと接骨院	入間川 1430-79 パールハイツ入間川 1F	2956-2858
10	山下接骨院	入間川 2-22-1	2952-9990
11	きたざわ接骨院	富士見 2-14-19	2907-9474

【入曽地区】

	医療機関名	所在地	電話番号
1	やまざき接骨院	北入曽 368	2957-5723
2	伊藤接骨院	水野 567-8	2958-6818
3	居宅介護支援長谷川事業所	水野 50-30	2959-0817

【堀兼地区】

	医療機関名	所在地	電話番号
1	井深整骨院	青柳 35-3	2953-7500

【奥富地区】

	医療機関名	所在地	電話番号
1	平本整骨院	上奥富 430	2952-2819

【柏原地区】

	医療機関名	所在地	電話番号
1	水野接骨院	柏原 2888-8	2953-7037
2	柏原接骨院	柏原 4340	2968-0663

【水富地区】

	医療機関名	所在地	電話番号
1	ささい接骨院	笹井 3-7-2	2955-6671
2	山川接骨院	広瀬 2-23-6	2969-3322

【新狭山地区】

	医療機関名	所在地	電話番号
1	松井接骨院	新狭山 2-9-9	2954-6671
2	なごみ整骨院	新狭山 3-4-4	2954-3227

(6) 薬局一覧

【入間川地区】

	医療機関名	所在地	電話番号
1	あおぞら薬局	富士見 1-15-37 エルアール 102	2958-5512
2	あおば薬局	入間川 1-6-4	2954-6460
3	アサヒ調剤薬局	中央 4-26-8	2959-2151
4	入間川ハート薬局	富士見 1-7-5	2950-3977
5	延寿	入間川 3-3-20	2953-2211
6	カジ薬局	入間川 3147-32	2958-8971
7	クラフトさくら薬局 狭山店	祇園 17-26	2956-1036
8	グラム調剤薬局 狭山店	入間川 2-6-22 第2 甲田ビル 2F	2955-1021
9	ケイワ薬局 狭山店	中央 1-11-10	2958-4926
10	ケンエー薬局	中央 4-24-8	2958-8294
11	狭山中央薬局	中央 3-3-19 102	2950-5725
12	すこやか薬局 狭山店	入間川 4-15-24	2953-4193
13	西武薬局	入間川 4-16-23	2952-6524
14	天神堂薬局	入間川 2-19-36	2952-2270
15	天神堂薬局 かすみ野坂店	入間川 2-5-7	2968-0711
16	ニンヤ調剤薬局	入間川 3-3-19	2952-2222
17	東銀座薬局 狭山支店	富士見 2-18-35	2959-1006
18	平和薬局	入間川 3-19-4	2952-2354
19	まごころ薬局	入間川 4-15-26 小川ビル	2900-0808

【入曽地区】

	医療機関名	所在地	電話番号
1	あおい薬局	南入曽 553-1	2999-5115
2	エフケイいりそ薬局	南入曽 564	2959-3063
3	太田薬局	北入曽 490-4	2957-0593
4	狭山水野薬局	水野 1235-12	2950-5272
5	ふじい薬局	南入曽 616-6	2959-5091
6	りぼん薬局	水野 681-1	2950-5770
7	むつみ薬局	水野 36-2	2950-7288
8	スギ薬局 北入曽店	北入曽 720-1 ヤオコー北入曽店	2950-5850

【堀兼地区】

	医療機関名	所在地	電話番号
1	あかつき薬局	加佐志 385-6	2950-1883
2	ウェルシア狭山東三ツ木薬局	東三ツ木 197-1	2969-6676
3	オリーブ堂薬局	青柳 63 新狭山ハイツ内	2954-1854

【奥富地区】

	医療機関名	所在地	電話番号
1	けやき薬局 新狭山店	下奥富 736-1	2969-1103
2	まんぼう薬局	上奥富 174-5	2900-3001

【柏原地区】

	医療機関名	所在地	電話番号
1	ホープ薬局	柏原 3277-16	2900-7873

【水富地区】

	医療機関名	所在地	電話番号
1	まごころ薬局 笹井店	笹井 2575-5	2969-3557
2	つつじ野調剤薬局	広瀬 3-2-7	2953-9491
3	ひろせ西武薬局	広瀬東 3-13-18	2954-2970
4	スギ薬局 狭山店	広瀬東 2-41-1 ヤオコー狭山店	2954-7125
5	ヤマユリ薬局	根岸 2-9-16	2969-4933

【新狭山地区】

	医療機関名	所在地	電話番号
1	寿康堂薬局	新狭山 2-15-9	2954-2206
2	ファーマシー新狭山	新狭山 2-11-45	2954-1557
3	みつぎ薬局	新狭山 2-16-23	2952-7593

【狭山台地区】

	医療機関名	所在地	電話番号
1	昭和薬局 狭山台店	狭山台 1-13-6	2959-5990
2	ふじ薬局	狭山台 1-18-21	2957-4632
3	薬真堂薬局	狭山台 3-25 4-3-112	2958-2906
4	狭山台薬局	狭山台 4-3-7	2958-4912

(6) 指定防災井戸一覧 (ヶ)

No.	地区	所 在 地	所有者	備 考
1	入間川	狭山 2 4 - 4 4	粕谷 家司	
2	入間川	狭山 3 1 - 3 7	杉田 安雄	
3	入間川	狭山 4 1 - 1 8	石川商店	
4	入間川	入間川 1 - 1 5 - 4 0	入間川ゴム(株)	
5	入間川	入間川 1 - 1 7 - 2 4	宮木 欽作	
6	入間川	入間川 2 - 5 - 7	甲田 實	
7	入間川	入間川 2 - 7 - 1 5	大野 勉	
8	入間川	入間川 2 - 2 0 - 2 9	小川 勝男	
9	入間川	入間川 3 - 2 - 3	八島 藤夫	
10	入間川	入間川 3 - 2 - 1 8	橋本 かね子	
11	入間川	入間川 3 - 9 - 1 5	田島 貴	
12	入間川	入間川 3 - 1 4 - 2 2	渡辺 雅彦	
13	入間川	入間川 3 - 2 0 - 5	島崎 国男	
14	入間川	入間川 3 - 2 2 - 3	清水 孝雄	
15	入間川	入間川 3 - 2 4 - 2 7	中島 憲昭	
16	入間川	入間川 3 - 2 6 - 7	諏訪部 栄一	
17	入間川	入間川 3 - 2 7 - 1 5	丑山 勝典	
18	入間川	入間川 4 - 1 - 2 7	板井 貞夫	
19	入間川	入間川 4 - 2 - 1	岡野 弘一	
20	入間川	鶉ノ木 2 - 2 4	小島 フミ	
21	入間川	鶉ノ木 7 - 1 8	東 喜代雄	井戸地番鶉ノ木 4 6 3 6 - 5
22	入間川	鶉ノ木 1 4 - 1 5	小島 平三	
23	入間川	鶉ノ木 1 5 - 9	岡野 和雄	
24	入間川	鶉ノ木 2 4 - 1 1	矢島 幹夫	
25	入間川	鶉ノ木 2 5 - 7	黒川 洋	
26	入間川	北入曽 1 3 6 5	仲川 幸成	
27	入間川	南入曽 5 5 9 - 2	北田 謙治	
28	入間川	南入曽 9 1 0 - 1	富田 富三	
29	入間川	南入曽 9 6 9	宮岡 利治	入間基地南部耕作組合所有
30	入間川	水野 4 3	金子 信雄	
31	入間川	水野 3 6 8 - 1	斉藤 栄男	
32	入間川	水野 1 0 1 6 - 1	町田 敏雄	
33	堀兼	堀兼 8 5 - 1	市川 清	堀下畑かん組合①所有
34	堀兼	堀兼 2 2 6	市川 清	堀下畑かん組合②所有
35	堀兼	堀兼 8 8 5	市川 洋幸	

36	堀兼	堀兼 8 8 8	市川 清	
37	堀兼	堀兼 9 2 2 - 2	原寫 義樹	
38	堀兼	堀兼 9 2 8	吉田 勉	
39	堀兼	堀兼 9 4 5	小林 洋一	
40	堀兼	堀兼 9 8 0	平沼 洋一	
41	堀兼	堀兼 1 0 0 3	西海 康夫	
42	堀兼	堀兼 1 0 1 0	西海 誠一	
43	堀兼	堀兼 1 0 3 5	武藤 利一	
44	堀兼	堀兼 1 0 9 4 - 1	服部 繁美	
45	堀兼	堀兼 1 4 1 7 - 2	北田 泰弘	
46	堀兼	中新田 1 8 7	落合 仁司	
47	堀兼	中新田 2 4 6	石森 文雄	
48	堀兼	中新田 3 5 8 - 2	高橋 友満	中新田南部かんがい施設利用 組合①所有
49	堀兼	中新田 5 1 7 - 3	高橋 友満	中新田南部かんがい施設利用 組合②所有
50	堀兼	中新田 1 1 0 3	落合 利夫	
51	堀兼	青柳 2 6 4	奥富 豈男	
52	堀兼	青柳 2 8 7	奥富 金蔵	
53	堀兼	青柳 3 3 1 - 1	岩田 信義	
54	堀兼	青柳 4 5 0	高橋 秀嘉	
55	堀兼	青柳 5 6 3 - 9	二ノ宮 誠一	青新畑かん組合所有
56	堀兼	青柳 7 9 0	高橋 和美	
57	堀兼	上赤坂 9 0	中田 賢一郎	
58	堀兼	東三ツ木 4 2 - 1	三ツ木 茂夫	
59	堀兼	東三ツ木 2 1 0	國田 一	
60	奥富	下奥富 7 5 0 - 1	細田 治久	
61	奥富	下奥富 8 0 3 - 4	青木 一男	
62	奥富	下奥富 1 7 5 2 - 1	栗原 秀明	
63	奥富	下奥富 2 4 9 8	片岡 弘幸	
64	柏原	柏原 2 4 2 5	甲田 安雄	
65	柏原	柏原 2 6 8 8	大沢 敏夫	
66	水富	上広瀬 1 2 1 6	山崎 幸吉	
67	水富	広瀬 1 - 6 - 3	芝田 長夫	
68	水富	広瀬 2 - 1 6 - 5	齋藤 和男	
69	水富	広瀬 2 - 2 1 - 3 3	小谷野 利彦	
70	水富	広瀬 2 - 2 2 - 7	山影 孝子	

71	水富	広瀬 2-27-7	山崎 真弘	
72	水富	広瀬 3-16-30	春山 金重	
73	水富	広瀬 3-26-27	飯島 行男	
74	水富	笹井 1764-1	平野 シン	
75	水富	笹井 1921	諸井 茂	
76	水富	笹井 2637	堀口 一男	
77	水富	笹井 3038-5	櫻井 武司	
78	水富	笹井 3197-1	巻田 眞一	
79	水富	笹井 3197-1	巻田 眞一	
80	水富	根岸 2-21-4	久下 域太	

(8) 災害時井戸水供給協定事業所一覧表

No.	所在地	事業所名	
1	富士見 2-15-1	シチズンマイクロ(株)	狭山事業所
2	富士見 2-15-2	(株)山本製作所	入間川事業所
3	富士見 2-20-1	(株)コーセー 狭山事業所	総務課
4	上奥富 1203	味の一醸造(株) 狭山工場	
5	柏原 570-6	Honda Cars 埼玉	グロス狭山センター
6	柏原 1984	社団法人 東京ゴルフ倶楽部	
7	根岸 571	(株)サンワ	
8	根岸 689-1	エース工業(株)	
9	笹井 412	(株)武蔵カントリー倶楽部	笹井コース
10	笹井 535	(株)鷺宮製作所	狭山事業所 施設課
11	新狭山 1-3-5	柳河精機(株) 狭山工場	設備管理課
12	新狭山 1-5-14	(株)ジェイテクト	工務部 総務課

・ 2. 協定等

市町村等との協定締結状況（平成 30 年 1 月 1 日付）

	団体名	締結年月日	協定の名称	締結内容
1	所沢市	平成 7 年 9 月 28 日 ダイアプラン構成市 で締結 平成 29 年 3 月 7 日 日高市も加えて改め て五市で締結	大規模災害時 における相互 応援に関する 協定	物資・資機材・施設の提供、職員の派遣等
2	入間市			
3	飯能市			
4	日高市			
5	東京都小平市	平成 8 年 1 月 19 日	災害時における相互応援に関する協定	物資・資機材・施設の提供、職員の派遣等
6	神奈川県厚木市	平成 8 年 7 月 24 日	災害時における相互応援に関する協定	物資・資機材・施設の提供、職員の派遣等
7	新潟県津南町	平成 10 年 4 月 16 日	大規模災害時における友好交流都市相互応援に関する協定	物資・資機材・施設の提供、職員の派遣等
8	埼玉県内全市町村	平成 19 年 5 月 1 日	災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する協定	物資・資機材・施設の提供、職員の派遣等
9	国土交通省関東地方整備局	平成 23 年 4 月 1 日	災害時の情報交換に関する協定	災害時の情報交換、情報連絡員の派遣

4 師会等との協定締結状況（令和 4 年 4 月 1 日付）

	団体名	締結年月日	協定の名称	締結内容
1	社団法人狭山市医師会	平成 10 年 7 月 21 日	災害時の医療救護活動についての協定	医療班の派遣及び医療救護活動等
2	狭山市歯科医師会			歯科医療班の派遣及び歯科医療活動等
3	狭山市薬剤師会			医薬品等の供給、薬剤師班の派遣等

民間事業所等との協定締結状況（令和5年6月1日現在）

番号	団体名	締結年月日	協定の名称	締結内容
1	(株)コーセー 狭山事業所	平成8年7月18日	災害時における井戸水の供給に関する協定	井戸水の供給
2	シチズンマイクロ(株)			
3	柳河精機(株) 狭山工場			
4	(株)山本製作所 入間川事業所			
5	エース工業(株)	平成8年8月22日	災害時における井戸水の供給に関する協定	井戸水の供給
6	社団法人東京ゴルフ倶楽部			
7	Honda Cars 埼玉グロス狭山センター			
8	(株)鷺宮製作所 狭山事業所			
9	味のー醸造(株)	平成8年8月22日	災害時における応援協力に関する協定	井戸水の供給、各種給水容器の提供
10	(株)サンワ 狭山工場	平成8年10月14日	災害時における井戸水の供給に関する協定	井戸水の供給
11	(株)武蔵カントリー倶楽部 笹井コース	平成8年10月16日	災害時における井戸水の供給に関する協定	井戸水の供給
12	埼玉第一交通グループ	平成8年12月12日	災害時情報連絡活動協力に関する協定	情報収集・伝達
13	狭山市食品衛生協会	平成9年1月27日	災害時における応急食糧供給等の協力に関する協定	保存食糧の供給、炊き出しへの協力等
14	(株)セレスポ	平成29年4月1日	震災時における緊急設備支援に関する協定	テント等の資材の提供
15	日本郵便(株) 狭山郵便局	平成9年5月12日	災害時における狭山市と狭山郵便局の協力に関する覚書	避難所への臨時郵便差出箱の設置等
16	狭山ケーブルテレビ(株)	平成11年1月13日	災害時における放送要請に関する協定	緊急放送の実施
17	埼玉県トラック協会いるまの支部 (事務局：埼玉運輸(株))	平成11年1月17日	災害時における人員、物資等の輸送に関する協定	人員、物資等の緊急輸送
18	(株)ヤオコー	平成13年3月22日	災害時における生活必需物資の供給に関する協定	物資の供給
19	(株)マルエツ			
20	いるま野農業協同組合			
21	コカ・コーライーストジャパン(株)	平成17年7月21日	災害時における応援協力に関する協定	飲料水の供給 販売機内在庫製品の無償提供 等
22	狭山市建設業協同組合	平成18年8月18日	災害時における応急措置に関する協定	道路、河川、上下水道施設、建築物等の応急措置及び障害物の除去
23	狭山市建設安全協力会			
24	狭山市建設業組合			
25	狭山市管工事業協同組合			
26	狭山造園組合			
27	東京電力パワーグリッド(株) 志木支社	平成22年3月16日	大規模災害時における電力復旧に関する協定	電力復旧活動
28	埼玉県電気工事工業組合	平成22年3月16日	災害時における電気設備等の復旧に関する協定	電気設備等の復旧活動等
29	自動車振興会健康保険組合	平成24年1月1日	災害時における応援協力に関する協定	災害時の狭山体育園の使用
31	埼玉葬祭業協同組合	平成25年5月2日	災害時における霊柩車及び棺等葬祭用品の供給に関する協定	霊柩車及び棺等葬祭用品の供給
32	(株)伊藤園	平成26年3月12日	災害時における救援物資(飲料水)の提供に関する協定	飲料水の提供
33	埼玉土建一般労働組合狭山支部	平成27年3月23日	災害時における応急対策に関する協定	倒壊建物等からの救出救援活動等
34	(株)ジェイテクト 狭山工場	平成27年11月18日	災害時における井戸水の供給に関する協定	井戸水の供給
35	生活協同組合コープみらい	平成27年12月16日	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	物資の供給
36	(一社)埼玉建築士会入間第一支部狭山部会	平成27年12月24日	狭山市被災建築物応急危険度判定士の招集に関する協定	応急危険度判定の協力

民間事業所等との協定締結状況(令和5年6月1日現在)

番号	団体名	締結年月日	協定の名称	締結内容
37	イオンリテール(株) 北関東・新潟カンパニー イオン狭山店	平成28年1月5日	災害時における生活必需物資の供給に関する協定	物資の供給
38	イオンリテール(株) 北関東・新潟カンパニー イオン武蔵狭山店 (閉店)			
39	シダックス大新東ヒューマンサービス(株)	平成28年2月12日	災害時における避難所炊き出し業務協力に関する協定	炊き出し及び炊き出し食料の避難所への配送
40	埼玉県石油業協同組合狭山支部 (埼玉県石油業協同組合)	平成28年3月1日	災害時等のガソリン等燃料の優先供給に関する協定	燃料の優先供給
41	埼玉県石油商業組合狭山支部			
42	Jパックス(株)	平成28年5月11日	災害発生時におけるダンボール製品の調達に関する協定	段ボール製簡易ベット等の調達及び避難所等への搬送
43	セッツカートン(株)			
44	埼玉土地家屋調査士会	平成28年9月28日	災害時における家屋被害認定調査に関する協定	家屋被害認定調査の協力等
45	ヒラオカ石油(株)	平成28年12月13日	災害時における燃料の供給に関する協定	燃料の供給
46	(株)ロッテ	平成29年1月19日	災害時における菓子類の供給協力に関する協定	菓子類の供給
47	埼玉県行政書士会	平成30年3月13日	災害時における被災者支援に関する協定	被災者支援のための行政書士が関与できる業務相談
48	一般社団法人埼玉県LPガス協会西武支部	平成30年3月29日	災害時におけるLPガス等の優先供給に関する協定	避難所等にLPガス等の優先供給を受ける
49	ヤフー株式会社	平成31年1月31日	災害に係る情報発信等に関する協定	狭山市が市民に対して必要な情報を「Yahoo!防災速報」等活用して提供する
50	埼玉司法書士会	平成31年2月14日	災害時における被災者等相談の実施に関する協定	司法書士が関与できる被災者等の相談を無料で行う
51	ムサシ王子コンテナ株式会社	令和2年8月20日	災害発生時におけるダンボール製品の調達に関する協定書	避難所の設営等に必要なダンボールベッドなどの物資について支援を受ける
52	株式会社オータ	令和3年7月21日	災害時における施設の使用に関する協定書	災害発生時等避難を要する場合、施設を市民等に使用させる
53	社会福祉法人狭山市社会福祉協議会	令和4年2月10日	災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定	災害ボランティアセンターの設置・運営等
54	株式会社ふくしま	令和4年8月5日	災害時における物資の供給等の協力に関する協定	食料品及び市が実施する炊き出し用食材の提供
55	あけぼのサービス株式会社	令和4年9月22日	災害時等における民間救急車両の利用に関する協定	災害が発生、又は発生するおそれがある場合に、避難行動要支援者の避難を支援
56	株式会社まごころネット	令和4年10月27日	災害時等における民間救急車両の利用に関する協定	災害が発生、又は発生するおそれがある場合に、避難行動要支援者の避難を支援
57	日本電波工業株式会社狭山事業所 栄光産業株式会社(バス運行委託会社)	令和4年11月11日	災害時における避難行動要支援者の輸送の協力に関する協定	災害が発生、又は発生するおそれがある場合に、避難行動要支援者の避難を支援
58	株式会社鷺宮製作所狭山事業所	令和4年11月15日	災害時における避難行動要支援者の輸送の協力に関する協定	災害が発生、又は発生するおそれがある場合に、避難行動要支援者の避難を支援
59	介護タクシー 大みかん	令和4年12月8日	災害時等における民間救急車両の利用に関する協定	災害が発生、又は発生するおそれがある場合に、避難行動要支援者の避難を支援
60	さやまキッチンカー協会	令和4年12月23日	災害時におけるキッチンカーによる炊き出し等の実施の協力に関する協定	災害発生時に避難者に対して炊き出し等を実施
61	埼玉県ホテル旅館生活衛生同業組合 所沢西武支部	令和5年5月31日	災害時における施設利用の協力に関する協定	災害発生時に臨時的かつ一時的に開設する滞在施設として使用できる

※各協定の標題については、現在の団体名・事業所名を記載しています

(1) 国・他市町村

・五市相互応援協定

大規模災害時における相互応援に関する協定書

所沢市長、飯能市長、狭山市長、入間市長、日高市長は、大規模災害時の相互応援に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、所沢市、飯能市、狭山市、入間市、日高市（以下「協定市」という。）の間で発生した大規模災害に関する相互応援に関し、必要な事項を定めるものとする。

(応援の内容)

第2条 応援の内容は次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材等の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急復旧に必要な資機材等の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (5) 指定避難所の相互利用
- (6) 被災者に対する住宅の提供
- (7) 被災児童生徒の小中学校への一時受入れ
- (8) 前各号に掲げるもののほか、特に必要があると認めたもの

(応援要請の窓口)

第3条 協定市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部課を定め、災害が発生したときは、速やかに連絡するとともに必要な情報を相互に提供するものとする。

(応援要請の手続)

第4条 応援を受けようとする市は、次の事項を明らかにして、電話等により要請し、後日別紙災害応援要請書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援の場所又は開設を希望する指定避難所
- (3) 必要とする食糧、飲料水及び生活必需物資の品名と数量
- (4) 必要とする資機材、物資、車両等の品名と数量
- (5) 必要とする職員の職種別人員及び派遣期間
- (6) 住宅の提供を希望する被災者の世帯数、人数及び期間
- (7) 小中学校への一時受入れを希望する被災児童生徒の人数及び期間
- (8) その他応援を必要とする事項等

(経費の負担)

第5条 応援に要する経費の負担は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

(1) 職員の派遣に要する経費は応援を行う市が負担する

(2) 前号に掲げるもののほか応援物資の調達その他応援に要する経費は応援を受ける市が負担する

(情報の交換)

第6条 協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要に応じ情報交換を行うものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、協定市がその都度協議して定めるものとする。

(施行)

第8条 この協定は、平成29年 3月 7日から施行する。

この協定の成立を証するため、本書5通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を所持する。

平成29年 3月 7日

所沢市並木一丁目1番地の1

所沢市

所沢市長 藤 本 正 人

飯能市大字双柳1番地の1

飯能市

飯能市長 大 久 保 勝

狭山市入間川一丁目23番5号

狭山市

狭山市長 小 谷 野 剛

入間市豊岡一丁目16番1号

入間市

入間市長 田 中 龍 夫

日高市大字南平沢1020番地

日高市

日高市長 谷 ケ 崎 照 雄

年 月 日
(午前・午後 時 分)

災 害 応 援 要 請 書

市長

市長

大規模災害時における相互応援に関する協定第4条の規定により、次のとおり要請します。

要請内容

(1) 被害の状況

(2) 応援の場所又は開設を希望する指定避難所

(3) 必要とする食糧、飲料水及び生活必需物資の品名と数量

品名： _____ 数量： _____

(4) 必要とする資機材、物資、車両等の品名と数量

品名： _____ 数量： _____

(5) 必要とする職員の職種別人員及び派遣期間

職種別人員： _____ 派遣期間： _____

(6) 住宅の提供を希望する被災者の世帯数、人数及び期間

世帯数： _____ 人数： _____ 期間： _____

(7) 小中学校への一時受入れを希望する被災児童生徒の人数及び期間

被災児童生徒数： _____ 期間： _____

(8) その他応援を必要とする事項等

【要請担当者】

担当課 _____

氏 名 _____

電 話 _____

・小平市相互応援協定

災害時における相互応援に関する協定書

狭山市と小平市は、災害時における相互応援に関し、次のとおり協定する。

(趣旨)

第1条 この協定は、狭山市と小平市において、大規模な災害が発生し、被災市だけでは十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合における両市間の相互応援について、必要な事項を定めるものとする。

(応援の内容)

第2条 応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需品物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救援、救助及び応急復旧に必要な職員の応援
- (5) 被災者に対する収容施設の提供
- (6) 被災児童生徒の小中学校への一時受入れ
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に必要があると認めるもの

(応援要請の窓口)

第3条 両市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部課を定め、災害が発生したときは、速やかに連絡するとともに必要な情報を相互に提供するものとする。

(応援要請の手続)

第4条 応援を受けようとする市は、次の事項を明らかにして、電話等により要請し、後日別記災害応援要請書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援の場所及び応援場所への経路
- (3) 必要とする食糧、飲料水及び生活必需物資の品名と数量
- (4) 必要とする資機材、物資、車両等の品名と数量
- (5) 必要とする職員の職種別人員及び応援期間
- (6) 収容施設の提供を希望する被災者の世帯数、人数及び期間
- (7) 小中学校への一時受入れを希望する被災児童生徒の人数及び期間
- (8) その他応援を必要とする事項等

(経費の負担)

第5条 応援に要する経費の負担は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

(1) 職員の派遣に要する経費 応援を行う市が負担

(2) 前号に掲げるもののほか応援物資の調達その他応援に要する経費 原則として応援を受ける市が負担

2 応援を受けた市が前項第2号に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援を受けた市から要請があった場合には、応援した市は、当該経費を一時立替えて支弁するものとする。

(情報の交換)

第6条 両市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要に応じ、情報交換を行うものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、両市がその都度協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、両者署名押印の上、各1通保有する。

平成8年1月19日

狭山市入間川一丁目23番5号

狭 山 市

狭 山 市 長 町 田 潤 一

小平市小川町二丁目1, 333番地

小 平 市

小 平 市 長 前 田 雅 尚

災害時相互応援協定の実施に伴う確認書

災害時における相互応援協定（以下「協定」という。）第7条の規定に基づき、協定に定めのない事項及び協定の実施に関し必要な事項について、狭山市と小平市の間において協議し、次のとおり確認する。

第1 協定第2条（応援の内容）に関すること。

1 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供

（1）想定応援品目

応援には迅速性が要求されることから、備蓄規模の大きい次の倉庫の備蓄品を一括支援することとする。また、不足する応援品目については、両市の備蓄品一覧表から選定し、連絡を取りながら順次提供することとする。

〔狭山市での集積所〕

ア 災害対策本部（市役所）

ただし、連絡を受けた場合、各地区の災害対策現地本部（公民館等）に変更になることがある。

イ 智光山公園（市壊滅時状態）

ウ 赤坂の森公園（市壊滅時状態）

〔小平市での集積所〕

ア 中央公園

イ 萩山公園グラウンド

ウ 小平第五小学校

2 被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急復旧に必要な資機材及び物資の提供

（1）想定応援品目

提供可能な応援品目は、次のとおりとする。また、不足する応援品目については両市の備蓄品一覧表から選定し、連絡を取りながら順次提供することとする。

〔狭山市〕 ア 救急医療セット6組

イ テント6張

〔小平市〕 ア 大型救急医療セット8組

イ テント20張

（2）想定輸送先

1 （2）想定集積所と同様とする。

3 救援及び救助活動に必要な車両等の提供

（1）想定応援車両

被災当初の応援車両は、次のとおりとする。また、応援車両等不足する場合については、両市の車両一覧表から不足応援車両を選定し、順次連絡することとする。

〔狭山市〕 ア 道路維持課車両

イ 管財課車両（バス2台）

ウ 10t水槽車及び給水車

エ その他

〔小平市〕 ア 道路管理課車両

イ 清掃事務所車両

ウ 給水車

エ その他

（2）想定参集先

1 （2）想定集積所と同様とする。

4 救援、救助及び応急復旧に必要な職員の応援

(1) 想定応援職員

被災当初の職員の応援は、次のとおりとする。また、看護婦、保健婦、ケースワーカー等必要の場合については、順次応援市へ連絡することとし、応援要請を受けた市は、できる限り対応するものとする。

〔狭山市〕 応援車両の運行に伴う人員（運転手、作業員等）

〔小平市〕 応援車両の運行に伴う人員（運転手、作業員等）

(2) 想定参集先

1 (2) 想定集積所と同様とする。

5 被災者に対する収容施設の提供

避難者の想定収容施設は、次のとおりとする。

〔狭山市〕 ア (狭山市駅周辺) 中央公民館

イ (入曽駅周辺) 富士見公民館

ウ 智光山荘

〔小平市〕 ア (小平駅周辺) 大沼地域センター

イ (花小金井駅周辺) 東部市民センター、花小金井公民館

ウ 各地域センター

なお、通勤通学等で小平市に滞在し又は小平市を通過する狭山市民が、出先で被災し帰宅困難となった場合の一時的避難場所としても使用する。

6 被災児童生徒の小中学校への一時受入れ

両市とも被災児童生徒の居住地区により、柔軟に対応する。

7 前各号に掲げるもののほか、特に必要があると認められるもの

(1) 自衛隊との連携

狭山市は、自衛隊基地を利用した小平市への応援が可能となるよう入間基地と緊密な連携をもつこととする。

(2) 想定災害時臨時離着陸場

ヘリコプターによる救援物資や人員の緊急空輸を考慮して、次のとおりヘリポートを選定する。

〔狭山市〕 ア 消防本部庁舎裏側河川敷

イ 赤坂の森公園

〔小平市〕 ア 中央公園

イ 丸井総合グラウンド

第2 協定第3条（応援要請の窓口）に関すること。

相互応援に関する連絡担当部課は、次のとおりとする。

〔狭山市〕 市民経済部交通防災課

〔小平市〕 防災対策室

第3 協定第4条（応援要請の手続）に関すること。

1 災害応援要請書を別記様式のとおり定める。

2 協定第4条の規定にかかわらず、応援市は、被災市からの要請を待っている間は応急対応に支障が出ると予想されるときは、自らの判断により応援活動を行うものとする。

第4 その他

応援を想定した訓練の実施

両市間の災害時支援が円滑に行われるように、相互に総合防災訓練へ参加するなど訓練を実施するものとする。

この確認を証するため本書2通を作成し、両者記名押印の上、各1通を保有する。

平成8年6月3日

狭山市入間川一丁目23番5号

狭 山 市

狭 山 市 長 町 田 潤 一

小平市小川町二丁目1, 333番地

小 平 市

小 平 市 長 前 田 雅 尚

・ 厚木市相互応援協定

災害時における相互応援に関する協定書

狭山市と厚木市とは、防災姉妹都市（災害時に相互に応援することを目的として協定を結んだそれぞれの都市をいう。）として、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、狭山市と厚木市のいずれかの市域で大規模な災害が発生した場合における両市間の相互応援に関して、必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- （1）食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- （2）被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
- （3）救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- （4）救援、救助及び応急復旧に必要な職員の応援
- （5）被災者を一時収容するための施設の提供及び被災者に対する住宅の提供
- （6）被災児童生徒の小中学校への一時受入れ
- （7）前各号に定めるもののほか、被災市が特に必要があると認められるもの

（連絡調整の窓口）

第3条 両市は平常時において、あらかじめ相互応援に関する連絡窓口となる担当部課を定め、必要な情報を相互に提供するものとする。

（応援要請の手続）

第4条 災害が発生した場合に応援を要請するときは、次の事項を明らかにして、電話等により連絡し、後日、災害応援要請書を送付するものとする。

- （1）被害の状況
- （2）応援の場所及び応援場所への経路
- （3）必要とする食糧、飲料水及び生活必需物資の品名と数量
- （4）必要とする資機材、物資及び車両等の品名等と数量
- （5）必要とする職員の職種別人員及び応援期間
- （6）住宅の提供を希望する被災者の世帯数、人数及び期間
- （7）小中学校への一時受入れを希望する被災児童生徒の人数及び期間
- （8）その他応援を必要とする事項等

（自主的応援）

第5条 相手方に災害が発生したことを認知し、応援の必要があると認めるときは、前条の応援要請を待たずに、自主的に応援するものとする。

- 2 前条の応援は、第2条第1号から第4号までに定める事項とし、その内容は、応援しようとする市が必要と認めるものとする。
- 3 自主的応援を開始した後に、前条の応援要請を受けたときは、前項にかかわらず当該要請に応じた応援を行うものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要する経費の負担は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

(1) 職員の応援に要する経費 経費は応援を行う市が負担する。

(2) 前号に掲げるもののほか、応援物資の調達その他応援に要する経費は、原則として応援を受ける市が負担する。

2 応援を受けた市が前項第2号に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援を受けた市から要請があった場合には、応援した市は、当該経費を一時立て替えて支弁するものとする。

(情報の交換)

第7条 両市は、この協定に基づく相互応援が円滑に行われるよう必要に応じ、情報交換を行うものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、両市がその都度協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、両者署名押印の上、各1通を保有する。

平成8年7月24日

狭山市入間川一丁目23番5号

狭 山 市

狭 山 市 長 町 田 潤 一

厚木市中町3丁目17番17号

厚 木 市

厚 木 市 長 山 口 巖 雄

- ・ 津南町相互応援協定

大規模災害時における友好交流都市相互応援に関する協定書

狭山市と津南町とは、友好交流都市の友愛精神に基づき、大規模災害時における相互応援に関し、次のとおり協定する。

(趣旨)

第1条 この協定は、狭山市と津南町のいずれかの市町域で大規模な災害が発生した場合における両市町間の相互応援について、必要事項を定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救援、救助及び応急復旧に必要な職員の応援
- (5) 被災者を一時収容するための施設の提供及び被災者に対する住宅の提供
- (6) 被災児童生徒の小中学校への一時受入れ
- (7) 前各号に掲げるもののほか、被災市町が特に必要があると認めるもの

(連絡調整の窓口)

第3条 両市町は、平常時において、あらかじめ相互応援に関する連絡窓口となる担当部課を定め、必要な情報を相互に提供するものとする。

(応援の要請)

第4条 災害が発生した場合に応援を要請するときは、次の事項を明らかにして、電話等により連絡し、後日、災害応援要請書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援の場所及び応援場所への経路
- (3) 必要とする食糧、飲料水及び生活必需物資の品名と数量
- (4) 必要とする資機材、物資及び車両等の品名と数量
- (5) 必要とする職員の職種別人員及び応援期間
- (6) 住宅の提供を希望する被災者の世帯数、人数及び期間
- (7) 小中学校への一時受入れを希望する被災児童生徒の人数及び期間
- (8) その他応援を必要とする事項等

(自主的応援)

第5条 相手方に災害が発生したことを認知し、応援の必要があると認めるときは、前条の応援要請を待たずに、自主的に応援するものとする。

2 前条の応援は、第2条第1号から第4号までに定める事項とし、その内容は、応援しようとする市町が必要と認めるものとする。

- 3 自主的応援を開始した後に、前条の応援要請を受けたときは、前項にかかわらず当該要請に応じた応援を行うものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要する経費の負担は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

(1) 職員の応援に要する経費 応援を行う市町が負担する。

(2) 前号に掲げるもののほか、応援物資の調達その他応援に要する経費は、原則として応援を受ける市町が負担する。

- 2 応援を受けた市町が前項第2号に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援を受けた市町から要請があった場合には、応援した市町は、当該経費を一時立て替えて支弁するものとする。

(情報の交換)

第7条 両市町は、この協定に基づく相互応援が円滑に行われるよう必要に応じ、情報交換を行うものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、両市町がその都度協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、両者署名押印の上、各1通を保有する。

平成10年4月16日

狭山市入間川一丁目23番5号

狭 山 市

狭 山 市 長 町 田 潤 一

新潟県中魚沼郡津南町大字下船渡戊585番号

津 南 町

津 南 町 長 小 林 三 喜 男

- 埼玉県相互応援協定

災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定

(目的)

第1条 この協定は、埼玉県内の地域に災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、被災市町村のみでは十分な応急対策及び復旧対策を実施することができない場合において、災対法第67条第1項による市町村相互の応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、埼玉県内の全ての市町村が相互に協力することを確認し、相互応援に関する基本的な事項を定める。

(応援の種類)

第2条 この協定による応援の種類は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (6) 被災傷病者の受入れ
- (7) 遺体の火葬のための施設の提供
- (8) ボランティア受付及び活動調整
- (9) 被災児童及び生徒の応急教育の受入れ
- (10) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続き)

第3条 被災市町村の長は、単一の他の市町村の長に応援を要請しようとする場合には、次の各号に掲げる事項を明らかにして電話等により応援を要請する。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援の種類
- (3) 応援の具体的な内容及び必要量
- (4) 応援を希望する期間
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

- 2 被災市町村の長は、複数の市町村の長に同時に応援を要請しようとする場合には、前項に掲げる事項を明らかにして電話等により埼玉県知事（以下「知事」という。）に対し応援要請の依頼を行い、知事は、他の市町村の長に対し、速やかに要請文書を提出する。
- 3 被災市町村の長は、応援する市町村の長に対し、速やかに要請文書を提出する。

(応援の実施)

第4条 前条第1項の規定により応援要請を受けた市町村の長は、応援の内容を電話等により要請した被災市町村の長及び知事に連絡し、応援を実施する。ただし、特別な事情により応援できない場合は、その旨を直ちに電話等により連絡する。

2 前条第2項の規定により要請内容の伝達を受けた市町村の長は、受諾の可否を速やかに決定し、応援の可否及び応援を実施する場合は、その内容を知事に対し電話等により連絡するとともに応援を実施する。

(応援の実施)

第5条 知事は、前2条に定める相互応援が迅速かつ円滑に実施されるよう応援の調整を行うことができる。

(情報の交換等)

第6条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な情報等を相互に交換するとともに、平常時から応援の受入れ体制の整備に努める。

(その他)

第7条 この協定は、埼玉県広域消防相互応援協定のほか、市町村間の相互応援に関する他の協定を妨げない。

2 この協定の実施に関して必要な事項については、その都度協議して定める。

附則

1 この協定は、平成19年5月1日から施行する。

2 この協定の成立は、埼玉県知事及び県内全市町村長の同意書をもって証する。

平成19年5月1日

同 意 書

狭山市は、「災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」を平成19年 5月 1日をもって締結し、発効させることに同意します。

平成19年4月25日

住 所 埼玉県狭山市入間川1-23-5

市町村名 狭 山 市

代 表 者 狭山市長 仲 川 幸 成 印

災害時の相互応援に関する実施要領

1 定義

この要領において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害であり、地震、津波、暴風、豪雨等の異常な自然現象だけではなく、航空機の墜落、列車衝突転覆等の大規模事故による被害も含む。

2 県、市町村の連絡先

災害時の市町村間の相互応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、県は、年度当初に「県及び市町村の勤務時間及び勤務時間外の連絡先一覧」を作成し、市町村に配布する。

3 応援手続き

(1) 単一の市町村に要請する場合（協定第3条第1項）

① 要請

被災市町村は、災害時相互応援連絡表（様式1）に必要事項を記入し、応援を要請する市町村に県防災行政無線若しくはNTT回線のファックスで送付し、送付したことを電話で連絡する。

② 応援の可否の連絡

要請を受けた市町村は、応援の可否を被災市町村に県防災行政無線若しくはNTT回線で回答する。

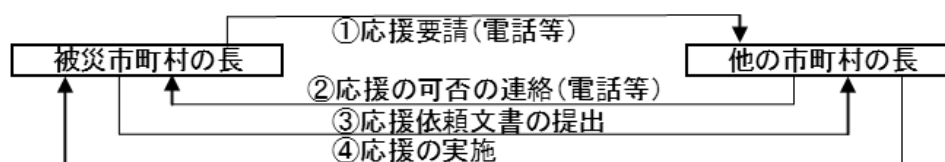
あわせて、受信した様式1に可能な応援を加除して、県防災行政無線若しくはNTT回線のファックスで送付する。

③ 依頼文書の提出

被災市町村は、受信した様式1を添付して、応援を実施する市町村に応援依頼文書（様式3）を送付する。

④ 応援の実施

応援を実施する市町村は、様式3の応援を実施する。



(2) 複数市町村に同時に応援を要請する場合（協定第3条第2項）

① 要請

被災市町村は、災害時相互応援連絡表（様式2）に必要事項を記入し、県に県防災行政無線若しくはNTT回線のファックスで送付し、送付したことを電話で連絡する。

② 要請伝達

県は、様式2を県防災行政無線の一斉FAXで全市町村に送信する。

③ 応援の可否の連絡（電話等）

受信した市町村は、応援の可否を検討する。応援できない市町村はその旨を、応援が可能な市町村は、様式2を加除し、応援が可能な内容を県に県防災行政無線若しくはNTT回線で回答する。

④ 連絡

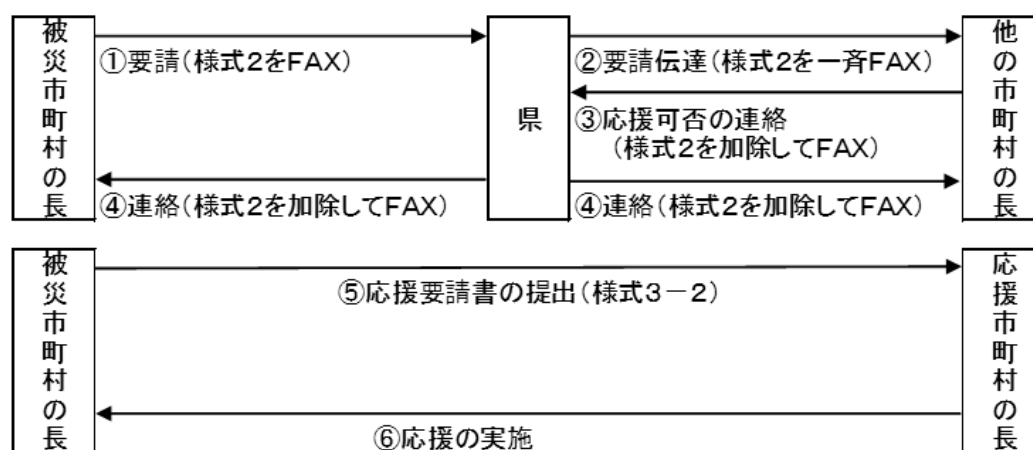
県は、提出された様式2を確認して、必要な調整を行う。県は、調整した内容を様式2に記載して、応援が可能な市町村及び被災市町村に県防災行政無線若しくはNTT回線で送付する。

⑤ 応援要請書の提出

被災市町村は、県から受信した様式2を添付して、応援を実施する市町村に応援要請書（様式3-2）を送付する。

⑥ 応援の実施

応援市町村は、様式3-2の応援を実施する。



様式1(応援要請・個別の場合 直接応援市町村へ)

災 害 時 相 互 応 援 連 絡 表

要請側市町村 連 絡 者	埼 玉 県 連 絡 者	応援側市町村 連 絡 者
担当課 氏名 電話 FAX		担当課 氏名 電話 FAX

次のとおり応援を 要請 （実施）します。

要請市町村	
応援市町村	
要請日時	年 月 日（午前・午後 時 分）
被害の状況	
応援の内容	①被災市町村は、要請する応援の種類・応援の具体的な内容及び必要量を具体的に記入する。必要に応じて別葉すること。 ②受信した市町村は、応援の可否を判断して、応援できる内容・数量を書き加え、被災市町村に返信する。
応援希望時期	
応援場所	
応援経路	
その他 必要事項	

様式2(応援要請・複数応援の場合 県へ)

災 害 時 相 互 応 援 連 絡 表

要請側市町村 連 絡 者	埼 玉 県 連 絡 者	応援側市町村 連 絡 者
担当課 氏名 電話 FAX	担当課 氏名 電話 FAX	担当課 氏名 電話 FAX

次のとおり応援を 要請 (受諾) します。

要請市町村	
応援市町村	
要請日時	年 月 日 (午前 ・ 午後 時 分)
被害の状況	
応援の内容	①被災市町村は、要請する応援の種類・応援の具体的な内容及び必要量を具体的に記入する。必要に応じて別葉すること。 ②受信した市町村は、応援の可否を判断して、応援できる内容・数量を書き加え、被災市町村に返信する。
応援希望時期	
応援場所	
応援経路	
その他 必要事項	

様式 3（応援要請書）

文 書 番 号
年 月 日

応 援 要 請 書

市町村長 様

市町村長

災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定第 3 条第 1 項に基づき、
別添様式 1 のとおり応援を要請します。

様式 3－2（応援要請書）

文 書 番 号
年 月 日

応 援 要 請 書

市町村長 様

市町村長

災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定第 3 条第 2 項に基づき、
別添様式 2 のとおり応援を要請します。

・ 国土交通省関東地方整備局【リエゾン協定】

災害時の情報交換に関する協定

国土交通省関東地方整備局長 下保修（以下「甲」という。）と、狭山市長 仲川幸成（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

（目 的）

第1条 この協定は、狭山市の地域について災害が発生または、災害が発生するおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等（以下、情報交換という）について定め、もって、迅速かつ的確な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の開始時期）

第2条 甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- 一 狭山市内で重大な被害が発生または、発生するおそれがある場合
- 二 狭山市災害対策本部が設置された場合
- 三 その他甲または乙が必要とする場合

（情報交換の内容）

第3条 甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- 一 一般被害状況に関すること。
- 二 公共土木施設（道路、河川、ダム、砂防、都市施設等）の被害状況に関すること。
- 三 その他甲または乙が必要な事項

（情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。

なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（平素の協力）

第5条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

(協議)

第6条 本協定に疑義が生じたとき、または本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は、2通作成し、甲乙押印のうえ各1通を所有する。

平成 23 年 4 月 1 日

甲) 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1

さいたま新都心合同庁舎2号館

国土交通省

関東地方整備局長 下 保 修

乙) 埼玉県狭山市入間川1丁目23番5号

狭 山 市 長 仲 川 幸 成

(2) 4師会等

・ 医師会協定

災害時の医療救護活動についての協定書

狭山市（以下「甲」という。）と社団法人狭山市医師会（以下「乙」という。）は次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、狭山市地域防災計画に基づき、大規模災害が発生した場合に、甲が乙の協力を得て傷病者に対して医療救護活動を行うことを目的とする。

（医療班の派遣）

第2条 甲は、前条の医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し、医療班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の定めにより、甲から要請があった場合は、速やかに医療班を甲の指定する救護所等に派遣するものとする。

（医療班の業務）

第3条 医療班の業務は、次のとおりとする。

（1）傷病者等に対する応急処置

（2）後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定

（3）死亡の確認

（4）医療救護活動の連絡調整

（災害時緊急連絡網）

第4条 乙は、甲から要請があった場合は、別紙災害時緊急連絡網により、情報伝達及び情報収集を行うものとする。

（医療班の輸送）

第5条 医療班の輸送は、原則として甲が行う。

（医薬品等の備蓄及び輸送）

第6条 医療班は、原則として甲が備える医薬品等を使用するものとする。

2 備蓄医薬品等の輸送は、原則として甲が行う。

3 救護所において必要とする給食及び給水は甲が行う。

（医療費）

第7条 救護所における医療費は、無料とする。

2 後方医療施設における医療費は、原則として患者負担とする。

（防災訓練）

第8条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する防災訓練に参加するとともに、当該訓練の参加者中、傷病者が発生したときの医療救護を併せ担当するものとする。

(費用負担)

第9条 第2項の規定に基づき、乙が医療救護活動等を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

(1) 医療班の輸送に要した費用

(2) 医療班が携行した医薬品等を使用した場合の費用

(3) 医療班の医師、看護婦及びその関係者(事務職員等)が、医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

2 前項に定めるものの他、費用負担については、甲乙協議の上、別に定める。

(細目)

第10条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(旧協定書の失効)

第12条 平成5年4月1日付けで締結した災害時の医療救護活動についての協定書は、本協定をもって失効する。

この協定の成立を証するため本協定書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を保有する。

平成10年7月21日

甲：狭山市

狭山市入間川1丁目23番5号

狭山市長 町 田 潤 一 印

乙：社団法人狭山市医師会

狭山市狭山台3丁目24番地

会長 名 知 勇 印

災害時の医療救護活動についての協定書実施細目

平成10年7月21日付けで締結した「災害時の医療救護活動についての協定書」（以下「協定書」という。）第10条の規定に基づく細目は、次のとおりとする。

（救護所設置の特例）

第1条 甲は、避難所等に設置する救護所の他、災害状況により必要と認めたときは、医療救護活動が可能な被災地周辺の医療施設に救護所を設置する。

（費用負担）

第2条 前条により救護所を設置した医療施設において、医療救護活動により生じた施設、設備の損傷については、甲が負担する。

（費用負担の請求報告）

第3条 協定書第9条及び前条の定めによる費用負担の請求報告については、衣料救護活動終了後、速やかに、乙が一括して、甲に請求報告するものとする。

2 医療班の携行した医薬品、衛生材料等を使用した場合の実費は、医薬品・衛生材料使用報告書（様式第1号）にて請求するものとする。

3 医療班の医師等が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合は、事故報告書（様式第2号）に事故傷病者概要（様式第2号—1）を添えて報告するものとする。

4 後方医療施設及び救護所を設置した医療施設等において医療救護活動により生じた施設、設備の損傷に係る費用は、費用負担請求書（様式第2号—2）に物件損傷等報告書（様式第3号）を添えて請求するものとする。

（費用負担の支払い）

第4条 甲は、前条により請求報告された費用負担請求書の内容を双方で協議し、合意の上、速やかに乙に支払うものとする。

（医療費等の実費負担）

第5条 医療班が携行した医薬品、衛生材料等を使用した場合の費用は、実費とする。

（扶助費）

第6条 医療救護に従事した者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、その者が通常得ている収入の額を基準として甲乙協議、合意の上算出した額とする。

(医事紛争の処置)

第7条 医療班が診療活動により、患者との間に医事紛争が生じた場合は、乙は直ちに甲に連絡するものとする。

2 甲は、前項の連絡を受けたときは、速やかに調査し、乙と協議の上、誠意をもって解決にあたるものとする。

(未収金の取り扱い)

第8条 後方医療施設において、災害時の医療救護に係る医療費の未収が生じたときは、速やかにとりまとめ、甲に通知するものとする。

2 甲は、前項の通知を受けたときは、調査の上支払い義務者に対し、当該請求分の支払いを督促するとともに、支払い不能の事情が判明した場合は、乙と協議の上、後方医療施設の負担とならないものとする。

(旧細目等の失効)

第9条 平成5年4月1日付けで締結した災害時の医療救護活動についての協定書実施細目及び災害時の医療救護活動に係る費用負担等に関する覚書は、この細目の締結をもって失効する。

・ 歯科医師会協定

災害時の医療救護活動について協定書

狭山市（以下「甲」という。）と狭山市歯科医師会（以下「乙」という。）は次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、狭山市地域防災計画に基づき、大規模災害が発生した場合に、甲が乙の協力を得て傷病者等に対して歯科医療活動を行うことを目的とする。

（歯科医療班の派遣）

第2条 甲は、前条の歯科医療活動を実施する必要がある場合は、乙に対し、歯科医療班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の定めにより、甲から要請があった場合は、速やかに歯科医療班を甲の指定する救護所等に派遣するものとする。

（歯科医療班の業務）

第3条 歯科医療班の業務は、次のとおりとする。

（1）歯科治療が必要な傷病者等に対する応急処置

（2）後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定

（3）歯科医療活動の連絡調整

（災害時緊急連絡網）

第4条 乙は、甲から要請があった場合は、別紙災害時緊急連絡網により、情報伝達及び情報収集を行うものとする。

（歯科医療班）

第5条 歯科医療班の輸送は、原則として甲が行う。

（医薬品等の備蓄及び輸送）

第6条 歯科医療班は、原則として甲が備える医薬品等を使用するものとする。

2 備蓄医薬品等の輸送は、原則として甲が行う。

3 救護所において必要とする給食及び給水は甲が行う。

（歯科医療費）

第7条 救護所における歯科医療費は、無料とする。

2 後方医療施設における歯科医療費は、原則として患者負担とする。

（防災訓練）

第8条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する防災訓練に参加するとともに、当該訓練の参加者中、傷病者が発生したときの歯科医療救護活動を併せ担当するものとする。

（費用負担）

第9条 第2条の規定に基づき、乙が歯科医療救護活動等を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

（1）歯科医療班の輸送に要した費用

（2）歯科医療班が携行した医薬品等を使用した場合の費用

（3）歯科医療班の歯科医師、歯科衛生士及びその関係者（事務職員等）が、歯科医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

2 前項に定めるものの他、費用負担については、甲乙協議の上、別に定める。

(細目)

第10条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じた場合は、
甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため本協定書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を保有する。

平成10年7月21日

甲：狭山市

狭山市入間川1丁目23番5号

狭山市長 町 田 潤 一 印

乙：狭山市歯科医師会

狭山市中央4丁目27番1号

会長 田 中 洋 之 印

災害時の医療救護活動についての協定書実施細目

平成10年7月21日付け締結した「災害時の医療救護活動についての協定書」（以下「協定書」という。）第10条の規定に基づく細目は、次のとおりとする。

（救護所設置の特例）

第1条 甲は、避難所等に設置する救護所の他、災害状況により必要と認めたときは、医療救護活動が可能な被災地周辺の医療施設に救護所を設置する。

（費用負担）

第2条 前条により救護所を設置した医療施設において、医療救護活動により生じた施設、設備の損傷については甲が負担する。

（費用負担の請求報告）

第3条 協定書第9条及び前条の定めによる費用負担の請求報告については、医療救護活動終了後、速やかに、乙が一括して、甲に請求報告するものとする。

2 歯科医療班の携行した医薬品、衛生材料等を使用した場合の実費は、医薬品・衛生材料使用報告書（様式第1号）にて請求するものとする。

3 歯科医療班の歯科医師等が歯科医療救護活動において負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合は、事故報告書（様式第2号）に事故傷病者概要（様式第2号—1）を添えて報告するものとする。

4 後方医療施設及び救護所を設置した医療施設等において歯科医療活動により生じた施設、設備の損傷に係る費用は、費用負担請求書（様式第2号—1）に、物件損傷等報告書（様式第3号）を添えて請求するものとする。

（費用負担の支払い）

第4条 甲は、前条により請求報告された費用負担請求書の内容を双方で協議し、合意の上、速やかに乙に支払うものとする。

（医薬品等の実費負担）

第5条 歯科医療班が携行した医薬品、衛生材料等を使用した場合の費用は、実費とする。

（扶助費）

第6条 歯科医療活動に従事した者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、その者が通常得ている収入の額を基準として甲乙協議の、合意の上算出した額とする。

(医事紛争の処置)

第7条 歯科医療班が歯科医療活動により、患者との間に医事紛争が生じた場合は、乙は直ちに甲に連絡するものとする。

2 甲は、前項の連絡を受けたときは、速やかに調査し、乙と協議の上、誠意をもって解決にあたるものとする。

(未集金の取り扱い)

第8条 後方医療施設において、災害時の歯科医療に係る医療費の未収が生じたときは、速やかにとりまとめ、甲に通知するものとする。

2 甲は、前項の通知を受けたときは、調査の上支払い義務者に対し、当該請求分の支払いを督促するとともに、支払い不能の事情が判明した場合は、乙と協議の上、後方医療施設の負担とならないものとする。

- ・ 薬剤師会協定

災害時の医療救護活動についての協定書

狭山市（以下「甲」という。）と狭山市薬剤師会（以下「乙」という。）は次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、狭山市地域防災計画に基づき、大規模災害が発生した場合に、甲が乙の協力を得て救護所等に対して医薬品等の供給活動及び医療救護活動を行うことを目的とする。

（医薬品等の供給及び薬剤師班の派遣）

第2条 甲は、前条の医薬品等の供給活動及び医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対して市内保険薬局等に備蓄する医薬品等の供給及び薬剤師班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の定めにより、甲から要請があった場合は、速やかに市内保険薬局等に保有する医薬品等の供給及び薬剤師班を甲の指定する救護所等に派遣するものとする。

（薬剤師班の業務）

第3条 薬剤師班の業務は、次のとおりとする。

- （1）救護所等における傷病者等に対する調剤、服薬指導
- （2）救護所及び医薬品の集積場所等における医薬品の仕分け、監理
- （3）薬剤師班の連絡調整

（災害時緊急連絡網）

第4条 乙は、甲からの要請があった場合は、別紙災害時緊急連絡網により、情報伝達及び情報収集を行うものとする。

（医薬品等及び薬剤師班の輸送）

第5条 市内保険薬局等から供給された医薬品等及び薬剤師班の救護所への輸送は、原則として甲が行う。

（医療費）

第6条 救護所における医療費は、無料となる。

（防災訓練）

第7条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する防災訓練に参加するとともに、当該訓練の参加者中、傷病者が発生したときの医薬品等の供給を併せ担当するものとする。

（費用負担）

第8条 第2条の規定に基づき、乙が医薬品等の供給活動等を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

- （1）市内保険薬局等から供給された医薬品等の費用
- （2）薬剤師班が携行した医薬品等を使用した場合の費用

(3) 薬剤師班の薬剤師及びその関係者（事務職員等）が、医薬品等の供給及び医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

2 前項に定めるものの他、費用負担については、甲乙協議の上、別に定める。

(細目)

第9条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため本協定書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を保有する。

平成10年7月21日

甲：狭山市

狭山市入間川1丁目23番5号

狭山市長 町 田 潤 一 印

乙：狭山市薬剤師会

狭山市狭山台1丁目13番地の6

会長 山 田 芳 久 印

災害時の医療救護活動についての協定書実施細目

平成10年7月21日付けで締結した「災害時の医療救護活動についての協定書」（以下「協定書」という。）第9条の規定に基づく細目は、次のとおりとする。

（救護所設置の特例）

第1条 甲は、避難所等に設置する救護所の他、災害状況により必要と認めたときは、医療救護活動が可能な被災地周辺の医療施設に救護所を設置する。

（費用負担）

第2条 前条により救護所を設置した医療施設において、助産救護活動により生じた施設、設備の損傷については甲が負担する。

（費用負担の請求報告）

第3条 協定書第8条及び前条の定めによる費用負担の請求報告については、医療救護活動終了後、速やかに、乙が一括して、甲に請求報告するものとする。

2 薬剤師班の携行した医薬品、衛生材料等を使用した場合の実費は、医薬品・衛生材料使用報告書（様式第1号）にて請求するものとする。

3 薬剤師班の薬剤師等が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合は、事故報告書（様式第2号）に事故傷病者概要（様式第2号—1）を添えて報告するものとする。

4 後方医療施設及び救護所を設置した医療施設等において医療救護活動により生じた施設、設備の損傷に係る費用は、費用負担請求書（様式第2号—2）に、物件損傷等報告書（様式第3号）を添えて請求するものとする。

（費用負担の支払い）

第4条 甲は、前条により請求報告された費用負担請求書の内容を双方で協議し、合意の上、速やかに乙に支払うものとする。

（医薬品等の実費負担）

第5条 薬剤師班が携行した医薬品、衛生材料等を使用した場合の費用は、実費とする。

（扶助費）

第6条 調剤、服薬指導等に従事した者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、その者が通常得ている収入の額を基準として甲乙協議、合意の上算出した額とする。

(医事紛争の処置)

第7条 薬剤師班が薬事活動により、患者との間に医事紛争が生じた場合は、乙は直ちに甲に連絡するものとする。

2 甲は、前項の連絡を受けたときは、速やかに調査し、乙と協議の上、誠意をもって解決にあたるものとする。

(未収金の取り扱い)

第8条 後方医療施設において、災害時の医療救護に係る医療費の未収が生じたときは、速やかにとりまとめ、甲に通知するものとする。

2 甲は、前項の通知を受けたときは、調査の上支払い義務者に対し、当該請求分の支払いを督促するとともに、支払い不能の事情が判明した場合は、乙と協議の上、後方医療施設の負担とならないものとする。

- ・ 接骨師会(現:柔道整復師会)協定

災害時の医療救護活動についての協定

狭山市（以下「甲」という。）と狭山市接骨師会（以下「乙」という。）は次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、狭山市地域防災計画に基づき、大規模災害が発生した場合に、甲が乙の協力を得て傷病者等に対して医療救護活動を行うことを目的とする。

（接骨師班の派遣）

第2条 甲は、前条の医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し、接骨師班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の定めにより、甲から要請があった場合は、速やかに接骨師班を甲が指定する救護所等に派遣するものとする。

（接骨師班の業務）

第3条 接骨師班の業務は、次のとおりとする。

（1）傷病者等に対する応急処置

（2）後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定

（3）接骨師班の連絡調整

（災害時緊急連絡網）

第4条 乙は、甲から要請があった場合は、別紙災害時緊急連絡網により、情報伝達及び情報収集を行うものとする。

（接骨師班の輸送）

第5条 接骨師班の輸送は、原則として甲が行う。

（医薬品等の備蓄及び輸送）

第6条 接骨師班は、原則として甲が備える医薬品等を使用するものとする。

2 備蓄医薬品等の輸送は、原則として甲が行う。

（医療費）

第7条 救護所における医療費は無料とする。

2 後方医療施設における医療費は、原則として患者負担とする。

（防災訓練）

第8条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する防災訓練に参加するとともに、当該訓練の参加者中、傷病者が発生したときの医療救護活動を併せ担当するものとする。

（費用負担）

第9条 第2条の規定に基づき、乙が医療救護活動等を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

（1）接骨師班の輸送に要した費用

（2）接骨師班が携行した医薬品等を使用した場合の費用

(3) 接骨師班の接骨師及びその関係者（事務職員等）が、医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

2 前項に定めるものの他、費用負担については、甲乙協議の上、別に定める。

(細目)

第10条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため本協定書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を保有する。

平成10年7月21日

甲：狭山市

狭山市入間川1丁目23番5号

狭山市長 町 田 潤 一 印

乙：狭山市接骨師会

狭山市大字北入曽368番地

会長 山 崎 五 郎 印

災害時の医療救護活動についての協定書実施細目

平成10年7月21日付けで締結した「災害時の医療救護活動についての協定書」（以下「協定書」という。）第10条の規定に基づく細目は、次のとおりとする。

（救護所設置の特例）

第1条 甲は、避難所等に設置する救護所の他、災害状況により必要と認めたときは、医療救護活動が可能な被災地周辺の医療施設に救護所を設置する。

（費用負担）

第2条 前条により救護所を設置した医療施設において、医療救護活動により生じた施設、設備の損傷については甲が負担する。

（費用負担の請求報告）

第3条 協定書第9条及び前条の定めによる費用負担の請求報告については、医療救護活動終了後、速やかに、乙が一括して、甲に請求報告するものとする。

2 接骨師班の携行した医薬品、衛生材料等を使用した場合の実費は、医薬品・衛生材料使用報告書（様式第1号）にて請求するものとする。

3 接骨師班の接骨師等が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合は、事故報告書（様式第2号）に事故傷病者概要（様式第2号—1）を添えて報告するものとする。

4 後方医療施設及び救護所を設置した医療施設等において医療救護活動により生じた施設、設備の損傷に係る費用は、費用負担請求書（様式第2号—2）に、物件損傷等報告書（様式第3号）を添えて請求するものとする。

（費用負担の支払い）

第4条 甲は、前条により請求報告された費用負担請求書の内容を双方で協議し、合意の上、速やかに乙に支払うものとする。

（医薬品等の実費負担）

第5条 接骨師班が携行した医薬品、衛生材料等を使用した場合の費用は、実費とする。

（扶助費）

第6条 医療救護活動に従事した者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、その者が通常得ている収入の額を基準として甲乙協議、合意の上算出した額とする。

（医事紛争の処置）

第7条 接骨師班が医療救護活動により、患者との間に医事紛争が生じた場合は、乙は直ちに甲に連絡するものとする。

2 甲は、前項の連絡を受けたときは、速やかに調査し、乙と協議の上、誠意をもって解決にあたるものとする。

（未収金の取り扱い）

第8条 後方医療施設において、災害時の医療救護に係る医療費の未収が生じたときは、速やかにとりまとめ、甲に通知するものとする。

2 甲は、前項の通知を受けたときは、調査の上支払い義務者に対し、当該請求分の支払いを督促するとともに、支払い不能の事情が判明した場合は、乙と協議の上、後方医療施設の負担とならないものとする。

災害時の医療救護活動についての協定書実施細目

平成10年7月21日付けで締結した「災害時の医療救護活動についての協定書」（以下「協定書」という。）第10条の規定に基づく細目は、次のとおりとする。

（救護所設置の特例）

第1条 甲は、避難所等に設置する救護所の他、災害状況により必要と認めたときは、医療救護活動が可能な被災地周辺の医療施設に救護所を設置する。

（費用負担）

第2条 前条により救護所を設置した医療施設において、助産救護活動により生じた施設、設備の損傷については甲が負担する。

（費用負担の請求報告）

第3条 協定書第9条及び前条の定めによる費用負担の請求報告については、助産救護活動終了後、速やかに、乙が一括して、甲に請求報告するものとする。

2 助産婦班の携行した医薬品、衛生材料等を使用した場合の実費は、医薬品・衛生材料使用報告書（様式第1号）にて請求するものとする。

3 助産婦班の助産婦等が助産救護活動において負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合は、事故報告書（様式第2号）に事故傷病者概要（様式第2号—1）を添えて報告するものとする。

4 後方医療施設及び救護所を設置した医療施設等において助産救護活動により生じた施設、設備の損傷に係る費用は、費用負担請求書（様式第2号—2）に、物件損傷等報告書（様式第3号）を添えて請求するものとする。

（費用負担の支払い）

第4条 甲は、前条により請求報告された費用負担請求書の内容を双方で協議し、合意の上、速やかに乙に支払うものとする。

（医薬品等の実費負担）

第5条 助産婦班が携行した医薬品、衛生材料等を使用した場合の費用は、実費とする。

（扶助費）

第6条 助産救護活動に従事した者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、その者が通常得ている収入の額を基準として甲乙協議、合意の上算出した額とする。

（医事紛争の処置）

第7条 助産婦班が医療救護活動により、患者との間に医事紛争が生じた場合は、乙は直ちに甲に連絡するものとする。

2 甲は、前項の連絡を受けたときは、速やかに調査し、乙と協議の上、誠意をもって解決にあたるものとする。

（未収金の取り扱い）

第8条 後方医療施設において、災害時の助産救護に係る医療費の未収が生じたときは、速やかにとりまとめ、甲に通知するものとする。

2 甲は、前項の通知を受けたときは、調査の上支払い義務者に対し、当該請求分の支払いを督促するとともに、支払い不能の事情が判明した場合は、乙と協議の上、後方医療施設の負担とならないものとする。

- ・ 4師会等協定統一様式

様式第1号

医薬品・衛生材料使用報告書

【医薬品】

品 名	使用量	薬価基準の購入価格		備 考
		単価	請求額	
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				

【衛生材料】

品 名	使用量	薬価基準の購入価格		備 考
		単価	請求額	
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				

平成 年 月 日

狹 山 市 長 様

医薬品、衛生材料使用について、上記のとおり請求します。

団 体 名 :
会 長

印

事 故 報 告 書

平成 年 月 日から平成 年 月 日までの間における医療救護活動

（防災訓練参加時を含む）によって生じた事故について別紙事故傷病者概要のとおり報告し

ます。

平成 年 月 日

狭 山 市 長 様

団 体 名 :

会 長

印

事故傷病者概要

氏 名		性 別	男 ・ 女	電話番号		
住 所					年 齢	歳
職 種		所属機関名				
傷 病 名		程 度	重症 ・ 中等症 ・ 軽傷	転 帰		
入院・外来 医療機関名						
治療期間	入院 : 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 ()日間					
	外来 : 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 ()日間					
受 傷（発 病）日 時		平成 年 月 日 午前・午後 時 分				
受 傷（発 病）場 所						
受 傷（発 病）時 の 状 況						

費 用 負 担 請 求 書

平成 年 月 日から平成 年 月 日までの間における医療救護活動

(防災訓練参加時を含む)によって生じた施設、設備の損傷に係わる費用を請求します。

請 求 額 :

平成 年 月 日

狭 山 市 長 様

団 体 名 :

会 長

印

物 件 損 傷 報 告 書

	物 件 名	損傷種類	損傷程度	数 量	単 価	金 額	備 考
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31							
32							
33							
34							
35							
36							
37							
38							
39							
40							
41							
42							
43							
44							
45							
合 計							

(3) 民間事業所等

・井戸水供給事業所協定

災害時における井戸水の供給に関する協定書

狭山市と_____（以下「事業所」という。）とは、
災害時における井戸水の供給に関し、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模な災害発生時に、狭山市だけでは、被災市民に対し十分な生活用水等の供給ができない場合において、事業所が本協定に基づき、被災市民に対し井戸水を供給することについて、狭山市と事業所との間において、必要な事項を定めるものとする。

（連絡窓口）

第2条 両者は、あらかじめ井戸水の供給に関する連絡窓口を別紙1のとおり定め、情報を交換するものとする。

（供給体制の確立）

第3条 大規模な災害の発生により、狭山市に災害対策本部が設置されたとき、事業所は該当井戸の使用が可能な場合、自主的に井戸水の供給体制を確立し、被災市民に対して供給を開始するものとする。

（立入可能区域等の設定）

第4条 狭山市と事業所は、あらかじめ事業所内における被災市民の立入可能区域及び井戸水の供給場所を定め、事業所は、井戸水を供給する際、バリケード、立入規制ロープ等により、区域や場所を明示するものとする。

（井戸水の供給時間）

第5条 井戸水の供給時間は、次のとおりとする。

- (1) 事業所の定めた供給時間内とする
- (2) 臨時的に供給時間を定めた場合は、その定めた時間内とする

（水質検査の実施）

第6条 狭山市は、本協定を締結した事業所の井戸に対して、必要があれば、年一回の水質検査を実施するものとする。

- 2 水質検査項目は、別紙2水質検査仕様のとおりとする。
- 3 水質検査に要する費用は、狭山市の負担とする。

(費用負担)

第7条 事業所が被災市民に対して井戸水を供給したときに要した費用については、原則として、事業所が負担することとする。

(井戸水の供給終了)

第8条 井戸水の供給を終了するときは、次のいずれかによる。

- (1) 狭山市又は事業所が、供給終了を申し出たとき
- (2) 事業所が、供給終了の表示をしたとき
- (3) 水道事業が復旧したとき

(協定の改廃)

第9条 本協定の改正及び廃止については、両者において、協議するものとする。

この協定の締結を証するため、両者記名押印の上、各1通保有する。

平成 8年 月 日

狭山市入間川一丁目23番5号

狭 山 市

狭 山 市 長 町 田 潤 一

災害時井戸水供給協定事業所一覧表

No.	所 在 地	事 業 所 名	
1	富士見 2-15-1	シチズンマイクロ(株)	狭山事業所
2	富士見 2-15-2	(株)山本製作所	入間川事業所
3	富士見 2-20-1	(株)コーセー 狭山事業所	総務課
4	上奥富 1203	味のー醸造(株) 狭山工場	
5	柏原 570-6	Honda Cars 埼玉	グロス狭山センター
6	柏原 1984	社団法人 東京ゴルフ倶楽部	
7	根岸 571	(株)サンワ	
8	根岸 689-1	エース工業(株)	
9	笹井 412	(株)武蔵カントリー倶楽部	笹井コース
10	笹井 535	(株)鷺宮製作所	狭山事業所 施設課
11	新狭山 1-3-5	柳河精機(株) 狭山工場	設備管理課
12	新狭山 1-5-14	(株)ジェイテクト	工務部 総務課

水 質 検 査 の 仕 様

井戸水の水質検査は、生活用水としての利用となるため、次の10項目について実施するものとする。

	項 目	備 考
1	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	井戸水中の窒素肥料、生活排水等の混入
2	塩素イオン	井戸水中の生活排水、工業排水等の影響
3	有機物等（全有機炭素（TOC）の量）	井戸水中の有機物量
4	PH値	井戸水中のイオン化傾向
5	臭気	井戸水中の臭い
6	色度	井戸水中の色
7	濁度	井戸水中の透明度
8	一般細菌	井戸水中の病原性生物による汚染
9	大腸菌群	井戸水中の大腸菌群による汚染
10	亜硝酸態窒素	井戸水中の窒素肥料、生活排水等の混入

- ・ 埼玉第一交通グループ協定

災害時情報連絡活動協力に関する協定書

狭山市（以下「甲」という。）と埼玉第一交通グループ（以下「乙」という。）は、大規模災害時の応援協力に関し、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、狭山市域で大規模な災害が発生し、応急対策のため緊急に情報収集の必要が生じた場合、甲が乙に当該情報の提供について協力を求めることに関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力）

第2条 乙は、前条の災害について、甲の要請によるか又はそのいとまがない場合は、自主的に乙の知り得た情報を甲に伝達し、甲の必要とする情報収集に協力するものとする。

（伝達）

第3条 甲は、乙からの情報内容が他の防災関係機関の所管する事項のときは、速やかに当該関係機関に、その情報を伝達するものとする。

（費用）

第4条 第2条の規定に基づく乙の情報提供に要する費用は、無償とする。ただし、甲の要請により人命救助活動に従事した場合は、甲はその活動に関わる実費を乙に支払うものとする。

（期間）

第5条 この協定は、甲乙協議のうえ、特別の定めをする場合を除き、その効力を維持するものとする。

（協議）

第6条 この協定の運用について、疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

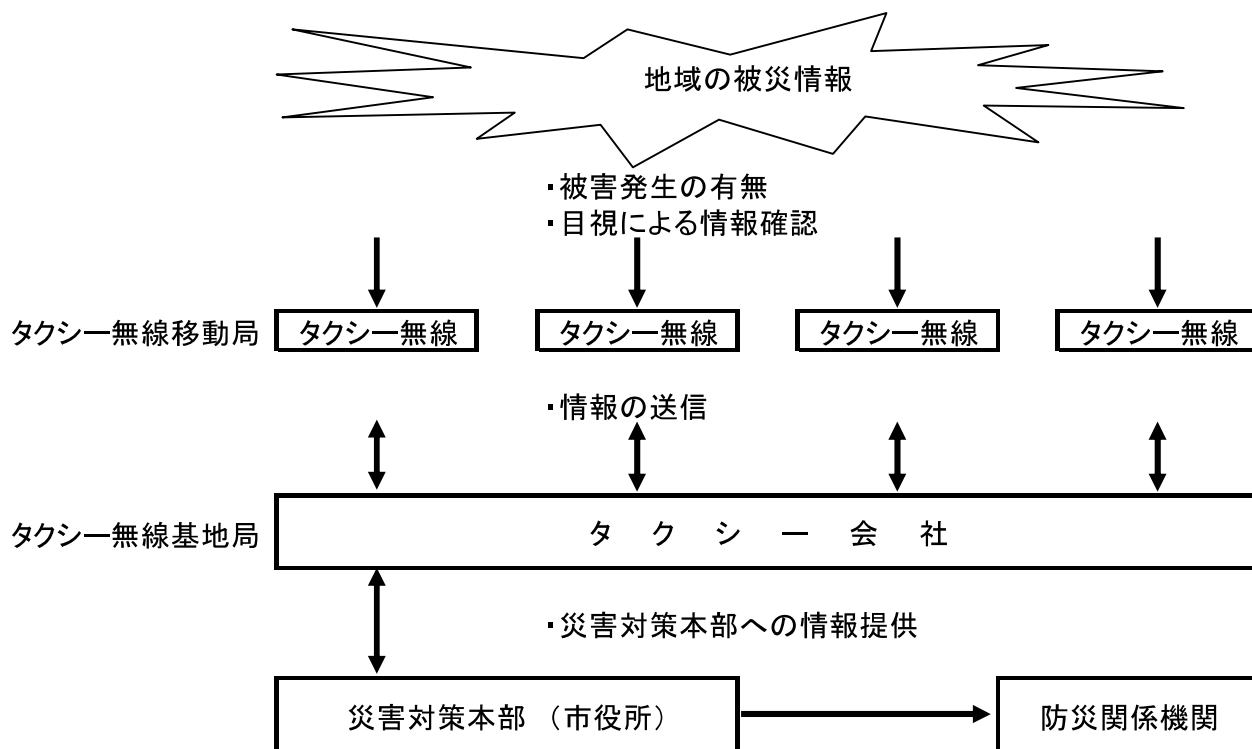
この協定の成立を証するため本協定書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を保有する。

平成8年12月12日

甲 狭山市入間川1丁目23番5号
狭山市
狭山市長 町田 潤 一

乙 狭山市富士見2丁目22番2号
埼玉第一交通グループ
代表取締役 田 中 亮 一 郎

タクシー無線活用システム



災害対策本部連絡窓口

危機管理課 TEL 04-2953-1111 内線3694

- ・ 狭山市食品衛生協会

災害時における応急食糧供給等の協力に関する協定書

狭山市（以下「甲」という。）と狭山市食品衛生協会（以下「乙」という。）は、大規模災害時の応援協力に関し、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、狭山市域で大規模な災害が発生した場合、又は甲の災害時相互応援協定市等からの応援要請が甲にあった場合に、甲と乙とが、相互に協力して災害時の生活の早期安定を図るため、応急食糧供給等の協力に関する事項について定めるものとする。

（応援協力の種類）

第2条 乙の甲への応援協力の種類は、次のとおりとする。

- （1）保有食料品の供給
- （2）仕出し弁当等の供給
- （3）炊き出しへの協力
- （4）前3号に定めるもののほか、特に必要があると認めるもの

（連絡調整の窓口）

第3条 両者は平常時において、あらかじめ応援協力に関する連絡窓口を定め、必要な情報を相互に提供するものとする。

（応援要請の手続）

第4条 甲の乙に対する要請手続は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

（応急食糧供給の協力実施）

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有食料品及び仕出し弁当等の優先供給及び運搬に対する協力等に、 possible の限り積極的に努めるものとする。

（応急食糧）

第6条 甲が乙に要請する災害時の応急食糧は、被害の状況に応じ、原則として別表1のとおりに指定する。

（経費の負担）

第7条 応援協力に要する経費の負担は、次のとおりとする。

- （1）供給した保有食料品の対価については、甲が負担する。
- （2）供給した仕出し弁当等の対価については、甲が負担する。
- （3）炊き出しの材料実費分については、甲が負担する。
- （4）前3号に掲げる以外の経費は、甲乙協議の上決定する。

2 前項1号から3号に規定する経費は、乙の提出する出荷確認書等に基づき、災害時直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じた場合は、甲乙協議上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため本協定書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を保有する。

平成9年1月27日

甲 狭山市入間川1丁目23番5号
狭山市
狭山市長 町 田 潤 一

乙 狭山市入間川1丁目23番5号
狭山市食品衛生協会
会 長 西 村 清 一 郎

(別表1) 災害時応急食糧

段 階 想 定	第 1 段 階 ライフラインストップ	第 2 段 階 電 気 復 旧	第 3 段 階 水 道 復 旧
期 間	災害当日	3 日～6 日	7 日～
品 名	水・食料 菓子パン 牛乳 果物 レトルト職員 缶詰 その他	水・食料 菓子パン・調理パン 牛乳 果物 レトルト食品 缶詰 切り餅 インスタントラーメン 仕出し弁当 味噌汁 その他	米 食パン めん類 バター・ジャム 肉・魚 野菜 果物 レトルト食品 インスタントラーメン 緑茶・コーヒー・紅茶 仕出し弁当 味噌汁 その他

- (1) 応急食糧は、概ね上記の段階、期間ごと品目を基準とし、災害や緊急度の状況に合わせ調達する。
- (2) 品目は上記のほか、甲乙協議の上、その都度指定できるものとする。

・（株）セレスポ協定

震災時における緊急設備支援に関する協定書

狭山市（以下「甲」という）と株式会社セレスポ（以下「乙」という）は、地震災害時における避難所開設に必要な設備の緊急支援に関する協定を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、狭山市に地震災害が発生した場合において、甲の指定する避難所に乙の避難所用テント設備の設置等緊急対応システム「震災サポート」（以下「システム」という。）を提供することをもって、迅速に避難所を開設し被災者の救援に寄与することを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、地震災害時における乙のシステム稼働の必要があると認めた時は、乙にその稼働を要請するものとする。

2 システム稼働要請における甲の連絡責任者及び乙の要請連絡先については、別表1に定める。

（要請事項の措置）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、要請事項について速やかに適切な措置を取ると共に、その措置事項を甲に報告するものとする。

（システムの内容等）

第4条 要請後、乙は可能な限り速やかに避難所に緊急本部、救援物資受入、ボランティア受入及び救護所を目的としたテントキャンプ資材を搬入し設置するものとする。

2 搬入し設置する資材は別表2に定める。

3 甲の要請により搬入、設置した設備については、その資材、備品の汚損、破損、紛失の責を乙は甲にこれを求めない。

（稼働範囲）

第5条 乙が甲の要請に基づき稼働する場所は、甲の指定避難所のうち5箇所とする。

2 稼働する場所は別表2に定める。

（システムの稼働料金）

第6条 本システムの稼働料金は、災害発生直前における適正料金とし、乙は年度ごとにその料金表を甲に提出するものとする。

（協議事項）

第7条 この協定の実施について疑義が生じたとき、またはこの協定に定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

（協定の費用）

第8条 この協定の締結に要する費用は無料とする。

(協定期間)

第9条 この協定は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までとする。ただし、協定期間の満了する60日前までに甲乙いずれからも申出がない場合は更に協定を1年間更新するものとし、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成29年 4月 1日

甲 埼玉県狭山市入間川1丁目23番5号
狭山市
狭山市長 小谷野 剛

乙 東京都豊島区北大塚1丁目21番5号
株式会社セレスポ
代表取締役社長 稲 葉 利 彦

協定に関する補足事項

本補足事項は、 甲 狭山市 と、乙 株式会社セレスポ との間で
平成29年4月1日に締結された「震災時における緊急設備支援に関する協定書」
を補足する事項に関して取り決めたものです。

甲 支援要請責任者

平成29年4月1日現在

災害用優先電話	①			
	②			
代表電話番号				
代表FAX番号				
氏名	部署	役職	メール	

乙 震災サポート要請先

第一要請先	名 称			
	所在地			
	責任者			
	緊 急	平 日 昼 間		
	連絡先	休 日・夜 間		
Eメール			携帯メール	
第二要請先	名 称			
	所在地			
	責任者			
	緊 急	平 日 昼 間		
	連絡先	休 日・夜 間		
Eメール			携帯メール	

別表ー2

協定避難所および対応内容

平成29年4月1日現在

各施設につき、次の対応内容とする。	資材の種類・数量	テント 2×3間	4 張
		テーブル	4 台
		養生シート	8 枚

別表ー3

平成29年4月1日現在

避難所	避難所名称	避難所住所	備考欄
1.	新狭山公園	狭山市新狭山1ー4	・パイプテント(2間×3間) 4張 ・養生シート 8枚 ・テーブル 4台
2.	三ツ木公園	狭山市新狭山3ー3	同 上
3.	中原公園	狭山市新狭山2ー13ー1	同 上
4.	狭山台中央公園	狭山市狭山台3ー28	同 上
5.	狭山体育園	狭山市水野632	同 上

- ・ 日本郵便(株)狭山郵便局覚書

災害時における狭山市と狭山郵便局の協力に関する覚書

狭山市（以下「甲」という。）及び狭山郵便局（以下「乙」という。）は、狭山市内に発生した地震、その他の災害時において、互助精神に基づき、狭山市及び狭山市内の郵便局が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するため、次のとおり覚書を締結する。

（用語の定義）

第1条 この覚書において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）

第2条第1号に定める被害をいう。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、狭山市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- (1) 乙が所有し、又は管理する施設及び用地の避難場所、物資集積場所等としての提供
- (2) 甲が所有し、又は管理する施設及び用地の提供
- (3) 甲又は乙が収集した被災市民の避難先及び被災状況の情報の相互提供
- (4) 乙は必要に応じ避難所に臨時郵便差出箱を設置
- (5) 災害救助法適用時における郵便・為替貯金・簡易保険の郵政事業に係わる災害特別事務取扱い及び援護対策
- (6) その他、前記（1）～（5）に定めのない事項で、協力できる事項

（協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定による要請を受けたときは、その重要性を鑑み、協力するよう努めなければならない。

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力をした者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、それぞれ要請した者が、適正な方法により算出した金額を負担する。

2 前項の負担につき疑義が生じたときは、甲及び乙が協議をし、負担すべき額を決定する。

（災害対策本部への参加）

第5条 甲の災害対策本部のメンバーに、オブザーバーとして狭山郵便局長が加わることができる。

(災害情報等連絡体制の整備)

第6条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(防災訓練への参加)

第7条 乙は、甲の行う防災訓練等に参加することができる。

(情報の交換)

第8条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行う。

(連絡責任者)

第9条 この覚書に関する連絡責任者は、甲においては狹山市長、乙においては狹山郵便局長とする。

(協議)

第10条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義が生じたときは、両者が協議し決定する。

この覚書の締結を証するため、この書面2通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成9年5月12日

甲 狹山市入間川1丁目23番5号
狹 山 市
狹 山 市 長 町 田 潤 一

乙 狹山市富士見1丁目15番32号
郵政省狹山郵便局
狹 山 郵 便 局 長 鈴 木 恒 司

・ 狭山ケーブルテレビ（株） 協定

災害時における放送要請に関する協定書

狭山市（以下「甲」という。）と狭山ケーブルテレビ株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における放送（以下「緊急放送」という。）要請に関し、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）

第57条に準拠し、狭山市長が乙に放送を行うことを求めることに関して必要な事項を定めるものとする。

（放送要請）

第2条 狭山市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、乙に対して緊急放送を行うことを求めることができる。

(1) 法第56条の規定に基づく通知または警告が緊急を要する場合において、公衆電気通信設備、有線電気通信設備若しくは無線設備により通信することができないとき

(2) 前号の場合において、公衆電気通信設備、有線電気通信設備若しくは無線設備により通信することが著しく困難なとき、または通信しても通信効果が低いと判断されるとき

(3) 災害情報を市民に提供する必要があると判断されるとき

（要請の手続き）

第3条 狭山市長は、乙に対し前条の緊急放送を行うことを求めるときは、次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。ただし、狭山市消防本部よりCATV緊急情報提供システムを活用して狭山ケーブルテレビ9チャンネル（コミュニティチャンネル）の放送画面上に文字スーパーにて放送する場合を除くものとする。

(1) 放送要請の理由

(2) 放送事項

希望する放送日時及び放送内容

その他必要な事項

（放送の実施）

第4条 乙は、狭山市長から前条の要請を受けたときは、直ちに当該緊急放送要請事項に係る放送の形式、時刻等を決定し、放送するものとする。

（費用）

第5条 第4条の規定に基づく緊急放送の実施に要する費用負担は、次のとおりとする。

(1) 乙は、原則として乙の放送局員が放送に従事している時間内は費用を請求しないものとする。ただし、災害による被害が甚大であり、放送期間が相当な期間を要する場合は、甲、乙の協議によるものとする

(2) 甲より乙に対して、前号に掲げる時間外またはスタジオが無人になる時間に緊急放送の実施要請を行った場合の費用については、甲、乙の協議によるものとする

(3) 放送の実施により、予定していた提供番組、コマーシャル放送ができなかった場合は、甲、乙の協議により解決を図るものとする

(連絡責任者)

第6条 第3条の規定に基づく緊急放送の要請に係る事項の伝達及びこれに関する連絡を確実かつ円滑なものにするため、狭山市企画総務部広報課長及び狭山ケーブルテレビ株式会社連絡窓口担当者を連絡責任者とする。

(雑則)

第7条 前各条に規定するもののほか、この協定の実施に関し必要な事項は、甲、乙が協議して定めるものとする。

(協定の適用日)

第8条 この協定は、平成11年1月13日から適用する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成11年1月13日

甲 狭山市入間川1丁目23番5号
狭山市
狭山市長 町 田 潤 一

乙 狭山市富士見2丁目4番5号
狭山ケーブルテレビ株式会社
代表取締役 清 水 武 信

災害時における緊急放送要請書兼報告書

☐ 狭山ケーブルテレビ(株)

御中

☐ 狭山市

☐ 緊急放送を要請します。

☐ 報告します。(平成 年 月 日放送)

☐ 狭山ケーブルテレビ(株)

☐ 狭山市

要請年月日		年 月 日	発信時刻		□広報課担当者	
発信	電話番号		時 分	□危機管理課担当者		
	FAX番号			□消防本部担当者		
受信年月日		年 月 日	発信時刻		□S-CAT担当者	
受信	電話番号		時 分			
	FAX番号					
放送年月日		年 月 日	放送時刻		時 分	
放送回数		☐ 繰り返す ☐ 1回のみ ☐ その他				
放送タイトル						

【災害情報または放送依頼内容等】

- （一社）埼玉県トラック協会いるま野支部狭山地区協定

災害時における人員、物資等の輸送に関する協定書

狭山市（以下「甲」という。）と埼玉県トラック協会飯能支部（以下「乙」という。）は、災害時における人員、物資等の輸送（以下「緊急輸送」という。）に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の地域に地震、風水害等の災害が発生し、甲が災害応急対策活動を行うために貨物自動車運送事業用自動車（以下「事業用自動車」という。）による緊急輸送が必要となった場合に、乙の協力により迅速に事業用自動車を調達することによって、災害応急対策活動の迅速化を図り、もって市民生活の安定に寄与することを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、災害応急対策活動を実施するために緊急輸送を乙に要請する場合は、様式1「緊急輸送要請書」により行うものとする。ただし、文書により要請することが困難な場合は、口頭により要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（実施）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、特別な理由がない限り他に優先して、その所属する運送業者を指定し（以下「指定運送業者」という。）、事業用自動車を甲の利用に供することができるようにするものとする。

（報告）

第4条 乙は、前条の規定により緊急輸送を実施した場合は、甲に対して様式2「緊急輸送実施報告書」により報告するものとする。

（運賃及び料金）

第5条 甲は、緊急輸送に要した運賃及び料金を乙に支払うものとする。

2 前項の運賃及び料金は、貨物自動車運送事業法（平成元年12月法律第83号）第11条の規定により運輸大臣に届出した額によるものとする。

（事故等）

第6条 緊急輸送している事業用自動車が、故障その他の理由により運行を中断したときは、乙は速やかに当該事業用自動車を交換して、その供給を継続しなければならない。

2 乙は、緊急輸送に際し、事故が発生したときは、甲に対して速やかにその状況を報告しなければならない。

（損害賠償及び紛争解決）

第7条 指定運送業者は、緊急輸送中に甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。また、当該損害に関し紛争が生じた場合は、紛争の早期解決のために誠実に対応するものとする。

(災害補償)

第8条 緊急輸送中の従事者の責めに帰することができない理由により、当該従事者が死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になったときは、指定運送業者が補償する。ただし、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第84条第1項の規定が適用される場合は、甲が補償する。

(災害時相互応援協定市等への適用)

第9条 この協定は、甲が締結する災害時相互応援協定市等の地域に地震、風水害等の災害が発生し、甲が災害応急対策活動を行うために事業用自動車による緊急輸送が必要となった場合についても適用する。

(連絡)

第10条 第2条の規定に基づく緊急輸送要請書に係る事項の伝達及び連絡を確実なものにするため、狭山市企画総務部契約管理課長及び埼玉県トラック協会飯能支部長を連絡責任者とする。

(協定の期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定の締結日から平成12年3月31日までとする。ただし、この協定期間満了30日前までに、甲、乙いずれかが協定の解除又は協定の変更の申し出をしないときは、1年間延長されたものとみなし、以後はこの例によるものとする。

(協議)

第12条 前各条に規定するもののほか、この協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲、乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成11年1月17日

甲 狭山市入間川1丁目23番5号
狭 山 市
狭 山 市 長 町 田 潤 一

乙 入間市大字根岸55番地の1
社団法人埼玉県トラック協会飯能支部
支 部 長 中 山 春 彦

様式第1号

狭危発第 号
年 月 日

緊急輸送要請書

(一社)埼玉県トラック協会
いるまの支部狭山地区長 様

狭 山 市 長

「災害時における人員、物資等の輸送に関する協定」に基づき、下記のとおり要請します。

緊急輸送の要請内容	
要 請 理 由	
輸 送 年 月 日 (期間)	年 月 日 ～ 年 月 日 (日間)
輸 送 場 所	
輸 送 品 目 及 び 量	1 箱 2 箱 3 箱 4 箱 5 箱
車 種 (形 状)	
台 数	
物 資 積 込 場 所	1 2 3
そ の 他	

様式第2号

第 号
年 月 日

緊急輸送実施報告書

狭山市長様

(一社) 埼玉県トラック協会
いるまの支部狭山地区長

「災害時における人員、物資等の輸送に関する協定」に基づき、緊急輸送を実施しましたので、
下記のとおり要請します。

緊急輸送の実施内容	
輸送年月日 (期間)	年 月 日 ～ 年 月 日 (日間)
輸送場所	
輸送品目及び量	1 箱 2 箱 3 箱 4 箱 5 箱
車種 (最大積載量)	
台数	
物資積込場所	1 2 3
事業者名	
乗務員数	
その他	

1. 添付書類 : 請求書

・生活必需物資協定

災害時における生活必需物資の供給に関する協定書

狭山市（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）
とは、狭山市内における地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）発生時において、生活必需物資（以下「物資」という。）の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、狭山市に災害が発生したとき、甲及び乙が相互に協力して、市民生活の早期安定を図るため、乙の所有する物資の供給に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 災害時において、物資の救援対策が必要とされた場合は、甲は、乙に対し協力要請を行うものとする。

（協力の内容）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けた場合は、積極的に応じるものとし、その協力の内容は次のとおりとする。

- (1) 災害時において甲が必要とする応急食料の供給
 - (2) 災害時において甲が必要とする生活必需品の供給
- 2 乙が協力する物資は、乙が現に保有しかつ確保できる物資とし、その品目は、原則として別表のとおりとする。

（要請の手続）

第4条 甲は、乙に対して、次に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し事後文書を提出するものとする。

- (1) 協力を要請する理由
- (2) 必要とする物資の品目、数量
- (3) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（報告）

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、要請事項について速やかに調査し、甲に報告するものとする。

（物資の引取）

第6条 物資の引き渡し場所は、甲が指定するものとし、甲は、当該場所へ職員等を派遣し納品書等を確認のうえ引き取るものとする。

（未使用物資の引取）

第7条 前条の規定により、乙が納入した物資のうち未使用のものについては、甲の求めにより当該物資を提供した乙がこれを引き取るものとする。ただし、著しく価値が低下

したものについては、この限りではない。

（物資の価格）

第8条 物資の取引価格は、災害発生直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議して決定するものとする。

（代金の請求）

第9条 乙は、第4条の規定に基づき、甲に物資を納入した時は、前条の規定により定めた価格により、甲にその代金を請求するものとする。

（協定の有効期間）

第10条 この協定の有効期限は、協定の締結の日から平成14年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日30日前までに甲乙いずれかが協定の解除又は変更の申し出をしないときは、1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

（協議事項）

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成13年3月22日

甲 狭山市入間川一丁目23番5号
狭 山 市
狭 山 市 長 町 田 潤 一

乙 _____

別 表

生 活 必 需 物 資 一 覧

段 階		第1段階 ライフラインストップ 災害～3日	第2段階 電気復旧 4日～6日	第3段階 水道復旧 7日～
品 目	応 急 食 料	飲料水 牛乳・ジュース類 菓子パン レトルト食品 缶詰類 果物	飲料水 インスタント食品 レトルト食品 缶詰類 調味料	米・食パン・麺類 インスタントラーメン 肉・魚・野菜 レトルト食品 果物 茶・コーヒー・紅茶
	生 活 必 需 品	懐中電灯 乾電池 バケツ 洗面用具 ウエットティッシュ ゴミ袋 トイレットペーパー 紙おむつ ガスコンロ・ガスボンベ なべ・釜 炭・固形燃料 毛布 ゴザ等の敷物	紙おむつ 生理用品 靴下・下着類 タオル 食器類 トイレットペーパー なべ・釜 石油ストーブ	トイレットペーパー 下着類 なべ・釜

※品目は、上記のほか災害の規模や緊急度合いにより、その都度決定できるものとする。

生活必需物資供給協定先一覧

協 定 先	住 所	連 絡 先
(株)ヤオコー	埼玉県川越市脇田本町 1 - 5	電 話 049-246-7000
(株)マルエツ	東京都豊島区東池袋 5 - 5 1 - 1 2	電 話 03-3590-1110
いるま野農業協同組合	埼玉県川越市今成 2 - 2 9 - 4	電 話 049-224-1607

生活必需物資要請書兼数量等報告書

☐ (株)ヤオコー
☐ (株)マルエツ 御 中
☐ J A い る ま 野
☐ 狭 山 市

☐ 狭 山 市
☐ (株)ヤオコー
☐ (株)マルエツ
☐ J A い る ま 野

「災害時における生活必需物資の供給に関する協定」に基づき、下記の物資の調達を要請します。
 要請品目について調査の上、本用紙をもって報告願います。

要 請 品 目 ・ 数 量								
応 急 食 料			生 活 必 需 品					
品 目	数 量	調査結果	品 目	数 量	調査結果	品 目	数 量	調査結果
☐ 飲料水			☐ 懐中電灯			☐ 毛布		
☐ 牛乳			☐ 乾電池 単1			☐ 布団		
☐ ジュース			☐ 単2			☐ 敷物		
☐ 茶			☐ 単3			☐ ガスコンロ		
☐ コーヒー			☐ バケツ			☐ ガスボンベ		
☐ 紅茶			洗面用具			☐ なべ・釜		
☐ 米			☐ 歯ブラシ			☐ 炭		
☐ パン			☐ 歯磨き粉			☐ 固形燃料		
☐ 麺類			☐ タオル			☐ 食器		
☐ インスタントラーメン			☐ ウエットティッシュ			☐ ストープ		
☐ 肉			☐ ゴミ袋			☐		
☐ 魚			☐ トイレtpペーパー			☐		
☐ 野菜			紙おむつ			☐		
☐ レトルト食品			☐ 成人 男			☐		
☐ 缶詰			☐ 成人 女			☐		
☐ 果物			☐ 乳児 男			☐		
☐ 調味料			☐ 乳児 女			☐		
☐			☐ 生理用品			☐		
☐			☐ 靴下			☐		
☐			☐ 下着類 男 下			☐		
☐			☐ 女 上			☐		
☐			☐ 女 下			☐		
受 領 場 所						担 当 者		
《特記事項》								

- ・ コカ・コーライーストジャパン（株）

災害時における応援協力に関する協定書

狭山市（以下「甲」という。）と三国コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における応援協力に関し、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、狭山市域で災害が発生した場合における乙の甲への応援協力に関して、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 狭山市域に震度5弱以上の地震又は同等以上の災害が発生し、若しくは発生する恐れがある場合において、甲の災害対策本部が設置され、当該対策本部からの要請に基づき、乙は次の協力を行う。

- （1） 市有地内に設置した地域貢献型自動販売機（メッセージボード搭載型のものをいう。）による災害情報の発信
- （2） 地域貢献型自動販売機内在庫の製品の無償提供
- （3） 飲料水の優先的な安定供給

2 乙は、前項の要請があった場合は、速やかに応援協力体制を整えるなど万全を期すものとする。ただし、道路の寸断、電気の途絶等により、同項各号の協力が支障が生じ、又は生ずる恐れがあるときは、甲との協議により対策を講ずるものとする。

3 第1項第3号の飲料水の引渡し方法、引渡し場所、価格等は甲、乙協議の上決定するものとする。

（連絡調整の窓口）

第3条 甲及び乙は、平常時において、あらかじめ応援協力に関する連絡窓口となる担当部署を定め、必要な情報を相互に提供するものとする。

（要請の手続き）

第4条 甲は、この協定による要請を行うときは、文書をもつて行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

（期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とし、甲乙いずれかから協定解消の申し出がない限り同一内容をもつて継続する。

2 前項の解消の申し出は、1ヶ月前までに相手方に申し出るものとする。

(その他)

第6条 この協定の実施に関する必要事項、その他この協定に定めのない事項については、
 甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙双方が署名押印の上各1通
を保有する。

平成17年7月21日

甲 狭山市入間川1丁目23番5号

狭 山 市

狭 山 市 長 仲 川 幸 成

乙 桶川市加納180番地

三国コカ・コーラボトリング株式会社

代表取締役社長 平 野 博 史

狭危発第 号
年 月 日

飲料水供給要請書

コカ・コーラ・イーストジャパン 様

狭山市長

「災害時における応援活動に関する協定書」に基づき、下記のとおり要請します。

記

要 請 理 由	
要 請 内 容	☐ 地域貢献型自動販売機内在庫の提供 ☐ 飲料水の供給() ☐
引 渡 方 法	
引 渡 場 所	
そ の 他	

- ・ NPO法人総合生活環境支援センター協定

大規模災害時における仮設トイレの手配、生活用水搬送
及びし尿・生ゴミ・災害廃棄物の処理に関する協定書

狭山市（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人総合生活環境支援センター（以下「乙」という。）は、地震等の大規模災害時における仮設トイレの手配、生活用水搬送及びし尿・生ゴミ・災害廃棄物の処理に関し、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、狭山市域で大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、仮設トイレの手配、生活用水の搬送、し尿の汲み取り、生ゴミの処理、災害廃棄物の撤去・収集・運搬等の乙の甲への応援協力に関して、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害発生時に避難状況、道路状況等を乙に連絡し、次の各号に関して協力を要請する。

- （1）避難所への仮設トイレの手配
- （2）生活用水搬送車の手配
- （3）し尿汲取車の手配
- （4）ゴミ回収車の手配
- （5）災害廃棄物の処理の手配
- （6）前各号に伴う必要な事項

（協力）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請があったときは、甲の要請に積極的に協力するものとする。

（連絡窓口）

第4条 甲と乙は、平常時において、第2条に掲げる要請に関する事項が確実かつ円滑に行われるよう、あらかじめ連絡窓口となる担当部署を定め、必要な情報を相互に提供するものとする。

（費用）

第5条 第2条に掲げる業務に要する費用は甲の負担とし、甲乙協議の上、負担すべき額を決定する。

(その他)

第6条 この協定の実施に関する必要事項、その他この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙双方が署名押印の上各1通を保有する。

平成18年6月26日

甲 狭山市入間川1丁目23番5号
狭 山 市
狭 山 市 長 仲 川 幸 成

乙 志木市上宗岡5丁目19番53号
特定非営利活動法人 総合生活環境支援センター
理 事 長 大 久 保 賢 一

大規模災害時における仮設トイレの手配、生活用水搬送及び
し尿・生ゴミ・災害廃棄物の処理に関する協定に関する覚書

狭山市（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人総合生活環境支援センター（以下「乙」という。）は、大規模災害時における仮設トイレの手配、生活用水搬送及びし尿・生ゴミ・災害廃棄物の処理に関する協定に関し、次のとおり覚書を締結する。

第1条 大規模災害時における仮設トイレの手配、生活用水搬送及びし尿・生ゴミ・災害廃棄物の処理に関する協定書（以下「協定書」という。）第2条の連絡及び要請は、文書をもつて行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

2 前項の要請の文書の様式は、別紙のとおりとする。

第2条 協定書第3条に規定する連絡窓口は、次のとおりとし、変更が生じた場合は、その都度連絡するものとする。

- (1) 甲 市民部防災課
- (2) 乙 総合生活環境支援センター 事務局

平成18年6月26日

甲 狭山市入間川1丁目23番5号
狭 山 市
狭 山 市 長 仲 川 幸 成

乙 志木市上宗岡5丁目19番53号
特定非営利活動法人 総合生活環境支援センター
理 事 長 大 久 保 賢 一

- 公共土木団体協定

災害時における応急措置に関する協定書

狭山市（以下「甲」という。）と狭山市建設業協同組合（以下「乙」という。）は、災害時における応急措置に関し、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、狭山市域で災害が発生し、又は発生しようとする場合において、甲が行う道路、河川、上下水道施設、建築物等の応急措置及び障害物の除去（以下「応急措置等」という。）について、乙の甲への協力に関して、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請等）

第2条 狭山市域に震度5弱以上の地震又は同等以上の災害が発生し、若しくは発生する恐れがある場合において、甲は、応急措置等を実施する必要があるときは、乙に協力を要請する事ができる。

2 前項の場合において、甲は、乙に、応急措置等を実施する場所、工事、着手日、規模その他必要と認める事項を明らかにし、文書をもって要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、通信の手段によることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、乙は甲の要請がなくても緊急性があると認められるときは、自主的に対応するものとする。

（協力の内容）

第3条 乙は、前条第2項の規定による要請を受けたときは、速やかに応急措置等を実施する態勢をとり、必要な資機材、人員等を提供し、災害対策本部の指示に従い、応急措置等を実施するものとする。

2 乙は、前条第2項の規定により、自主的に対応するときは、必要な資機材、人員等をもって自主的判断により、応急措置等を実施するものとする。

3 前2項の場合において、乙は、実施後、状況を甲に連絡し、完了後は、速やかに書面をもって報告するものとする。

（費用の請求等）

第4条 前条の応急措置等に要した費用は、甲が乙の請求に基づき支払うものとする。

2 前項の費用の額は、災害発生時の実勢価格により積算した額とする。

(その他)

第5条 この協定の実施に関する必要事項、その他この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙双方が署名押印の上各1通を保有する。

平成18年8月18日

甲 狭山市入間川1丁目23番5号
狭 山 市
狭 山 市 長 仲 川 幸 成

乙 狭山市笹井1丁目15番11号
狭山市建設業協同組合
理 事 長 柿 木 由 松

災害時における応急措置に関する協定書

狭山市（以下「甲」という。）と狭山市建設安全協力会、狭山市建設業組合及び狭山民防協力会（以下「乙」という。）は、災害時における応急措置に関し、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、狭山市域で災害が発生し、又は発生しようとする場合において、甲が行う道路、河川、上下水道施設、建築物等の応急措置及び障害物の除去（以下「応急措置等」という。）について、乙の甲への協力に関して、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請等）

第2条 狭山市域に震度5弱以上の地震又は同等以上の災害が発生し、若しくは発生する恐れがある場合において、甲は、応急措置等を実施する必要があるときは、乙に協力を要請する事ができる。

2 前項の場合において、甲は、乙に、応急措置等を実施する場所、工事、着手日、規模その他必要と認める事項を明らかにし、文書をもつて要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、通信の手段によることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、乙は甲の要請がなくても緊急性があると認められるときは、自主的に対応するものとする。

（協力の内容）

第3条 乙は、前条第2項の規定による要請を受けたときは、速やかに応急措置等を実施する態勢をとり、必要な資機材、人員等を提供し、災害対策本部の指示に従い、応急措置等を実施するものとする。

2 乙は、前条第2項の規定により、自主的に対応するときは、必要な資機材、人員等をもつて自主的判断により、応急措置等を実施するものとする。

3 前2項の場合において、乙は、実施後、状況を甲に連絡し、完了後は、速やかに書面をもつて報告するものとする。

（費用の請求等）

第4条 前条の応急措置等に要した費用は、甲が乙の請求に基づき支払うものとする。

2 前項の費用の額は、災害発生時の実勢価格により積算した額とする。

(その他)

第5条 この協定の実施に関する必要事項、その他この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙双方が署名押印の上各1通を保有する。

平成18年8月18日

甲 狭山市入間川1丁目23番5号
狭 山 市
狭 山 市 長 仲 川 幸 成

乙 狭山市入間川717番地
狭山市建設安全協力会
会 長 安 藤 成 一

狭山市祇園18番43号
狭山市建設業組合
組 合 長 島 村 孝 章

狭山市入間川717番地
狭山民防協力会
会 長 安 藤 成 一

災害時における応急措置に関する協定書

狭山市（以下「甲」という。）と狭山市管工事業協同組合（以下「乙」という。）は、災害時における応急措置に関し、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、狭山市域で災害が発生し、又は発生しようとする場合において、甲が行う道路、河川、上下水道施設、建築物等の応急措置及び障害物の除去（以下「応急措置等」という。）について、乙の甲への協力に関して、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請等）

第2条 狭山市域に震度5弱以上の地震又は同等以上の災害が発生し、若しくは発生する恐れがある場合において、甲は、応急措置等を実施する必要があるときは、乙に協力を要請する事ができる。

2 前項の場合において、甲は、乙に、応急措置等を実施する場所、工事、着手日、規模その他必要と認める事項を明らかにし、文書をもつて要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、通信の手段によることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、乙は甲の要請がなくても緊急性があると認められるときは、自主的に対応するものとする。

（協力の内容）

第3条 乙は、前条第2項の規定による要請を受けたときは、速やかに応急措置等を実施する態勢をとり、必要な資機材、人員等を提供し、災害対策本部の指示に従い、応急措置等を実施するものとする。

2 乙は、前条第2項の規定により、自主的に対応するときは、必要な資機材、人員等をもつて自主的判断により、応急措置等を実施するものとする。

3 前2項の場合において、乙は、実施後、状況を甲に連絡し、完了後は、速やかに書面をもつて報告するものとする。

（費用の請求等）

第4条 前条の応急措置等に要した費用は、甲が乙の請求に基づき支払うものとする。

2 前項の費用の額は、災害発生時の実勢価格により積算した額とする。

(その他)

第5条 この協定の実施に関する必要事項、その他この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙双方が署名押印の上各1通を保有する。

平成18年8月18日

甲 狭山市入間川1丁目23番5号
狭 山 市
狭 山 市 長 仲 川 幸 成

乙 狭山市笹井1丁目15番11号
狭山市建設業協同組合
理 事 長 柿 木 由 松

災害時における応急措置に関する協定書

狭山市（以下「甲」という。）と狭山造園組合（以下「乙」という。）は、災害時における応急措置に関し、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、狭山市域で災害が発生し、又は発生しようとする場合において、甲が行う道路、河川、上下水道施設、建築物等の応急措置及び障害物の除去（以下「応急措置等」という。）について、乙の甲への協力に関して、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請等）

第2条 狭山市域に震度5弱以上の地震又は同等以上の災害が発生し、若しくは発生する恐れがある場合において、甲は、応急措置等を実施する必要があるときは、乙に協力を要請する事ができる。

2 前項の場合において、甲は、乙に、応急措置等を実施する場所、工事、着手日、規模その他必要と認める事項を明らかにし、文書をもつて要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、通信の手段によることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、乙は甲の要請がなくても緊急性があると認められるときは、自主的に対応するものとする。

（協力の内容）

第3条 乙は、前条第2項の規定による要請を受けたときは、速やかに応急措置等を実施する態勢をとり、必要な資機材、人員等を提供し、災害対策本部の指示に従い、応急措置等を実施するものとする。

2 乙は、前条第2項の規定により、自主的に対応するときは、必要な資機材、人員等をもつて自主的判断により、応急措置等を実施するものとする。

3 前2項の場合において、乙は、実施後、状況を甲に連絡し、完了後は、速やかに書面をもつて報告するものとする。

（費用の請求等）

第4条 前条の応急措置等に要した費用は、甲が乙の請求に基づき支払うものとする。

2 前項の費用の額は、災害発生時の実勢価格により積算した額とする。

(その他)

第5条 この協定の実施に関する必要事項、その他この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙双方が署名押印の上各1通を保有する。

平成18年8月18日

甲 狭山市入間川1丁目23番5号
狭 山 市
狭 山 市 長 仲 川 幸 成

乙 狭山市柏原2905番地
狭山造園組合
組 合 長 渡 邊 壽 幸

- ・ 東京電力パワーグリッド(株)志木支社協定

大規模災害時における電力復旧に関する協定書

狭山市（以下「甲」という。）と東京電力株式会社志木支社（以下「乙」という。）は、狭山市内における災害が発生したとき、又は発生するおそれのある場合（以下「災害事等」という。）における電力復旧に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、狭山市内において災害時等による大規模停電事故の発生に対し、いち早く電力を供給するため、甲、乙が連携して電力復旧活動に取り組む事を目的とする。

（協定の内容）

第2条 甲及び乙は災害時等に広範囲における停電が発生したとき、または発生するおそれのあるとき、次の事項に努めることとする。

- （1）広域停電及び一般被害に関する情報の提供
- （2）防災行政無線等の活用による広報活動
- （3）物資の協議
- （4）施設及び駐車場の確保
- （5）電力復旧重要施設の設定

（情報の提供）

第3条 甲及び乙は電力復旧に関する情報の提供に努めるものとする。

- （1）乙は甲に対し、災害時等による大規模停電事故及び広範囲にわたる長時間停電が発生したとき、または発生するおそれのあるとき、停電情報を提供する。
- （2）甲及び乙は、双方が知れた道路被災状況等の一般被害情報を共有する。
- （3）甲及び乙は、停電被害が多大と判断したとき、協議の上、乙の職員を甲の指定する場所に派遣して情報を共有する。

（広報活動）

第4条 甲及び乙は電力復旧に関する広報活動に努めるものとする。

- （1）乙は、災害時等による大規模停電事故及び広範囲にわたる長時間停電が発生したときに、乙独自で速やかな広報活動ができないときは、甲に対し、防災行政無線等による通報の依頼を行う。依頼を受けた甲は、甲乙協議の上、防災無線等を活用し、市民等に対し通報を行う。
- （2）乙が必要と判断したときは、上記防災行政無線等以外に乙の車両による広報活動を行う。

（物資の協議）

第5条 乙は甲より依頼があったとき、乙の所有する物資の提供を協議する。

（施設及び駐車場の確保）

第6条 甲は乙の行う電力復旧活動に伴う協力として、甲の所有する施設及び駐車場等を甲乙協議の上確保し使用を認める。

（電力復旧重要施設の設定）

第7条 甲は、狭山市内の行政施設（避難所施設等）における電力復旧重要施設を定め、

甲及び乙共同で電力復旧活動に努める。

(費用負担)

第8条 この協定に基づく甲及び乙の費用は無償とする。

(遵守事項)

第9条 この協定を相互の理解と信頼の下に運営するため、次の事項を遵守するものとする。

(1) この協定の締結事実を自己又は他人を利するための手段として利用しないこと。

(2) この協定の締結又はこの協定に基づく活動を通じて知りえた秘密を他人に漏らさないこと。

(会議の開催)

第10条 この協定及び防災に関して情報の共有化等をはかるため、必要に応じて関係各所との会議を開催するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成22年3月16日

(甲) 埼玉県狭山市入間川1-23-5

狭山市

狭山市長 仲川 幸成

(乙) 埼玉県志木市幸町1丁目8番50号

東京電力株式会社 志木支社

志木支社長 日吉 春光

別表 1 災害時における甲乙間の連絡体制

甲

	平常時間（開庁時間）	休日・夜間（開庁時間外）
事業所等名称	狭山市役所	
部署名	危機管理課	警備員室
連絡責任者	危機管理課長	警備より危機管理課長へ連絡
電話番号	04-2953-1111 内線 3694	04-2953-1111
ファクス番号	04-2954-8670	04-2954-8670（危機管理課）

乙

	平常時間（開庁時間）	休日・夜間（開庁時間外）
事業所等名称	東京電力パワーグリッド株式会社志木支社	
部署名	企画統括グループ	当直者
連絡責任	志木支社次長	当直責任者
電話番号	048-218-3711,3712,3714	048-218-4900,4901
ファクス番号	048-476-4729	048-476-4745

別表 2 乙の保有する非常災害用備蓄品一覧

食料	その他
アルファ米	毛布
缶詰	簡易トイレ
サバイバルフーズ	自転車
ミネラルウォーター	浄水器
	非常用発電機（可搬式）
	テント
	寝袋

別表 3 狭山市内の行政施設における電力復旧重要施設

○災害対策本部

1	狭山市役所（本庁舎）
2	埼玉西部消防組合狭山消防署

○現地災害対策本部（8）

1	入間川地区センター
2	入曽地区センター
3	堀兼地区センター
4	奥富地区センター
5	柏原地区センター
6	水富地区センター
7	新狭山地区センター
8	狭山台地区センター

○指定緊急避難場所及び指定避難所（51）

		施設・場所名	指定緊急 避難場所	指定避難所	医療救護所併設
入 間 川	1	入間川小学校	○	○	
	2	入間川東小学校	○	○	○
	3	富士見小学校	○	○	
	4	入間川中学校	○	○	
	5	旧東中学校	○		
	6	中央中学校	○	○	○
	7	コミュニティセンター	○	○	
	8	狭山工業高等学校	○	○	
	9	狭山経済高等学校	○	○	
	10	中央公民館	○		
入 曽	1	入間野小学校	○	○	○
	2	南小学校	○	○	○
	3	山王小学校	○	○	
	4	御狩場小学校	○	○	
	5	入間野中学校	○	○	
	6	旧入間中学校	○	○	
	7	山王中学校	○	○	
	8	老人福祉センター不老荘	○	○	

		施設・場所名	指定緊急 避難場所	指定避難所	医療救護所併設
入 曽	9	狭山体育園	○		
	10	入曽第七区自治会館	○		
	11	入曽公民館	○		
	12	水野公民館	○		
堀 兼	1	堀兼小学校	○	○	○
	2	堀兼中学校	○	○	
	3	老人福祉センター寿荘	○	○	
奥 富	1	奥富小学校	○	○	○
	2	サンパーク奥富	○	○	
	3	狭山清陵高等学校	○	○	
柏 原	1	柏原小学校	○	○	○
	2	柏原中学校	○	○	
	3	老人福祉センター宝荘	○	○	
	4	智光山公園	○		
	5	柏原公民館	○		
	6	緑の相談所		○	
水 富	1	広瀬小学校	○	○	○
	2	水富小学校	○	○	
	3	笹井小学校	○	○	
	4	西中学校	○	○	
	5	狭山緑陽高等学校	○	○	
	6	水富公民館	○		
	7	広瀬公民館	○		
	8	日生さやま台集会所	○		
新 狭 山	1	新狭山小学校	○	○	○
	2	新狭山公園	○		
	3	三ツ木公園	○		
	4	中原公園	○		
	5	本田技研体育館	○	○	○
狭 山 台	1	狭山元気プラザ	○	○	○
	2	狭山台小学校	○	○	
	3	狭山台中学校	○	○	
	4	狭山台中央公園	○		

- ・ 埼玉県電気工事工業組合協定

災害時における電気設備等の復旧に関する協定書

埼玉県と埼玉県電気工事工業組合との「災害時における電気設備等の復旧に関する協定書」の趣旨に基づき、狭山市（以下「甲」という。）と埼玉県電気工事工業組合（以下「乙」という。）との間において、災害時における電気設備等の復旧活動等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の市域内において災害等が発生した場合に、甲から乙に対して行う支援協力の要請に関し、その手続きを定め、災害応急対策及び災害復興対策を円滑に実施できることを目的とする。

（支援協力の種類）

第2条 甲は乙に対し、次の事項について協力を要請することができる。

- （1）公共施設等の電気設備等の復旧活動に関すること。
- （2）市内における電気に係る事故防止に関すること。
- （3）活動中に二次災害等を発見した場合には、関係機関に通報すること。
- （4）前号の規定の通報により、関係機関からの指示に従うこと。
- （5）災害発生時における復旧に関すること。

2 甲及び乙は、前項に定めのない場合については、協議のうえ相互に協力を要請することができる。

（支援協力要請の手続き）

第3条 甲は乙に対し、前条の規定の支援協力を受けようとする場合には、次の事項を明らかにし、「支援要請書」（別紙様式第1）をもって要請するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、電話等により支援要請し、事後速やかに支援要請書を交付するものとする。

- （1）支援協力の種類
- （2）支援協力の具体的な内容、施設名及び場所等
- （3）支援協力を希望する期間

（支援協力の実施）

第4条 前条の規定により、甲から支援要請を受けた乙は、直ちに支援を実施するものとする。ただし、特別な事情により支援ができない場合には、その旨を電話等により連絡するものとする。

（復旧作業後の引渡）

第5条 乙は、甲の要請による電気設備等が復旧した場合には、直ちに甲に「災害復旧業務完了報告書」（別紙様式第2）により報告し、相互に作業内容を確認し、速やかに「災害復旧業務完了報告書」（別紙様式第2）を提出する。

(復旧実施マニュアルの提示)

第6条 乙は甲の要請に対応するために、災害復旧のための実施マニュアルを作成し、甲に提示するものとする。

(経費の負担)

第7条 乙が、甲の要請により支援協力に要した経費については、甲・乙協議のうえ決定し、甲が負担するものとする。なお、資材、人工の価格は、適正な価格とする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、平成22年3月16日から平成23年3月15日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の1カ月前までに、甲又は乙から何らかの申し出がない場合には、協定の期間満了日の翌日から1年間、この協定を自動的に更新するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第6条 協定について、疑義を生じた時又は定めのない事項については、甲、乙がその都度協議して定めるものとする。

この協定締結を証として、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ各1通を保有する。

平成22年3月16日

(甲) 埼玉県狭山市入間川1-23-5
狭山市
狭山市長 仲川 幸成

(乙) 埼玉県さいたま市北区宮原1丁目39番地
埼玉県電気工事工業組合
理事長 小澤 浩二

様式第1 (3条関係)

平成 年 月 日

埼玉県電気工事工業組合 様
(FAX 048-663-0298)

埼玉県 狭山市長

支 援 要 請 書

平成22年3月16日付けで締結した「災害時等における電気設備等の復旧に関する協定書第3条の規定に基づき、下記のとおり要請します。

記

1 支援協力の種類

- ☐ 電気設備等の被害復旧
- ☐ 市内における電気に係る事故防止に関すること。
- ☐ 活動中に二次災害等を発見した場合には、関係機関に通報し、その指示に従うこと。

2 支援協力の具体的な内容、施設名及び場所（住所）等

- ☐ 避難場所の電気設備等の被害復旧
- ☐ 市庁舎等の電気設備等の被害復旧
- ☐ その他の施設の電気設備等の被害復旧

・施設名：_____

・場所(住所)：狭山市_____

・責任者名：職名_____氏名_____

・電話番号：_____

・携帯番号：_____

3 支援協力を希望する期間

平成 年 月 日 () から 平成 年 月 日 () まで

様式第2（5条関係）

平成 年 月 日

埼玉県 狭山市長
(FAX 04-2954-8670)

埼玉県電気工事工業組合

災害復旧業務完了報告書

「災害時等における電気設備等の復旧に関する協定書」第5条の規定により、災害復旧業務が完了いたしましたので報告いたします。

記

要請年月日		
復旧施設名		
場所（住所）		
業務完了年月日		
施設担当責任者名		
作業内容		
作業実施業者名	会社名	
	担当者名	
	電話番号	

- ・自動車振興会健康保険組合協定

災害時における応援協力に関する協定書

狭山市（以下「甲」という。）と自動車振興会健康保険組合（以下「乙」という。）とは、災害時における応援協定等に関して、次のとおり協定を締結する

（目的）

第1条 この協定は、狭山市域で地震、台風、大火等大規模な災害が発生した場合における乙施設の狭山体育園（以下「体育園」という。）使用に関する甲への応援協力について、必要な事項を定めるものとする。

（支援協力の種類）

第2条 甲は乙に対し、次の事項について協力を要請することができる。

- （1）避難所として体育園の敷地の使用に関すること。ただし、管理棟は除く。
- （2）施設出入り口扉用鍵にあたっては、甲が保管するものとする。
- （3）前号に定めるもののほか、特に必要があると認められるもの

（連絡調整の窓口）

第3条 両者は平常時において、あらかじめ応援協力に関する連絡窓口となる担当部課を定め、必要な情報を相互に提供するものとする。

（応援要請の手続）

第4条 甲の乙に対する要請手続きは、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭又は電話等をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

（経費の負担）

第5条 応援協力に要する経費の負担は、次のとおりとする。

- （1）避難所としての使用にかかる経費は甲の負担とする。
- （2）前項に定めるものの他、経費の負担については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定締結を証として、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ各1通を保有する。

平成24年 1月 1日

(甲) 埼玉県狭山市入間川1-23-5

狭山市

狭山市長 仲 川 幸 成 印

(乙) 東京都港区元麻布3-4-32

自動車振興会健康保険組合

理事長 印

様式（第4条関係）

年 月 日

自動車振興会健康保険組合 理事長 様

埼玉県狭山市長 小 谷 野 剛 印

支 援 要 請 書

平成 年 月 日付けで締結した「災害時における応援協力に関する協定書」における第4条の規定に基づき、下記のとおり要請します。

記

1 支援協力の種類

(1) 避難所として体育園の敷地の使用に関すること。ただし管理棟は除く。

2 施設の名称及び場所（住所）等

(1) 名称 自動車振興会健康保険組合体育園

(2) 場所 埼玉県狭山市大字水野632

3 支援協力を希望する期間

年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで

4 狭山市の担当部署

狭山市入間川1-23-5

狭山市役所 市民部 危機管理課 担当〇〇

04-2953-1111（代表） 内線3694～3696

FAX番号 04-2954-8670（危機管理課直通）

電子メール kikikanri@city.sayama.saitama.jp

・ (一社)全国霊柩自動車協会・埼玉葬祭業協同組合協定

災害時における霊柩車及び棺等葬祭用品の供給に関する協定書

狭山市（以下「甲」という。）と一般社団法人 全国霊柩自動車協会 埼玉県霊柩自動車協会（以下「乙」という。）及び埼玉葬祭業協同組合（以下「丙」という。）とは、地震、風水害その他の災害が発生した時（以下「災害時」という。）における霊柩車及び棺等葬祭用品（以下「霊柩車等」という。）の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、狭山市内において災害時に多数の死者が発生した場合に、甲の協力要請により、乙及び丙が霊柩車等を供給することに関し必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時に霊柩車等を必要とするときは、乙及び丙に対し協力を要請し、乙及び丙は、霊柩車等の供給に協力するものとする。

第3条 前条の規定による要請は、市長（市長に事故があるときは、甲の防災担当課の職員等）が、電話その他の方法により、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

- (1)要請を行った者の職氏名
- (2)要請の理由
- (3)要請する霊柩車の台数及び棺等葬祭用品の数
- (4)履行期間及び履行場所
- (5)その他要請を行うために必要な事項

（供給業務）

第4条 乙及び丙の会員（組合員）は、甲の要請があつたときは、甲が指定した遺体安置所等への霊柩車等の供給業務に従事するものとする。

（報告）

第5条 乙及び丙は、前条の規定に基づき協力したときは、甲に対して次に掲げる事項を口頭又は電話等で報告し、事後に報告書を提出するものとする。

- (1)霊柩車の台数及び棺等葬祭用品の数

(2)履行期間及び履行場所

(3)会長（理事長）の氏名及び従事者名簿

(4)その他必要な事項

（経費の負担）

第6条 霊柩車等の供給に要した経費は、甲が負担するものとする。

（経費の請求）

第7条 乙及び丙は、会員（組合員）の霊柩車等の供給の実績を集計し、その経費を甲に請求するものとする。

（経費の支払）

第8条 甲は、前条の規定に基づき乙及び丙から経費の支払請求があったときは、その内容を検査の上、乙及び丙に支払うものとする。

（価格の決定）

第9条 甲が負担する経費の額は、災害時の直前における災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく基準額を参考として、甲乙丙協議の上決定するものとする。

（支援体制の整備）

第10条 乙及び丙は、災害時における円滑な霊柩車等の供給の協力を図るため、広域応援体制、情報伝達体制等の整備に努めるものとする。

（連絡責任者）

第11条 この協定の実施に関する連絡責任者は、甲にあっては防災担当課長、乙にあっては会長、丙にあっては理事長とする。

（災害時の情報提供）

第12条 乙及び丙は、霊柩車等の供給の活動中に災害情報を確認したときは、速やかに甲に連絡するものとする。

第13条 災害時において、甲は、霊柩車等の供給の活動が図られるよう霊柩車待機場所及び棺等葬祭用品の保管供給場所等の情報を乙及び丙に連絡するものとする。

（協定実施の円滑化）

第14条 甲乙丙は、この協定の実施に基づく協力が円滑に行われるよう、関

係者の協議を実施するものとする。

(協定の有効期間)

第15条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、有効期間満了1か月前までに、甲乙丙いずれからも協定の解除又は変更の申出がないときは、協定は1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

(協議事項)

第16条 この協定に定めのない事項について疑義が生じた場合は、甲乙丙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成25年5月2日

狭山市入間川1丁目23番5号

甲 狭山市

狭山市長 仲 川 幸 成

飯能市八幡町4番12号

乙 一般社団法人全国霊柩自動車協会

埼玉県霊柩自動車協会

会 長 青 木 利 男

比企郡小川町増尾532-1

丙 埼玉葬祭業協同組合

理事長 福 島 勝 太 郎

- ・ (株)伊藤園協定

災害時における救援物資（飲料水）の提供に関する協定書

狭山市（以下「甲」という。）と株式会社伊藤園（以下「乙」という。）は、災害時における救援物資の提供についての協定を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、狭山市内に地震等による災害が発生した場合において、被災者を救援するため、飲料水の調達及び供給を円滑に行い、もって市民生活の安定に寄与する。

（協定事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項の発動は、狭山市内に震度5弱以上の地震若しくは同等以上の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合とする。

- 2 前項の場合において、甲が災害対策本部を設置し、乙に対し救援物資の提供に関して要請する。

（要請の手続）

第3条 甲は、乙に対し前条の要請を行うときは、電話等により飲料水の種類、数量、搬入場所等を連絡し、甲乙で相互調整が図れた後に、速やかに救援物資（飲料水）提供要請書（様式1）を乙に提供するものとする。

- 2 要請の手続を円滑に行うため、甲と乙は、事前に連絡責任者を定め、その名簿を整備しておくものとする。

（協力の内容）

第4条 乙は、第2条第2項の規定により要請があったときは、次の各号の協力を行うものとする。

（1） 甲の施設内に設置されている乙の地域貢献型自動販売機（別紙記載）の機内在庫の飲料水を甲に無償提供するものとする。

（2） 乙は、速やかに供給体制を整え、甲が要請した飲料水を営業拠点より供給するものとする。

- 2 前項第2号による飲料水の対価は有償とし、価格は災害時発生時における市場価格を基準に算定し、飲料水の引渡しまでの運搬に係わる運賃を含むものとする。

（協定期間）

第5条 この協定の期間は、協定締結の日から5年間とし、甲乙いずれかから解除の申出がないときは、同一内容をもって継続するものとする。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上各自その1通を保有する。

平成26年 3月12日

甲 埼玉県狭山市入間川1丁目23番地5号
狭山市
狭山市長 仲川幸成

乙 東京都渋谷区本町3丁目47番10号
株式会社伊藤園
総務部長 川本正人

様式 1（第 3 条関係）

救援物資（飲料水）提供要請書

年 月 日

株式会社伊藤園
総務部長 様

狭 山 市 長

災害時における救援物資（飲料水）の提供に関する協定第 3 条第 1 項の規定により、次のとおり要請します。

飲料水の種類及び数量	
物資搬入希望日時	年 月 日 時 分
物資搬入場所	
災害対策本部設置日	年 月 日 時 分
電話要請日時	年 月 日 時 分
電話要請者及び 応答者氏名	要 応 （狭山市） （伊藤園）
物資搬入等における 狭山市 担当者	狭山市 部 課 氏名 電話
その他（備考）	

- ・埼玉土建一般労働組合狭山支部協定

災害時における応急対策に関する協定書

狭山市（以下「甲」という。）と埼玉土建一般労働組合狭山支部（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生した場合における災害応急対策に係る業務（以下「災害応急業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に甲と乙が相互に協力して被災した市民生活の安定を図るため、救出・救援活動、収容施設及び公共施設の補修等の災害応急業務に関する事項について定めることとする。

（協力の要請等）

第2条 甲は、災害応急業務の必要があると認めたときは、乙に協力を要請することができる。

2 甲は、前項の要請をするときは、乙に対して災害応急業務要請書（様式1）により要請するものとする。ただし、文書をもって要請することが困難な場合は、口頭で要請し、その後、速やかに文書を乙に提出するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、速やかに甲に協力するものとする。

（災害応急業務の内容）

第4条 甲が乙に要請できる災害応急業務は、次のとおりとする。

- （1）倒壊建物等からの救出・救援活動
- （2）収容施設及びその他市施設の応急補修に関すること。
- （3）その他甲が必要と認める災害応急作業

（災害応急業務活動）

第5条 甲の要請により災害応急業務を実施する乙の会員（以下「会員」という。）は、現地に派遣された甲の職員（以下「職員」という。）の指示に従い災害応急活動に従事するものとする。

2 災害現場に職員が派遣されていない場合は、会員自ら要請事項に従い災害応急業務を実施するものとする。

（報告）

第6条 乙は、第2条第1項の規定による要請に基づき災害応急業務活動を行った場合は、速やかに甲に災害応急業務報告書（様式2）を提出するものとする。

（費用負担）

第7条 災害応急業務に要する費用は、「埼玉県積算基準」等に基づき、甲及び会員が協議の上決定し、甲が負担する。

（協定の期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から1年間とする。

2 この有効期間が満了する1か月前までに、甲、乙いずれからもこの協定の解消の申し出がない場合は、更に1年間同一の内容をもって有効期間を延長するものとし、以降においてもまた同様とする。

（災害補償）

第9条 災害応急業務活動に従事した会員が、そのため死亡し、又は負傷、疾病若しくは障害の状態となった場合の本人又はその遺族に対する災害補償については、労働災害補償保険法（昭和22年法律第50号）を適用する。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれ1通を所持するものとする。

平成27年 3月23日

埼玉県狭山市入間川一丁目23番5号

甲 狭 山 市

狭山市長 仲 川 幸 成

埼玉県狭山市狭山32番地14号

乙 埼玉土建一般労働組合狭山支部

支 部 長 萩 原 実

様式1 (第2条関係)

災害応急業務要請書

年 月 日

埼玉土建一般労働組合狭山支部
支部長 様

狭 山 市 長

災害時における応急対策に関する協定第2条第2項の規定により、次のとおり
要請します。

要 請 日 時	年 月 日 時 分
要 請 内 容 (災害応急業務)	
業 務 場 所	狭山市
災 害 対 策 本 部 設 置 日 時	年 月 日 時 分
要 請 者 氏 名	部 課 氏名
応 答 者 氏 名	埼玉土建一般労働組合狭山支部 氏名
当要請業務における 狭山市担当者	狭山市 部 課 氏名 電話
そ の 他 (備 考	

様式2（第6条関係）

災害応急業務報告書

年 月 日

(あて先) 狭 山 市 長

埼玉土建一般労働組合狭山支部
支部長

災害時における応急対策に関する協定第6条の規定により、次のとおり報告
します。

業務完了日時	年 月 日 時 分
業務活動内容	
業務活動人数	人
業務活動場所	狭山市
業務活動責任者	住 所 氏 名 連絡先
そ の 他 （ 備 考	

- ・（株）ジェイテクト狭山工場協定

災害時における井戸水の供給に関する協定書

狭山市（以下「甲」という。）と株式会社ジェイテクト狭山工場（以下「乙」という。）は、災害時における井戸水の供給に関し、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模な災害発生時に、甲だけでは、被災市民に対し十分な生活用水等の供給ができない場合において、乙が本協定に基づき、被災市民に対し井戸水を供給することについて、甲と乙との間において、必要な事項を定めるものとする。

（連絡窓口）

第2条 両者は、あらかじめ井戸水の供給に関する連絡窓口を定め、情報を交換し、連絡窓口が変更となった際は、相互に報告するものとする。

（供給体制の確立）

第3条 大規模な災害の発生により、甲に災害対策本部が設置されたとき、乙は、該当井戸の使用が可能な場合、自主的に井戸水の供給体制を確立し、被災市民に対して供給を開始するものとする。

（立ち入り可能区域等の設定）

第4条 両者は、あらかじめ乙の敷地内における被災市民の立ち入り可能区域及び井戸水の供給場所を別紙のとおり定め、乙は、井戸水を供給する際、バリケード、立ち入り規制ロープ等により、区域や場所を明示するものとする。

（井戸水の供給時間）

第5条 井戸水の供給時間は、次のとおりとする。

- (1) 乙の定めた供給時間内とする
- (2) 両者協議の上、臨時的に供給時間を定めた場合は、その定めた時間内とする

（水質検査の実施）

第6条 甲は、本協定を締結した乙の井戸に対して、必要があれば、年1回の水質検査を実施するものとする。

- 2 水質検査項目は、甲で定め、水質検査を実施する際に乙に通知するものとする。
- 3 水質検査に要する費用は、甲の負担とする。

（費用負担）

第7条 乙が被災市民に対して井戸水を供給したときに要した費用については、原則として、乙が負担することとする。

（井戸水の供給終了）

第8条 井戸水の供給を終了するときは、次のいずれかによる。

- (1) 甲または乙が、供給終了を申し出たとき
- (2) 乙が、乙の正門等に供給終了の表示をしたとき
- (3) 水道事業が復旧したとき

（協定の改廃）

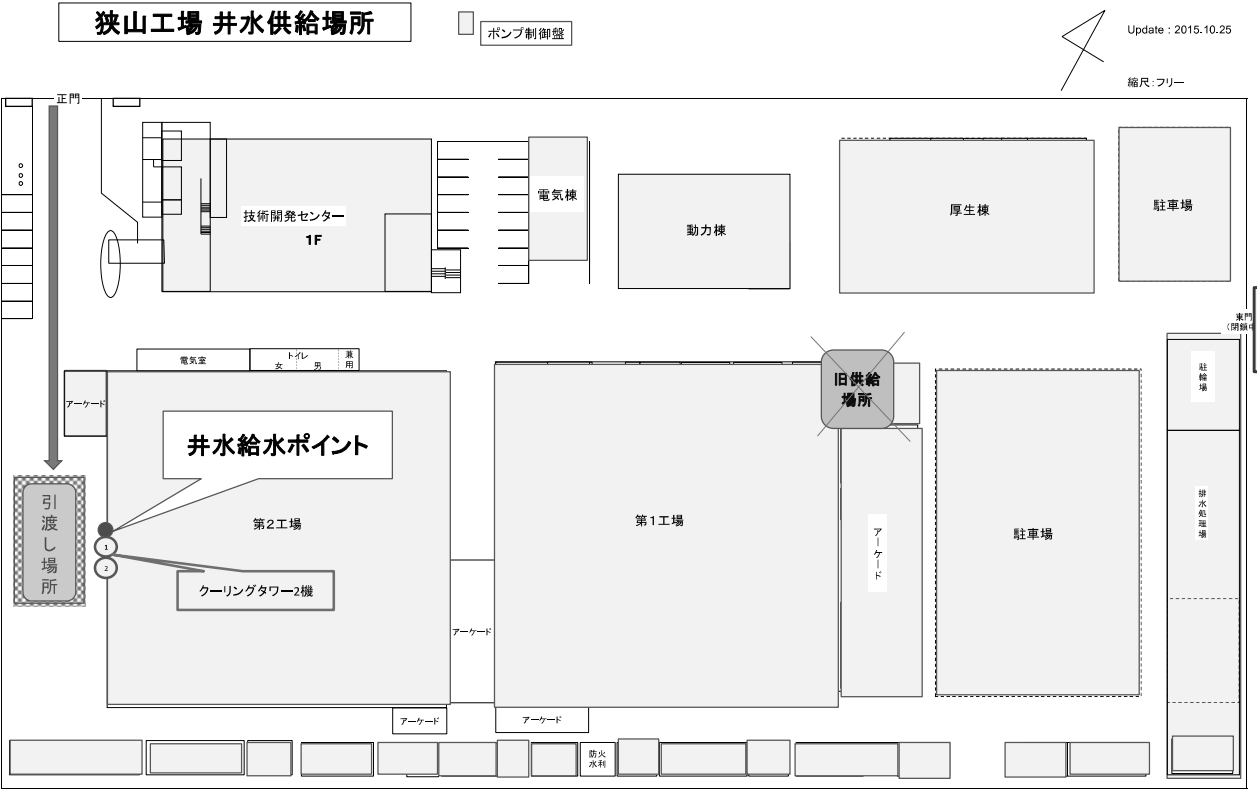
第9条 本協定の改正及び廃止については、両者において、協議するものとする

この協定の成立を証するため本協定書2通を作成し、両者記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年11月18日

甲 狭山市入間川1丁目23番5号
狭 山 市
狭 山 市 長 小 谷 野 剛

乙 狭山市新狭山1丁目5番地14
株式会社ジェイテクト 狭山工場
工 場 長 轡 田 洋 一



- ・生活協同組合コープみらい

災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定

狭山市（以下「甲」という。）と生活協同組合コープみらい（以下「乙」という。）は、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、狭山市内に地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、市民生活の早期安定を図るため、食糧、生活必需品等（以下「応急生活物資」という。）の調達及び供給等について、必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第2条 甲は、災害時に次の事項について、乙に対し、協力を要請することができる。

- (1) 応急生活物資の調達及び供給
- (2) 物資搬送車両の確保
- (3) 被災状況等の情報の提供

2 乙は、甲から要請を受けたときは、乙の保有する商品等の優先供給及び運搬について積極的に協力するものとする。

（要請の方法）

第3条 甲が乙に要請するにあたっては、次に掲げる事項を口頭、電話等をもって要請し、事後に文書（様式第1号）を提出するものとする。

- (1) 応急生活物資の種類及び数量
- (2) 応急生活物資の運搬先
- (3) その他必要な事項

（報告）

第4条 乙は、前条の規定に基づき協力したときは、次に掲げる事項を口頭、電話等で甲に報告し、事後に報告書（様式第2号）を提出するものとする。

- (1) 供給した応急生活物資の種類及び数量
- (2) 運搬に要した車両の数量及び従事者の人数
- (3) その他必要な事項

（経費の負担）

第5条 甲の要請に基づき、乙が第2条に定める応急生活物資の供給及び運搬に要する経費のうち次の経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 供給した応急生活物資に要する経費
- (2) 運搬車両及び従事者に要する経費
- (3) その他甲が負担すべき経費

（経費等の価格）

第6条 経費等の価格は、災害時等の発生直前における生協での販売価格又は経費を基準として、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（経費の請求）

第7条 乙は、業務が完了したときは、速やかに前条の費用を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により請求された内容を確認したうえ、適当と認めたときは、速やかに乙に支払うものとする。

(ボランティア活動への支援)

第8条 乙は、乙の組合員に対し、甲の実施する防災ボランティアへの協力を推進し、災害時に実施する応急生活物資の配布等のボランティア活動を支援するものとする。

(広域的な支援体制の整備)

第9条 乙は、他の生活協同組合等との間で、災害時における相互支援の協定の締結等、広域的な支援が受けられる体制の整備に努めるものとする。

(連絡責任者)

第10条 協定に基づく業務を円滑に遂行するため、甲及び乙は、連絡調整及び指示を行う連絡責任者をあらかじめ指定し、それぞれ通知するものとする。

(法令の遵守)

第11条 この協定の施行に当たっては、消費生活協同組合法その他法令を遵守するものとする。

(協定の期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲、乙いずれかから協定の解消の申し出のない限り、同一の内容を持って継続するものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成27年12月16日

狭山市入間川一丁目23番5号
甲 狭山市
狭山市長 小谷野 剛

さいたま市南区根岸一丁目5番5号
乙 生活協同組合コープみらい
代表理事 専務理事 土屋 敏夫

第1号様式（狹山市）

応急生活物資の供給・輸送業務等要請書

年 月 日

様

狹山市長



「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書」第3条の規定に基づき、下記のとおり協力を要請します。

記

協力要請業務

事 項	内 容
要 請 業 務	
実 施 日 時	
実 施 場 所	
連 絡 先	
備 考	

供給要請物資等

品 目	仕 様	数 量	必要とする場所

（連絡担当者）狹山市災害対策本部 班 担当

電話 （ ） 【内線 】

※災害時における要請状況に応じて適宜様式を変更して使用する。

第2号様式（狭山市）

応急生活物資の供給・輸送業務等報告書

年 月 日

狭山市長

あて

生活協同組合 コープみらい



「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書」第4条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

協力業務

事 項	内 容
要 請 業 務	
実 施 日 時	
実 施 場 所	
業 務 従 事 者	（計 人）
使 用 車 両	（計 台）
備 考	

供給物資等

品 目	仕 様	数 量	供給した場所

（連絡担当者）

電話 （ ）

※ 災害時における要請状況に応じて適宜様式を変更して使用する。

- ・ 埼玉建築士会協定

狭山市被災建築物応急危険度判定士の招集に関する協定書

狭山市（以下「甲」という。）と一般社団法人埼玉建築士会入間第一支部狭山部会（以下「乙」という。）とは、地震災害発生時における被災建築物応急危険度判定活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、狭山市地域防災計画に基づく地震災害時における埼玉県被災建築物応急危険度判定士（以下「判定士」という。）の招集に関し、甲が、乙に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「判定士」とは、埼玉県被災建築物応急危険度判定士認定要綱第2条に定める判定士のうち、一般社団法人埼玉建築士会入間第一支部狭山部会に所属する民間の判定士をいう。

（協力要請）

第3条 甲は判定士を招集する際、乙に協力を要請することができる。

2 原則として前項の規定による要請は、協力要請書（様式1）によるものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭等により要請することができる。この場合、後日、改めて要請文書を乙に送付するものとする。

3 乙は、前項の規定による要請があったときは、乙の会員のうち判定士に該当する者に対して、甲の要請する内容を伝えとともに、協力要請書の回答（様式2）に別紙（様式2別紙）を添えて速やかに甲に回答するものとする。

（協力のための準備）

第4条 乙は、本協定締結後速やかに判定士の承諾を得た上で登録者名簿（様式3）を甲に提出し、新規の登録又は登録者名簿に記載された内容に変更があったときは、遅滞なくその旨を甲に報告するものとする。

2 乙は、平常時から、判定士に該当する会員に対して、甲の要請の内容を円滑に伝達するための連絡系統（以下「連絡系統」という。）を整備し、地震災害時に備えるものとする。

3 平常時の準備、及び地震災害時の活動等は被災建築物応急危険度判定業務マニュアルに基づき行うものとする。

4 乙は、年度当初に判定士を招集するための連絡系統を報告するものとする。

(訓練)

第5条 甲が訓練等のために判定士に連絡を行う必要があるときは、乙はこれに協力するものとする。

(個人情報の保護)

第6条 甲は、第3条及び第4条により提出された判定士名簿について、個人情報の漏えいを防止し、本協定の目的以外には一切使用しないものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

(適用)

第8条 この協定は、協定の締結の日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成27年12月24日

狭山市入間川一丁目23番5号

甲 狭 山 市

狭山市長 小谷野 剛

乙 一般社団法人埼玉建築士会

入間第一支部狭山部会

部会長 増 永 秀 和

(様式 1)

狭建発第 号
年 月 日一般社団法人埼玉建築士会
入間第一支部狭山部会長 様

狭山市長

協 力 要 請 書 (第 回 目)

狭山市被災建築物応急危険度判定士の招集に関する協定書に基づき、
下記のとおり協力を要請します。

記

1. 協力を要請する理由

狭山市において 年 月 日 時 分に震度 の
地震が発生し、狭山市地域防災計画、狭山市被災建築物応急危険度判
定要綱に基づき、応急危険度判定を実施することになったため。

2. 協力要請の内容

別途協議による。

3. 協力要請に関する連絡方法

様式 2 及び様式 2 別紙により、 年 月 日 時まで
に下記担当までご連絡ください。

以上

(連 絡 先) 〒350-1380 狭山市入間川 1-23-5
狭山市都市建設部 建築審査課 企画総務担当
担当者 _____
電話：04-2953-1111
FAX：04-2954-8877
メール：kentiku@city.sayama.saitama.jp

(様式2)

年 月 日

宛先 狭山市長

一般社団法人埼玉建築士会
入間第一支部狭山部会長

協力要請書の回答について

年 月 日付狭建発第 号で依頼された協力要請について、
次のとおり回答します。

☐ 別紙のとおり参加可能判定士の名簿を送付します。

☐ 参加可能な建築士がいないため、協力できません。

○その他・連絡事項等

.....

.....

.....

.....

.....

送信者 氏 名 : _____

所 属 : _____

電 話 : _____

F A X : _____

メー ル : _____

(様式 2 別紙)

年 月 日
計 枚 中 枚 目

参加可能判定士名簿

番号	氏 名	年 齢	登 録 号	電話番号	判定 経験	参 加 可能日	備 考
1					有・無		
2					有・無		
3					有・無		
4					有・無		
5					有・無		
6					有・無		
7					有・無		
8					有・無		
9					有・無		
10					有・無		
11					有・無		
12					有・無		
13					有・無		
14					有・無		
15					有・無		

発 信 者	
名前	
電話	
FAX	



送 付 先	
名前	
電話	
FAX	

(様式3)

年 月 日

宛先 狭山市長

一般社団法人埼玉建築士会
入間第一支部狭山部会長

被災建築物応急危険度判定士名簿

番号	氏名	年齢	登録番号	電話番号	判定経験	備考
1					有・無	
2					有・無	
3					有・無	
4					有・無	
5					有・無	
6					有・無	
7					有・無	
8					有・無	
9					有・無	
10					有・無	
11					有・無	
12					有・無	
13					有・無	
14					有・無	
15					有・無	

※ 本名簿は、本人の同意なく協定の目的以外には使用いたしません。
(計 枚中 枚目)

・ イオンリテール(株)北関東・新潟カンパニー協定

災害時における生活必需物資の供給に関する協定書【案】

狭山市（以下「甲」という。）とイオンリテール株式会社北関東・新潟カンパニーイオン狭山店及び武蔵狭山店（以下「乙」という。）は、狭山市内における地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）における、生活必需物資（以下「物資」という。）の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において甲及び乙が相互に協力して、市民生活の早期安定を図るため、乙の所有する物資の供給に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 災害時において、物資の救援対策が必要とされた場合は、甲は、乙に対し協力要請を行うものとする。

（協力の内容）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けた場合は、乙の可能な範囲で積極的に応じるものとし、その協力の内容は次のとおりとする。

（1）災害時において甲が必要とする応急食料の供給

（2）災害時において甲が必要とする生活必需品の供給

2 乙が協力する物資は、乙が現に保有しかつ確保できる物資とし、その品目は、原則として別表のとおりとする。

（要請の手続）

第4条 甲は、乙に対して、次に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し事後文書を提出するものとする。

（1）協力を要請する理由

（2）必要とする物資の品目、数量

（3）前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（報告）

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、要請事項について速やかに調査し、甲に報告するものとする。

（物資の引取）

第6条 物資の引き渡し場所は、乙の店舗敷地内とし、甲は、当該場所へ職員等を派遣し、納品書等を確認のうえ引き取るものとする。

（未使用物資の引取）

第7条 前条の規定により、乙が納入した物資のうち未使用のものについては、甲の求めにより当該物資を提供した乙がこれを引き取るものとする。ただし、著しく価値が低下したものについては、この限りではない。

（物資の価格）

第8条 物資の取引価格は、災害発生直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議して決定するものとする。

（代金の請求）

第9条 乙は、第4条の規定に基づき、甲に物資を納入した時は、前条の規定により定めた価格により、甲にその代金を請求するものとし、甲は、代金請求書を受理した日から40日以内にその代金を乙に支払うものとする。

（協定の有効期間）

第10条 この協定の有効期限は、協定の締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日30日前までに甲乙いずれかが協定の解除又は変更の申し出をしないときは、1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

（協議事項）

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書3通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成28年1月5日

甲 狭山市入間川1丁目23番5号
狭 山 市
狭 山 市 長 小 谷 野 剛

乙 イオンリテール株式会社北関東・新潟カンパニー

狭山市上奥富1126-1
イ オ ン 狭 山 店
店 長 中 西 功 一

狭山市入間川3-31-5
イ オ ン 武 蔵 狭 山 店
店 長 草 野 信 一

- ・ シダックス大新東ヒューマンサービス(株)協定

災害時における避難所炊き出し業務協力に関する協定書

狭山市（以下「甲」という。）とシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社（以下「乙」という。）は、狭山市内において地震、風水害、その他の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）における、避難所の炊き出し業務協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、災害時において甲の要請に応じ、乙が避難所の炊き出し業務の協力を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

（業務協力の要請）

第 2 条 甲は、災害時における災害応急対策業務（以下「業務」という。）の実施にあたり、乙の避難所炊き出し業務協力が必要であると認めるときは、乙に対して次に掲げる事項を明らかにした要請書を提出し、避難所炊き出し業務協力を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、その後、速やかに要請書を提出するものとする。

- （1） 災害の状況
- （2） 炊き出しメニュー、数量等
- （3） 配送する避難所
- （4） その他必要な事項

（業務協力の実施）

第 3 条 乙は、甲から前条の規定により避難所炊き出し業務協力の要請を受けたときは、特別の理由がない限り、直ちに協力体制を整え、受託先の狭山市立堀兼学校給食センターで調理し、甲の指定する避難所に配送するものとする。

- 2 炊き出し食料の運搬は乙が行うものとするが、乙は、必要に応じて甲に対し、運搬の協力を求めることができる。

（費用の負担）

第 4 条 甲の要請により乙が協力した業務に要する費用は、甲が負担する。

- 2 費用の負担方法については、甲乙協議して定めるものとする。

（災害補償）

第 5 条 この協定に基づき、避難所炊き出し業務の協力に従事した乙の従業員が、当該業

務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、乙の責任において行うものとする。

（実施細目）

第6条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項は、甲乙協議して実施細目を定めるものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項又は、この協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（協定の有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から乙が受託した狭山市立堀兼学校給食センター更新事業契約期間内とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成28年2月12日

甲 埼玉県狭山市入間川1丁目23番5号
狭山市
狭山市長 小谷野 剛

乙 東京都調布市調布ヶ丘三丁目6番地3
シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社
代表取締役 白田 豊彦

・ 埼玉県石油業協同組合・埼玉県石油商業組合協定
災害時等のガソリン等燃料の優先供給に関する協定書

狭山市(以下「甲」という。)と埼玉県石油業協同組合狭山支部・埼玉県石油商業組合狭山支部(以下「乙」という。)とは、狭山市内における地震、風水害その他の災害発生時又は発生のおそれがある場合(以下「災害時等」という。)において第4条(燃料等の種類)に掲げる応急対策の燃料等(以下「燃料等」という。)の供給に関し、次のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目 的)

第1条 本協定は、狭山市地域防災計画に基づき、甲が行う救援活動に対し、甲及び乙が相互に協力して、市民生活の早期安定を図るため、乙の所有する燃料等の甲への供給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協力の内容)

第2条 乙は、災害時等において、甲に災害対策本部又はその他の緊急対策のための組織が設置され、甲から燃料等の供給について要請(以下「協力要請」という。)があったときには協力するものとする。

(要請の手続き)

第3条 甲は、乙に対して前条に定める協力要請をするときは、協力要請書(別記様式)をもって行うものとする。

ただし、緊急を要するときは、口頭等で要請し、事後協力要請書を提出するものとする。

(燃料等の種類)

第4条 本協定に基づく、甲の要請により乙が甲に供給する燃料等の種類は次のとおりとする。

(1) ガソリン

(2) 軽油

(3) 灯油

(4) その他甲が指定する物であって、乙が供給可能なもの

(燃料等の引渡)

第5条 燃料等の受渡しは、原則、乙の給油所等で行うものとし、甲は、当該場所へ職員等を派遣し、要請した燃料等を確認のうえ受け取るものとする。

なお、給油を要する緊急用車両には、公用車であることが判別できるよう表示等があること。

（燃料等の価格）

第6条 甲が乙に支払う燃料等の価格は、災害発生直前における適正価格を基準とし、甲乙協議の上決定する。

（代金の請求）

第7条 乙は、第3条の規定に基づき、甲に燃料等を引き渡した時は、前条の規定により定めた価格で、甲にその代金を請求するものとする。

（代金の支払）

第8条 甲は、乙からの前条の規定により請求があったときは、速やかにその代金を支払うものとする。

（協定の有効期間）

第9条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定終了の通知をしない限り、その効力は同一条件で更新したものとする。

第10条 本協定に定めのない事項及び本協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ決定するものとする。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙 記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

平成28年3月1日

甲 狭山市入間川1丁目23番5号
狭山市
狭山市長 小谷野 剛

乙 狭山市入間川3丁目19番6号
埼玉県石油業協同組合狭山支部
埼玉県石油商業組合狭山支部
支部長 青木 聡和

別記様式（第3条関係）

協 力 要 請 書

年 月 日

埼玉県石油業協同組合狭山支部
埼玉県石油商業組合狭山支部 御中

狭 山 市 長

災害時等のガソリン等燃料の優先供給に関する協定第3条の規定により、次のとおり要
請します。

記

	品 名	数 量	納 入 場 所	備 考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
合計				

要請者：所属_____ 氏名_____
連絡先_____

・ J パックス（株）・セツカートン（株）協定

災害発生時におけるダンボール製品の調達に関する協定書

狭山市（以下「甲」という。）とJパックス株式会社（以下「乙」という。）および、セツカートン株式会社（以下「丙」という。）は、災害発生時におけるダンボール製品の調達に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生又は発生するおそれがある時において、避難所の設営等において必要な物資の調達に関し、必要な事項を定める。

（協力の要請及び受諾）

第2条 甲は、災害時に物資の調達が必要となった場合は、救援物資供給要請書（様式第1号）により、乙及び丙に協力を要請できるものとする。ただし、緊急を要する時は、口頭又は電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

2 乙及び丙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

（物資の種類）

第3条 前条の物資の種類は、次に掲げるものとする。

- （1） 段ボール製簡易ベッド
- （2） 段ボール製シート
- （3） 段ボール製間仕切り
- （4） 段ボール製簡易トイレ
- （5） その他乙及び丙の取扱商品

（手続等）

第4条 乙及び丙は、甲の指定する場所に物資を搬送し納品するものとする。その際に、甲は職員をもってこれを確認させ、受け取るものとする。

2 乙及び丙は、搬送終了後、速やかに救援物資供給完了報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

（経費の負担）

第5条 甲は、乙及び丙に対し、前条の規定により納品された物資の費用及び物資の運搬に要する費用について負担するものとする。

2 前項に掲げる経費の価格は、災害時の直近の価格を基準とし、甲乙丙協議のうえ定めるものとする。

（経費の支払）

第6条 経費は、乙及び丙が甲に請求するものとし、甲は請求書を受け取った日から起算し、30日以内にこれを支払うものとする。ただし、甲が予算措置を必要とする場合は、予算措置後速やかに支払うものとする。

（連絡窓口）

第7条 甲及び乙並びに丙は、この協定に関する連絡窓口を定め、相手方に通知しなければならない。また、連絡窓口を変更したときも同様とする。

(有効期間)

第8条 この協定書の有効期間は締結の日から平成29年3月31日までとする。

ただし、期間満了の日の30日前までに、甲及び乙並びに丙は、各相手方に対し文書による終了の意思表示が無い場合は、更に1年間継続するものとし、以後この例による。

(疑義の解決)

第9条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙丙協議のうえ、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を3通作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成28年 5月11日

(甲) 埼玉県狭山市入間川1丁目23番5号
狭山市
狭山市長 小谷野 剛

(乙) 大阪府八尾市太子堂2丁目5番38号
Jパックス株式会社
代表取締役 水谷 嘉浩

(丙) 兵庫県伊丹市東有岡5丁目33番地
セッツカートン株式会社
代表取締役 丹羽 俊雄

様式第1号（第2条関係）

年 月 日

社 名
代表者 様

狭 山 市 長

救 援 物 資 供 給 要 請 書

災害発生時におけるダンボール製品の調達に関する協定第2条の規定に基づき、次のとおり協力を要
請します。

物資の種類	数量	搬送日時	搬送場所	備考

(狭山市連絡担当者)

所 属	
職 名 ・ 氏 名	
電 話 番 号	

様式第2号（第4条関係）

年 月 日

（あて先） 狭山市長

社 名
代表者

救 援 物 資 供 給 完 了 報 告 書

災害発生時におけるダンボール製品の調達に関する協定第4条の規定に基づき、次のとおり供給したことを報告します。

物資の種類	数量	搬送日時	搬送場所	備考

（ 連絡担当者）

所 属	
職 名 ・ 氏 名	
電 話 番 号	

- ・ 埼玉土地家屋調査士会

災害時における家屋被害認定調査に関する協定書

狭山市（以下「甲」という。）と埼玉土地家屋調査士会（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）時における家屋被害認定調査（以下「認定調査」という。）について次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲の市内において災害が発生した場合に、乙が甲に対して行う支援に関し、その手続きを定め、円滑な支援が実施できるよう必要な事項を定めるものとする。

（支援の内容）

第2条 甲は乙に対して、次の事項について協力を要請することができる。

- （1）「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（平成25年内閣府（防災担当））に基づき、甲の職員と連携した市内家屋の調査に関すること。
- （2）甲が発行した罹災証明について市民からの相談に関すること。

（支援の要請）

第3条 甲は乙に対して、前条の規定の支援を要請する場合は、認定調査を実施する所在地、内容等、必要事項を記載した被害認定調査要請書（別紙様式1）にて行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等により要請することができるものとし、事後に遅延なく被害認定調査要請書を提出する。

（支援の実施）

第4条 乙は甲から前条の要請を受けたときは、被害認定調査要請承諾書（別紙様式2）を提出するとともに速やかに乙の会員を甲に派遣し、認定調査を実施する。
ただし、支援ができない場合には、その旨を遅延なく報告する。

（費用の負担）

第5条 甲は、前条の規定により派遣された会員の人件費は負担しない。

- 2 乙が、甲の要請により認定調査を実施する場合に必要な資機材の費用については、甲が負担するものとする。

（費用の請求）

第6条 乙は、認定調査が完了したときは、速やかに前条第2項の費用を甲に請求するものとする。

- 2 甲は、前項の規定により、請求された内容を確認のうえ、適当と認めたときは、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(守秘義務)

第7条 乙及び乙の会員は、認定調査の実施により知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(従事者の災害補償)

第8条 乙は、認定調査に従事した乙の会員が当該調査のために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙が別途加入する災害補償保険等により対応する。

(有効期間)

第9条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成29年3月31日までとする。

ただし、協定期間満了の1カ月前までに甲乙いずれかからの協定解除の申し出がないときは、さらに1年延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙間で協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙押印のうえ、各1通を保有する。

平成 年 月 日

狭山市入間川1丁目23番5号

甲 狭山市

狭山市長 小谷野 剛

さいたま市浦和区高砂4丁目14番1号

乙 埼玉土地家屋調査士会

会長 佐藤 忠治

別紙様式 1（第 3 条関係）

年 月 日
(時 分)

被害認定調査要請書

埼玉土地家屋調査士会会長 様

狭山市長

災害時における家屋被害認定調査に関する協定第 3 条の規定により、次のとおり要請します。

1 要請地域・内容

	内容	備考
要請地域	狭山市	
認定調査内容 (被害内容)	地震被害、浸水被害、土砂崩れ被害 その他 ()	

その他の要請事項

- 2 要請人員 _____ 名
- 3 集合場所 _____

【要請担当者】
担当課 _____
氏 名 _____
電 話 _____
携 帯 _____
FAX _____

別紙様式2（第4条関係）

年 月 日
(時 分)

被害認定調査要請承諾書

狭山市長 様

埼玉土地家屋調査士会会長

年 月 日 時 分に要請のありました件については、災害時における家屋被害認定調査に関する協定第4条の規定により次のとおり承諾します。

1 要請地域・内容

	内容	備考
要請地域	狭山市	
認定調査内容 (被害内容)	地震被害、浸水被害、土砂崩れ被害 その他 ()	

その他の要請事項

2 要請人員 _____名

3 集合場所 _____

【派遣担当者】

氏 名 _____

電 話 _____

携 帯 _____

FAX _____

・ ヒラオカ石油(株)協定

災害時における燃料の供給に関する協定書

狭山市（以下「甲」という。）とヒラオカ石油株式会社（以下「乙」という。）は災害時における各種燃料の供給（以下「燃料供給」という。）に関し、次の通り協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は地震・風水害その他の災害が発生したとき（以下「災害時」という。）に、甲が乙に優先的に燃料の供給に関して協力を求めるときに必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この協定において「災害時」とは災害対策基本法（昭和36年法律第223号）

第2条第1項に定める災害が発生したとき、その他甲が乙の協力を必要であると認めたときをいう。

（燃料の供給と費用負担）

第3条 甲は災害時に乙に対して次に掲げる燃料の確保・供給を要請することができ、乙は甲の要請に対して応諾可能な範囲で燃料の優先供給に努めるものとする。

1. 燃料の優先供給

①軽油（タンクローリーでの給油）

②灯油（タンクローリーでの給油）

ただし、以下の場合は無条件で供給を行わないものとする。

- ・ 災害発生等による道路や橋脚の損壊等、物理的な不可抗力により燃料輸送手段が絶たれた場合
- ・ 乙の施設や設備の損壊等により供給不能の状態に陥った場合
- ・ 災害により乙の燃料調達が途絶えた場合

また、供給方法は原則として乙保有のタンクローリーで行う事とするが、災害時の危険性上、夜間及び早朝の給油、安全確保が困難な供給場所の場合は乙の判断で供給を延期若しくは中断する事ができるものとする。

2. 甲は前項に係る乙への要請を別紙様式1により行う。ただし、緊急を要する場合、甲は次に掲げる事項を明らかにし電話・メール等、書面以外の方法で乙に要請することができるものとし、甲は事後速やかに乙に書面を提出する。

- （1）要請理由
- （2）必要とする燃料の名称及び数量
- （3）必要とする燃料の供給場所及び期間
- （4）その他必要な事項

3. 甲の要請に基づき乙が供給する燃料にかかる費用については甲の要請時点での適正な価格を基準として甲乙協議のうえ定める。

（請求及び支払）

- 第4条 甲が乙に要請した物資の供給に関わる費用を乙は納品書を添えて甲に請求する。
甲は乙から請求された費用を検収のうえ、甲が定める支払い条件に基づいて支払うものとする。

（支援体制の整備）

- 第5条 乙は甲の要請による燃料の供給に備え、災害時における円滑な協力体制が図れるように情報伝達体制の整備、燃料供給に必要な資機材の点検整備に努めることとする。
2. 甲は乙からの要請により緊急通行車両事前届出証に関する諸届けについて、可能な限り協力を行うものとする。

（引渡し）

- 第6条 乙から供給される燃料の引渡しは可能な限り甲が指定する場所にて行うものとし、甲は当該場所に職員を派遣して乙から燃料を受領する。

（情報交換及び協力要請の窓口）

- 第7条 甲及び乙は、あらかじめ連絡担当者を定め、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備える。

（有効期間）

- 第8条 この協定の有効期間は締結の日から1年とする。ただし、有効期間満了の1ヶ月前までに甲又は乙から異議の申し出がないときは、さらに1年間継続するものとし、以後も同様とする。

（協議）

- 第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じたときは甲乙協議のうえ定める。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙押印のうえ、各 1 通を保有する。

平成 年 月 日

埼玉県狭山市入間川一丁目 23 番 5 号
甲 狭山市
狭山市長 小谷野 剛

大阪府岸和田市地藏浜町 11-1
乙 ヒラオカ石油株式会社
代表取締役社長 平岡 顯一

別紙様式 1（第 3 条第 2 項関係）

年 月 日
(時 分)

燃 料 供 給 要 請 書

ヒラオカ石油株式会社
代表取締役社長 平岡 顯一 様

狹 山 市 長

災害時における燃料の供給に関する協定第 3 条第 2 項の規定により、次のとおり要請します。

要請内容

	内容	備考
要請理由		
必要とする燃料の名称及び数量	軽油 ℓ 灯油 ℓ	
必要とする燃料の供給場所及び 期間	供給場所 _____ 供給期間 _____	
その他		

【要請担当者】 担当課 _____ 氏 名 _____ 電 話 _____ 携 帯 _____ FAX _____

・ (株)ロッテ協定

災害時における菓子類の供給協力に関する協定書

狭山市（以下「甲」という。）と株式会社ロッテ（以下「乙」という。）は、災害時における菓子類の供給協力に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、甲の区域内で災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第二条第一号に規定する災害が発生した場合、又は発生の恐れがある場合において、甲が乙に菓子類の供給を要請する際の手続き等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（供給の要請等）

第2条 乙は、甲からの要請に基づき、次の各号の規定により菓子類を供給する。

- （1）乙が供給する菓子類は、甲からの供給要請時点で保有し、且つ可能な範囲内で供給できる数量とする。
- （2）供給する菓子類は、甲乙協議のうえ決定することを基本とする。
- （3）乙が甲に供給する菓子類は可能な範囲内で無償提供するものとするが、甲乙協議により有償供給出来るものとする。その場合の価格は、災害発生前の市場価格を参考に決定する。
- （4）前号の規定により、有償にした場合の支払いにかかる事務手続きについては、甲が定める規定に基づき、行うものとする。

（要請方法）

第3条 甲は乙に対して菓子類の供給を要請するときには、災害時における菓子類供給要請書（様式第1号。以下、「要請書」という。）を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合には、電話等により要請することができることとし、事後速やかに要請書を提出するものとする。乙は、菓子類を供給するときには、甲に菓子類供給報告書（様式第2号）を提出するものとする。

（菓子類の引渡し）

第4条 菓子類の引渡し場所は、原則乙の狭山工場（埼玉県狭山市新狭山1-2-1）とし、甲は当該引渡し場所に職員、トラック等を派遣し、要請書と供給する菓子類の実数を確認したうえで引き取るものとする。

（連絡窓口）

第5条 甲と乙は、この協定に関する連絡窓口を定め、相手方に通知しなければならない。また、連絡窓口を変更したときも同様とする。

(有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から1年間とする。ただし、期間満了日から90日前までに、甲又は乙いずれからも解除の申し出がないときには、本協定は同一条件にて更に1年間有効期間が延長されるものとし、以後も同様とする。

(協議事項)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に疑義が生じたときには、甲乙協議のうえこれを決定するものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成29年1月19日

甲 埼玉県狭山市入間川1丁目23番5号
狭山市
狭山市長 小谷野 剛

乙 東京都新宿区西新宿3-20-1
株式会社 ロッテ
代表取締役社長 佃 孝之

様式第 1 号（第 3 条関係）

年 月 日

社 名
代表者 様

狭 山 市 長

菓 子 類 供 給 要 請 書

災害時における菓子類の供給協力に関する協定第 3 条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

口頭、電話等による 要請の日時	年 月 日 () 午前 時 分頃 午後
要 請 理 由	
備 考	

(狭山市連絡担当者)

所 属	
職 名 ・ 氏 名	
電 話 番 号	

様式第2号（第3条関係）

年 月 日

（あて先） 狭山市長

社 名
代表者

菓 子 類 供 給 報 告 書

災害時における菓子類の供給協力に関する協定第3条の規定に基づき、次のとおり供給したことを報告します。

商品名	入数	数量（ケース）	備 考

（株式会社ロッテ連絡担当者）

所 属	
職 名 ・ 氏 名	
電 話 番 号	

年 月 日

連絡責任者通知書

災害時における菓子類の供給協力に関する協定第5条の規定により連絡責任者を下記のとおり通知する。

(甲)

部署名・所属名	氏 名	電 話 番 号
市民部・危機管理課		

(乙)

部署名・所属名	氏 名	電 話 番 号
総務部・総務担当		
狭山工場		

※連絡責任者が変更になった場合は、随時その内容を相互で連絡する。

・ NTTタウンページ(株)

防災啓発情報等に関する協定書

狭山市（以下、「甲」という。）とNTTタウンページ株式会社（以下「乙」という。）とは、地震、風水害、津波、土砂災害及びその他の自然災害等に対する防災啓発情報等（以下、「防災啓発情報等」という。）の発信に相互に協力するものとし、市民一人ひとりの防災意識の醸成を図り、もって地域防災力の強化に繋げることを目的として、次のとおり協定を締結する。

（発信の方法）

第1条 乙は、東日本電信電話株式会社（以下、「NTT東日本」という。）若しくは西日本電信電話株式会社（以下、「NTT西日本」という。）が発行又は乙が編集・発行・運営する次の媒体（以下、「媒体」という。）に甲が提供する防災啓発情報等を掲載して、防災啓発情報等を発信する。

- （1） タウンページ
- （2） 防災啓発情報等を取りまとめた冊子等の紙媒体
- （3） iタウンページ等のWEBサイト

（手続）

第2条 乙は、甲に対し、防災啓発情報等の提供を無償で求めることができる。この場合、乙は、防災啓発情報等を掲載する媒体の種類、掲載期間、配布範囲等を甲に明示するものとする。

2 甲は、乙から前項の要請を受けた場合、その都度、乙と協議の上、防災啓発情報等を乙に提供する。

3 乙は、前項により防災啓発情報等の提供を受けた場合は、媒体に掲載するものとし、掲載するにあたっては、乙は、提供を受けた情報を取捨選択、加工、編集等を行うことができるものとする。

4 乙は、甲に対し、校正段階において防災啓発情報等が掲載された原稿を提示する。甲は、提示を受けた原稿に対し、防災啓発情報等の趣旨・内容が適切に記載されるために意見を述べるすることができるものとし、乙は、甲の意見に応えるよう努めるものとする。

5 前項の場合において、乙が甲の意見に応えるために媒体の発行又は運営に関して通常のコストを超える費用を費やさなければならないときは、甲及び乙は、協議の上、甲の負担部分を決定する。

6 前項の協議が整わない場合、乙は、通常のコストの範囲において、甲から提供を受けた防災啓発情報等を掲載する。

（発信情報に関する責任）

第3条 防災啓発情報等を発信したことにより第三者からの苦情及び何らかの問題が生じた場合は、甲及び乙は、これらの解決のために協力し対応するものとする。

2 前項にかかわらず、甲は、乙に提供する防災啓発情報等の内容に対し、一切の責任を負う。

(発信の変更・中止)

第4条 乙は、防災啓発情報等の発信について、相当な事情がある場合は、甲に対して事前通知の上、その全部又は一部を変更または中止することができる。この場合、乙は、甲に対し、いかなる責も負わないものとする。

(著作権)

第5条 甲が提供する防災啓発情報等を記載した媒体の当該提供部分に係る著作権は甲に帰属することとし、乙が提供を受けた防災啓発情報等を本協定に定める以外の他の媒体に利用する場合は、予めその目的・方法・範囲・期間を明らかにした上で甲の承諾を得るものとする。

2 乙が防災啓発情報等に関して作成した記事・画像等の著作権は、NTT東日本、NTT西日本若しくは乙又は乙に使用許諾権を付与した第三者に著作権が帰属することとし、甲が他の媒体に利用する場合は、予めその目的・方法・範囲・期間を明らかにした上でNTT東日本、NTT西日本若しくは乙又は乙に使用許諾権を付与した第三者の承諾を得るものとする。

3 前2項に基づき、甲又は乙が、相手方から提供を受けた著作物を利用する場合は、前2項に基づき承諾を受けた目的・方法・範囲・期間を超えて利用することはできない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第6条 甲及び乙は、この協定により生ずる権利や義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、予め相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

(秘密の保持)

第7条 甲及び乙は、防災啓発情報等以外に、本協定の遂行により知り得た相手方の技術上又は営業上その他業務上の一切の情報を他に漏らしてはならず、本協定の遂行にのみ使用することとする。また、この協定が終了した後も同様とする。

(協定の解約)

第8条 甲又は乙は、本協定の有効期間中であっても、相手方に対して1年前までに書面をもって通知することにより、本協定を解約することができる。

(その他)

第9条 甲乙間で、本協定の内容又は解釈に疑義若しくは紛争が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各1通保有する。

平成 年 月 日

甲 埼玉県狭山市入間川1丁目23番5号
狭山市
狭山市長 小谷野 剛

乙 東京都港区虎ノ門3丁目8番8号
N T Tタウンページ株式会社
代表取締役社長 岡田 昭彦

(4)福祉避難所協定

- ・ 狭山特別支援学校協定

災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

狭山市（以下「甲」という。）と埼玉県立狭山特別支援学校（以下「乙」という。）とは、地震、風水害及びその他の災害（以下「災害時」という。）発生時における福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、支援を要する者（以下「要援護者」という。）に避難が必要となった場合に、甲の協力要請に基づき、乙の運営する施設を福祉避難所として設置運営及び避難者支援することについて、必要な事項を定めるものとする。

（受入対象者）

第2条 受入れの対象となる者は、甲が指定した要援護者及びその介護者とする。

（福祉避難所の開設）

第3条 甲は、福祉避難所を開設する必要がある場合、乙に対して福祉避難所の開設を要請するものとする。

2 甲は、前項の規定により福祉避難所の開設を必要とする場合は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭により要請することができるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

3 乙は、甲からの要請に基づき可能な範囲内で応じるよう努めなければならない。

（要援護者の移送）

第4条 甲の要請により、乙が福祉避難所を開設した場合、要援護者の移送については、原則として当該要援護者の家族等の介護者又は支援者が行うものとする。

（福祉避難所の運営）

第5条 福祉避難所の運営は、乙の責任において行うものとし、甲は乙が福祉避難所の運営に必要な情報や物資の調達を行うものとする。

2 甲は、乙が要援護者を適切に介護できるよう、介護支援のできる者の確保に努めるものとする。

（費用負担）

第6条 甲の要請により開設した福祉避難所の管理運営にかかる費用は、甲が負担するものとする。

（開設期間）

第7条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲乙で協議し、文書をもって開設期間の延長を行うことができるものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度 甲、乙協議して定めるものとする。

（協定期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とし、期間満了の3ヶ月前までに甲乙いずれかからも申し出がないときは、更に1年間延長されるものとし、以後はこの例によるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれ1通を所持する。

平成26年5月7日

埼玉県狭山市入間川一丁目23番5号

甲 狭山市

狭山市長 仲川 幸成

埼玉県狭山市笹井2958番地

乙 埼玉県立狭山特別支援学校

校長 鹿倉 朋宏

・ 茶の花福祉会 大樹の森協定

災害時における福祉避難所の施設利用に関する協定書

狭山市（以下「甲」という。）と社会福祉法人茶の花福祉会（以下「乙」という。）は、狭山市内に発生した地震その他による災害（以下「災害時」という。）において、障害者等の要援護者が一般的な避難所では生活に支障がある場合に、福祉避難所としての施設利用に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において介護を要する障害児・者が、甲が乙の管理する施設の一部を福祉避難所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（福祉避難所利用対象者）

第2条 乙の管理する施設を福祉避難所として利用する対象者は、前条に規定する障害児・者及びその介護者とする。ただし、介護者は、原則として1名とする。

2 甲は、災害が発生し、乙の施設にかかる福祉避難所の利用を必要とする者が生じたときは、当該対象者の氏名、住所等について、遅滞なく乙に通知するものとする。

（避難所として利用できる施設）

第3条 甲が福祉避難所として利用できる施設は、次の施設とする。

所 在 地 狭山市大字加佐志244番1

施 設 名 大樹の森 災害時避難スペース

（避難所の開設）

第4条 甲は、福祉避難所を開設する必要が生じた場合は、前条において定められた対象施設について、その被害状況及び利用状況を乙に確認の上、福祉避難所の開設を要請するものとする。

（開設の通知）

第5条 甲は、前条に基づき福祉避難所の開設を必要とする際は、乙に対しその旨を、福祉避難所開設通知書（様式第1号）によって通知するものとする。

2 甲は、福祉避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず口頭で要請できるものとし、開設後速やかに、乙に対し福祉避難所開設通知書を提出するものとする。

（利用対象者の移送）

第6条 福祉避難所利用対象者の移送については、原則として福祉避難所利用対象者の家族又は支援者が行う。

（避難所の運営管理）

第7条 災害時の福祉避難所の管理運営は、乙の責任において行うものとする。

2 福祉避難所に必要な日常生活用品、食料及びその他必要な物資は、甲が調達するものとする。

ただし、その一部を甲が調達できないときは、乙が保有するこれらの物資の提供について、乙に協力を要請することができる。

3 前項の要請があったときは、乙は協力するよう努めるものとする。

（費用負担）

第8条 福祉避難所の管理運営に係る費用及び甲の要請に基づいて乙が提供した内容に係る費用については、災害救助法（昭和22年法律第118号）その他の関係法令等の定めるところにより、所定の実費を負担するものとする。

（開設期間）

第9条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。

ただし、災害の状況により、期間を延長する必要がある場合は甲乙で協議するものとし、甲は当該協議結果に基づき、福祉避難所使用許可期限延長申請書（様式第2号）により、乙に期間の延長を申請するものとする。

（避難所解消への努力）

第10条 甲は、福祉避難所の開設が乙の事業に重大な影響を及ぼすことのないように配慮するとともに、当該福祉避難所の早期解消に努めるものとする。

（避難所の終了）

第11条 甲は、乙が管理する施設について福祉避難所としての利用を終了する際は、乙に福祉避難所使用終了届（様式第3号）を提出するとともに、その施設を現状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（協定の有効期間）

第12条 この協定の有効期間は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までとする。ただし、この有効期間満了30日前までに、甲乙いずれかが協定の解除又は変更の申し出をしないときは、1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

（協議）

第13条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

上記協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成 27 年 4 月 1 日

埼玉県狭山市入間川 1 丁目 2 3 番 5 号

甲 狭山市

狭山市長 仲 川 幸 成

埼玉県狭山市狭山 4 7 番 2 9

乙 社会福祉法人茶の花福祉会

理事長 高 橋 満 男

様式第1号（第5条関係）

○発第○○号

○年○月○日

社会福祉法人茶の花福祉会

理事長

様

狹山市長

福祉避難所開設通知書

「災害時における福祉避難所の施設利用に関する協定書」に基づき、災害時における福祉避難所として、下記のとおり開設することを通知します。

なお、利用対象者に変動があったときは、その都度文書または口頭で通知いたします。

記

- 1 開設日時 ○年○月○日○時から○年○月○日○時まで
- 2 福祉避難所使用施設 ○○○（協定書第3条に掲げる施設）
- 3 利用対象者 障害児者○名 介護者○名
 別紙対象者リストのとおり
- 4 その他

※連絡先： ○○部○○課 担当○○ 電話 04-2953-1111 内線○○

様式第2号（第9条関係）

○発第○○号
○年○月○日

社会福祉法人茶の花福祉会

理事長

様

狭山市長

福祉避難所使用許可期限延長申請書

下記のとおり福祉避難所開設使用許可期限の延長をお願いします。

なお、利用対象者に変動があったときは、その都度文書または口頭で通知いたします。

記

- 1 使用施設名称 ○○○（協定書第3条に掲げる施設）
- 2 延長日時の予定 ○年○月○日○時から○年○月○日○時まで
- 3 利用対象者 障害児者○名 介護者○名
 別紙対象者リストのとおり
- 4 延長の理由
- 5 連絡先： ○○部○○課 担当○○ 電話 04-2953-1111 内線○○

様式第3号（第11条関係）

○発第○○号
○年○月○日

社会福祉法人茶の花福祉会

理事長

様

狹山市長

福祉避難所使用終了届

「災害時における福祉避難所の施設利用に関する協定書」に基づく災害時における福祉避難所の使用について、下記のとおり終了します。

なお、協定書に基づき、施設を現状に復し、引き渡します。

記

1 終了日時 ○年○月○日○時まで

2 引渡し予定日時 ○年○月○日○時まで

3 連絡先： ○○部○○課 担当○○ 電話 04-2953-1111 内線○○

・ 社会福祉法人 新 中新田自立スクエア

災害時における福祉避難所の施設利用に関する協定書

狭山市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 新（以下「乙」という。）は、狭山市内に発生した地震その他による災害（以下「災害時」という。）において、障害者等の要援護者が一般的な避難所では生活に支障がある場合に、福祉避難所としての施設利用に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において介護を要する障害児・者が、甲が乙の管理する施設の一部を福祉避難所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（福祉避難所利用対象者）

第2条 乙の管理する施設を福祉避難所として利用する対象者は、前条に規定する障害児・者及びその介護者とする。ただし、介護者は、原則として1名とする。

2 甲は、災害が発生し、乙の施設にかかる福祉避難所の利用を必要とする者が生じたときは、当該対象者の氏名、住所等について、遅滞なく乙に通知するものとする。

（避難所として利用できる施設）

第3条 甲が福祉避難所として利用できる施設は、次の施設とする。

所 在 地 狭山市大字中新田73番3

施 設 名 中新田自立スクエア 災害時避難スペース はるにれ

（避難所の開設）

第4条 甲は、福祉避難所を開設する必要が生じた場合は、前条において定められた対象施設について、その被害状況及び利用状況を乙に確認の上、福祉避難所の開設を要請するものとする。

（開設の通知）

第5条 甲は、前条に基づき福祉避難所の開設を必要とする際は、乙に対しその旨を、福祉避難所開設通知書（様式第1号）によって通知するものとする。

2 甲は、福祉避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず口頭で要請できるものとし、開設後速やかに、乙に対し福祉避難所開設通知書を提出するものとする。

（利用対象者の移送）

第6条 福祉避難所利用対象者の移送については、原則として福祉避難所利用対象者の家族又は支援者が行う。

（避難所の運営管理）

第7条 災害時の福祉避難所の管理運営は、乙の責任において行うものとする。

2 福祉避難所に必要な日常生活用品、食料及びその他必要な物資は、甲が調達するものとする。

ただし、その一部を甲が調達できないときは、乙が保有するこれらの物資の提供について、乙に協力を要請することができる。

3 前項の要請があったときは、乙は協力するよう努めるものとする。

（費用負担）

第8条 福祉避難所の管理運営に係る費用及び甲の要請に基づいて乙が提供した内容に係る費用については、災害救助法（昭和22年法律第118号）その他の関係法令等の定めるところにより、所定の実費を負担するものとする。

（開設期間）

第9条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。

ただし、災害の状況により、期間を延長する必要がある場合は甲乙で協議するものとし、甲は当該協議結果に基づき、福祉避難所使用許可期限延長申請書（様式第2号）により、乙に期間の延長を申請するものとする。

（避難所解消への努力）

第10条 甲は、福祉避難所の開設が乙の事業に重大な影響を及ぼすことのないように配慮するとともに、当該福祉避難所の早期解消に努めるものとする。

（避難所の終了）

第11条 甲は、乙が管理する施設について福祉避難所としての利用を終了する際は、乙に福祉避難所使用終了届（様式第3号）を提出するとともに、その施設を現状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（協定の有効期間）

第12条 この協定の有効期間は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までとする。ただし、この有効期間満了30日前までに、甲乙いずれかが協定の解除又は変更の申し出をしないときは、1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

（協議）

第13条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

上記協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成 27 年 4 月 1 日

埼玉県狭山市入間川 1 丁目 2 3 番 5 号

甲 狭山市

狭山市長 仲 川 幸 成

埼玉県狭山市大字中新田 7 3 番地 3

乙 社会福祉法人 新

理事長 阿 部 広 治

様式第1号（第5条関係）

○発第○○号

○年○月○日

社会福祉法人 新

理事長

様

狭山市長

福祉避難所開設通知書

「災害時における福祉避難所の施設利用に関する協定書」に基づき、災害時における福祉避難所として、下記のとおり開設することを通知します。

なお、利用対象者に変動があったときは、その都度文書または口頭で通知いたします。

記

- 1 開設日時 ○年○月○日○時から○年○月○日○時まで
- 2 福祉避難所使用施設 ○○○（協定書第3条に掲げる施設）
- 3 利用対象者 障害児者○名 介護者○名
 別紙対象者リストのとおり
- 4 その他

※連絡先： ○○部○○課 担当○○ 電話 04-2953-1111 内線○○

様式第2号（第9条関係）

○発第○○号
○年○月○日

社会福祉法人 新

理事長

様

狭山市長

福祉避難所使用許可期限延長申請書

下記のとおり福祉避難所開設使用許可期限の延長をお願いします。

なお、利用対象者に変動があったときは、その都度文書または口頭で通知いたします。

記

- 1 使用施設名称 ○○○（協定書第3条に掲げる施設）
- 2 延長日時の予定 ○年○月○日○時から○年○月○日○時まで
- 3 利用対象者 障害児者○名 介護者○名
別紙対象者リストのとおり
- 4 延長の理由
- 5 連絡先： ○○部○○課 担当○○ 電話 04-2953-1111 内線○○

様式第3号（第11条関係）

○発第○○号

○年○月○日

社会福祉法人 新

理事長

様

狭山市長

福 祉 避 難 所 使 用 終 了 届

「災害時における福祉避難所の施設利用に関する協定書」に基づく災害時における福祉避難所の使用について、下記のとおり終了します。

なお、協定書に基づき、施設を現状に復し、引き渡します。

記

1 終了日時 ○年○月○日○時まで

2 引渡し予定日時 ○年○月○日○時まで

3 連絡先： ○○部○○課 担当○○ 電話 04-2953-1111 内線○○

- ・ 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)協定

災害時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定書

狭山市（以下「甲」という。）と社会福祉法人　〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、狭山市域で発生した地震その他による災害時において、狭山市地域防災計画に基づく福祉避難所の開設及び運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条　この協定は、災害時において援護を要する高齢者（以下「要援護高齢者」という。）の安全確保を図るため、甲が乙の管理する施設の一部に福祉避難所を開設し、その運営について、必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第2条　福祉避難所の利用対象者となる者（以下「対象者」という。）は、災害で被災した身体等の状況が通常の避難所では避難生活が困難な在宅の要援護高齢者及びその家族等の介助者とする。なお、介助者は原則として1名とする。

（開設の要請）

第3条　甲は、災害が発生し、福祉避難所を開設する必要がある場合は、乙に対して福祉避難所の開設を要請するものとする。
2　乙は、甲から開設の要請を受けた場合は、対象施設の職員の参集状況及び対象施設の被災状況を踏まえ、可能な範囲内で福祉避難所を開設するものとする。

（該当施設）

第4条　甲が福祉避難所として利用できる施設は、次の施設とする。

施設名	所在
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	狭山市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

2　乙は、該当施設の範囲を定め、受け入れることができる対象者の人数等を、予め書面にて甲に提出するものとする。

（手続き）

第5条　甲は、第3条の規定により福祉避難所の開設について乙に要請を行う場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

る。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請できるものとし、その後速やかに書面を提出するものとする。

- (1) 要援護高齢者の住所、氏名、生年月日（年齢）、連絡先、心身の状況、かかりつけ医等の医療情報等
- (2) 介助者の住所、氏名、本人との続柄及び連絡先
- (3) 開設期間

（要援護高齢者の移送）

第6条 福祉避難所への移送については、原則としてその家族等の介助者の協力により行い、家族等の介助に依りがたいときは、甲が行うこととし、乙は、可能な範囲で移送について協力するよう努めるものとする。

（福祉避難所の管理運営）

第7条 甲と乙は相互に協力しながら福祉避難所の管理運営を行うものとする。なお、役割分担等の詳細については、協議を行った上で別途定めるものとする。

- 2 甲は、平常時から乙の施設に福祉避難所の運営に必要な食料等を備蓄し、災害時に不足した場合は乙の要請に応じて物資の調達を行うものとする。

（費用負担）

第8条 甲の要請に基づき、福祉避難所として乙が対象者の受け入れに要した経費については、災害救助法（昭和22年法律第118号）その他関係法令等の定めるところにより、甲が所要の実費を負担するものとする。

（開設期間）

第9条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、甲が必要と認めたときは、災害規模や被災状況に応じ、開設期間を延長することができる。延長期間については、甲乙協議の上、決定するものとする。

- 2 甲は、前項の規定により、福祉避難所の延長を依頼する際は、事前に乙に対し、その旨を記した書面又は口頭により行うものとする。

（福祉避難所の閉鎖）

第10条 甲は、福祉避難所の開設が乙の事業に重大な影響を及ぼすことのないように配慮するとともに、当該福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

- 2 甲は、災害対応等が収束した場合は、速やかに福祉避難所を閉鎖するとともに、閉

鎖する際は、乙に対してその旨を記した書面により行うものとし、当該施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（受入可能人数の把握）

第11条 甲は、平常時から乙の施設における受入可能人数を把握しておくものとする。

（守秘義務）

第12条 乙は、福祉避難所の運営において知り得た対象者の情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

（協議）

第13条 この協定に定めのない事項またはこの協定の解釈について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

（協定の有効期間）

第14条 この協定の有効期間は、締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の3か月前までに、甲、乙いずれからも協定の解除又は変更の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、以後この例によるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成28年3月10日

甲 狭山市入間川一丁目23番5号
狭山市
狭山市長 小谷野 剛

乙 狭山市〇〇〇〇〇〇〇番地
社会福祉法人〇〇〇〇〇
理事長 〇 〇 〇 〇

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) 協定締結事業所

	事業所名	住所	電話番号
1	特別養護老人ホーム 第二つつじの園	入間川865-1	04-2959-0860
2	特別養護老人ホーム むさしの園	南入曽1044-1	04-2956-7770
3	特別養護老人ホーム むさしの園わかば	南入曽1048-2	04-2956-7760
4	特別養護老人ホーム オリーブ	上赤坂290-1	04-5950-2400
5	特別養護老人ホーム さくら	加佐志104	04-2950-0606
6	特別養護老人ホーム さやま苑	柏原758-4	04-2954-8855
7	介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム つつじの園	柏原1185-6	04-2955-2300
8	介護老人福祉施設 ジョアン宮地の里	笹井1568-2	04-2900-3600

2. 条例等

(1) 狭山市防災会議条例

○狭山市防災会議条例

昭和39年6月26日

条例第21号

〔注〕平成11年3月から改正経過を注記した。

改正 昭和44年 6月30日 条例第14号

昭和47年 6月23日 条例第45号

昭和49年 9月28日 条例第36号

平成11年 3月19日 条例第15号

平成12年 3月31日 条例第23号

平成14年12月25日 条例第33号

平成17年 6月28日 条例第11号

平成24年12月19日 条例第42号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、狭山市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

一部改正〔平成12年条例23号〕

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 狭山市地域防災計画を作成し及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

一部改正〔平成24年条例42号〕

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員40人以内をもつて組織する。

- 2 会長は、市長をもつて充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 指定地方行政機関の職員
 - (2) 埼玉県知事の部局の職員
 - (3) 埼玉県警察の警察官
 - (4) 指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員
 - (5) 埼玉西部消防組合の消防署長及び市の消防団長
 - (6) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者
 - (7) 市職員

- 6 前項第4号及び第6号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

一部改正〔平成11年条例15号・14年33号・17年11号・24年42号〕
(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は関係地方行政機関の職員、埼玉県の職員、市の職員、関係公共機関の職員、関係地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。

- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは解任されるものとする。
(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和44年6月30日条例第14号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和47年6月23日条例第45号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和49年9月28日条例第36号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年3月19日条例第15号)

この条例は、平成11年6月1日から施行する。

附 則(平成12年3月31日条例第23号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成14年12月25日条例第33号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年6月28日条例第11号)

- 1 この条例は、平成17年7月1日から施行する。

- 2 この条例の施行の際現に改正前の第3条第5項の規定により委員に任命し、又は指名されている者は、改正後の第3条第5項の規定により委員に委嘱し、又は任命された者とみなす。

附 則(平成24年12月19日条例第42号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中狭山市防災会議条例第3条第5項第5号の改正規定は、平成25年4月1日から施行する。

(2) 狭山市災害対策本部条例

○狭山市災害対策本部条例

昭和39年6月26日

条例第20号

改正 平成 9年 6月27日 条例第11号

平成24年12月19日 条例第42号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき狭山市災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

一部改正〔平成9年条例11号・24年42号〕

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を補佐し、災害対策本部長に事故があるときはその職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部に災害予防及び災害応急対策を実施するため、部を置く。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれにあたる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

一部改正〔平成9年条例11号〕

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもつて充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

追加〔平成9年条例11号〕

(雑則)

第5条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

一部改正〔平成9年条例11号〕

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年6月27日条例第11号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年12月19日条例第42号）

この条例は、公布の日から施行する。（後略）

○狭山市防災基本条例

令和元年 12 月 23 日

条例第 19 号

目次

前文

- 第 1 章 総則(第 1 条—第 7 条)
- 第 2 章 防災を担う人づくりの推進(第 8 条)
- 第 3 章 災害への備え(第 9 条—第 11 条)
- 第 4 章 災害に強い地域づくり(第 12 条—第 14 条)
- 第 5 章 災害応急対策(第 15 条・第 16 条)
- 第 6 章 要配慮者への支援(第 17 条・第 18 条)
- 第 7 章 復旧及び復興の対策(第 19 条—第 21 条)
- 第 8 章 他の地方公共団体への支援(第 22 条)
- 第 9 章 雑則(第 23 条)

附則

日本各地において、地震による甚大な被害に加え、これまでに経験したことのないような大雨による甚大な被害に見舞われることが多くなっています。

東日本大震災及び熊本地震においては、行政自体が被災し、公助が十分に機能しない状況もあり、自助・共助の重要性が、認識されたところです。そのため、災害への対応については、公助のみならず、自助・共助による対応が欠かせないものとなっています。

こうしたことから、本市においても、自らの命は自ら守る「自助」、近所や地域でお互いに力を合わせて助け合う「共助」及び行政が主体となっていく「公助」を念頭に地域防災の充実及び強化を進めていく必要があることから、それぞれの責務及び役割を明確にするとともに、相互に連携し、協力して防災対策に取り組むために、この条例を制定します。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、市民等の生命、身体及び財産を災害から守るため、市民、事業者及び市の防災における責務及び役割を明らかにし、災害の予防対策、災害が発生した際の応急対策並びに復旧及び復興の対策に関する基本的な事項を定めることにより、防災対策を総合的かつ計画的に推進し、もって地域防災の充実及び強化を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 地震、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れその他の異常な自然現象又は大規模な火事、爆発等により生ずる被害をいう。
- (2) 防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ることをいう。
- (3) 市民 市内に在住する者をいう。
- (4) 事業者 市内において事業を営む法人その他の団体及び個人をいう。
- (5) 自主防災組織 共助の精神に基づき、災害による被害を予防し、軽減するために自治会等を単位として自主的に結成された組織をいう。
- (6) 防災関係機関 埼玉県警察、埼玉西部消防組合その他防災対策を実施する埼玉県の関係機関及び災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 2 条第 3 号から第 6 号までに規定する機関をいう。
- (7) 要配慮者 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう。

(基本理念)

第3条 市民、事業者及び市は、自助・共助・公助の考え方にに基づき、それぞれの責務と役割を果たすとともに、相互に連携し、協力して防災対策に取り組まなければならない。

2 市民、事業者及び市は、本市の地域特性及び社会情勢を踏まえ、要配慮者をはじめとした多様な主体の視点を反映するとともに、災害による被害を最小化する減災の考え方を基本とし、防災対策に取り組まなければならない。

3 市民、事業者及び市は、防災に関する知識を習得し、災害から命を守る行動力を高め、及び助け合いの精神を育むことにより、災害時に備えるとともに、後世に時代の変化に合わせて、これらを継承していかなければならない。

(地域防災計画への反映)

第4条 狭山市防災会議(狭山市防災会議条例(昭和39年条例第21号)第1条に規定する防災会議をいう。)は、前条に規定する基本理念を狭山市地域防災計画に反映させなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、自己及び家族の安全を確保するため、自ら災害に備えるよう努めるものとする。

2 市民は、相互に協力して防災対策に取り組むことができるよう、地域住民の良好な関係の形成に努めるものとする。

3 市民は、市、防災関係機関等が実施する防災対策及び地域において実施される自主防災組織、事業者、学校等による防災対策に協力するものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、従業員、事業所への来所者及び周辺地域の住民の安全を確保し、生命を守るため、施設及び設備の安全管理に努めるものとする。

2 事業者は、災害による交通機関の停止により帰宅が困難になった者への対策及びその内容の従業員への周知に努めるものとする。

3 事業者は、従業員が防災に関する知識及び技術を習得する機会の提供に努めるものとする。

4 事業者は、災害時において、事業活動を継続し、又は再開できる体制の整備に努めるものとする。

5 事業者は、市、防災関係機関等が実施する防災対策及び地域において実施される自主防災組織、学校等による防災対策に協力するものとする。

(市の責務)

第7条 市は、防災に関する普及啓発活動を推進するものとする。

2 市は、防災対策を円滑に実施するために必要なデータの整備及び保全並びにバックアップ体制の整備を推進するものとする。

3 市は、防災対策を円滑に実施するために必要な体制の整備及び強化を図るものとする。

4 市は、市民、自主防災組織、事業者、学校、防災関係機関等と連携した防災対策を推進するものとする。

第2章 防災を担う人づくりの推進

(防災に関する知識の習得等)

第8条 市民及び事業者は、防災に関する学習及び訓練を積極的かつ継続的に行うよう努めるものとする。

2 市は、防災に関する教育及び防災訓練を充実させていくものとする。

3 市は、地域の防災活動を支える防災リーダーとなる人材の育成に取り組むものとする。

4 市は、災害発生時に迅速かつ的確に災害対応を実施できるよう、研修及び訓練により市職員の防災に関する知識及び技術の習得に努め、防災意識の向上を図るものとする。

第3章 災害への備え

(市民の備え)

第9条 市民は、災害に備えるために、次に掲げる事項に取り組むよう努めるものとする。

- (1) 家族等の安否確認の手段の取決め
- (2) 災害情報の入手手段の確保
- (3) 避難場所、避難経路及び避難方法の確認
- (4) 3日分以上の食料及び飲料の確保
- (5) 非常持出品の準備
- (6) 家具等の転倒防止及び落下防止の対策
- (7) 自宅の耐震性の確保
- (8) その他災害に必要な備え

(事業者の備え)

第10条 事業者は、災害に備えるために、次に掲げる事項に取り組むよう努めるものとする。

- (1) 従業員の安否確認の手段の確保
- (2) 災害情報の入手手段の確保
- (3) 避難場所、避難経路及び避難方法の確認
- (4) 3日分以上の食料及び飲料の確保
- (5) 事務用設備等の転倒防止及び落下防止の対策
- (6) 施設の耐震性の確保
- (7) その他災害に必要な備え

(市の備え)

第11条 市は、情報の収集及び伝達体制の整備及び充実、備蓄体制の充実及び強化、応援の受入体制の整備、公共施設の耐震化その他の災害に備えるために必要な施策に取り組むものとする。

第4章 災害に強い地域づくり

(自主防災組織の結成及び充実)

第12条 市民は、共助の精神に基づき、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行うことを目的に、自主防災組織の結成及び充実に取り組むものとする。

2 市は、自主防災組織の結成及び充実のため、積極的な支援及び協力を行うものとする。

(自主防災組織のネットワークづくり)

第13条 自主防災組織は、平常時からつながりを持ち、それぞれの有する防災に関する知識、経験等を共有するとともに、平常時及び災害時において、相互に連携し、効果的な活動を行うことができるよう、組織のネットワークづくりに取り組むものとする。

2 市は、自主防災組織のネットワークづくりに積極的な支援及び協力を行うものとする。

(防災のための地域の連携)

第14条 自治会及び自主防災組織並びに事業者、学校等は、災害時の応急対応において相互に連携するために、平常時からつながりを持つことに取り組むものとする。

2 自治会及び自主防災組織並びに事業者、学校等は、地域防災力の更なる向上を目指し、各地区の特性に応じた防災活動を定めるための防災計画の作成に取り組むものとする。

3 市は、前2項の規定による取組に積極的な支援及び協力を行うものとする。

第5章 災害応急対策

(市民及び事業者の災害応急対策)

第15条 市民及び事業者は、災害時において、生命、身体及び財産を守るため相互に連携し、次に掲げる事項に取り組むものとする。

- (1) 災害時の正しい情報の収集、共有及び発信
- (2) 出火の防止及び初期消火活動

- (3) 負傷者の救出、救護及び搬送
- (4) 近隣住民の避難支援
- (5) 市と連携した避難所の運営
- (6) 市と連携した炊き出し等の給食及び給水の活動
- (7) その他必要な災害応急対策

(市の災害応急対策)

第16条 市は、災害時において、市民、自主防災組織、事業者、学校、防災関係機関等と連携した災害応急対策に取り組むものとする。

第6章 要配慮者への支援

(市民及び事業者による支援)

第17条 市民は、平常時から地域の要配慮者を把握するとともに、顔の見える関係を築くことに努め、災害時においては、避難することが困難な要配慮者の支援に努めるものとする。

2 事業者は、前項に規定する支援に協力するよう努めるものとする。

(市の支援)

第18条 市は、災害時において、要配慮者の支援を迅速かつ的確に行うため、平常時から支援体制の整備を進めるものとする。

2 市は、地域における連携及び協力を促し、自助・共助・公助の役割に基づく要配慮者の支援対策を行うものとする。

第7章 復旧及び復興の対策

(市民の復旧及び復興の対策)

第19条 市民は、災害時において、相互に協力し、速やかに自らの生活の再建を図るとともに、市が取り組む復旧及び復興の対策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の復旧及び復興の対策)

第20条 事業者は、災害時において、市民生活の安定化に資するため、事業の継続又は速やかな再開に努めるとともに、市が取り組む復旧及び復興の対策に協力するよう努めるものとする。

(市の復旧及び復興の対策)

第21条 市は、災害時において、市民生活が再建し、並びに事業者の事業が継続し、及び速やかに再開されるよう、市民、自主防災組織、事業者、学校、防災関係機関、ボランティア等と連携し、計画的に復旧及び復興の対策に取り組むものとする。

第8章 他の地方公共団体への支援

第22条 市は、他の地方公共団体において大規模な災害が発生した場合において、支援が必要と認めるときは、被災した地方公共団体に必要な支援を行うものとする。

2 市民及び事業者は、前項に規定する支援に協力するよう努めるものとする。

第9章 雑則

(委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

3. 様式

- ・ 罹災証明申請書

様式1

課長	主幹	主査	主任	担当

罹 災 証 明 申 請 書

(あて先) 狹 山 市 長

年 月 日

申請者	個人	住所	
		氏名	TEL
	事業所	住所	
		事業所名	TEL
罹 災 年 月 日		年 月 日	
罹 災 場 所		狹山市	
罹 災 原 因			
証 明 書 の 利 用 目 的		のためへ提出	
申 請 部 数		部	
備 考			

・ 罹災申告書

様式2

罹 災 申 告 書		
罹 災 年 月 日	年 月 日 時 分頃	
罹 災 の 原 因		
罹 災 の 場 所	狹山市	
罹 災 物 件 及 び 罹 災 状 況	住 家 非住家 その他	【罹災状況】
申 告 者 の 関 係	所有者 ・ 管理者 ・ 占有者 ・ その他()	
罹災状況資料(写真等:貼りきれない場合には裏面)		
罹 災 確 認 者 (家 族 以 外)	住所	
	氏名	印

上記のとおり申告します。

(あて先) 狹 山 市 長

年 月 日

住 所
氏 名
電 話

()

印

・ 罹災証明願

罹 災 証 明 願	
罹災の原因	
罹災年月日	年 月 日 ()
罹災場所	
罹災状況	死 亡 ・ 行方不明 ・ 重 傷 ・ 軽 傷 氏 名 男 ・ 女 年 月 日 生 年 令 才
	住家 ・ 非住家 (物置、官公署、学校、公民館、神社仏閣等) 自家・借家 全壊(焼)・半壊(焼)・流失・床上浸水・床下浸水・一部破損 (下欄に具体的に記載してください。) <被害>
罹災証明提出先	
上記のとおり、罹災したことを証明願います。 年 月 日 申請者住所 申請者氏名 電 話 印	
証 明 書	上記のとおり、罹災したことを証明する。 狭危発第 号 年 月 日 狭山市長 小谷野 岡司

罹災証明書

様式4 (大規模災害用)

狭り証発第 号				
罹 災 証 明 書				
申 請 者		氏 名	電 話	
		住 所		
罹 災 の 原 因				
罹 災 年 月 日		年 月 日		
罹 災 場 所		狭山市		
罹 災 状 況 (該当するものに○を付す)		死亡 ・ 行方不明 ・ 重傷 ・ 軽傷		
		住家 ・ 事業所 ・ その他()		
		全壊(焼)・半壊(焼)・流失・床上浸水・床下浸水・その他()		
世 帯 構 成	氏名	続柄	年齢	備考 (人的被害者はその種類等を記入)
証 明 書	上記のとおり、罹災したことを証明する。 年 月 日 狭 山 市 長			

- ・ 罹災証明受付簿

様式5

罹災証明書(大規模災害用)受付簿

[illegible]

様式6

[illegible]

・ 罹災者調査原票

罹 災 者 調 査 原 票

調査番号		平成 年 月 日		罹災場所		罹災原因		調査日 年 月 日													
罹災年月日																					
罹災状況																					
世帯主氏名				住 所		調査者氏名															
被害程度		全焼 %		%・全壊		%・流失		%・半焼		%・半壊		%・一部破損		%・床上浸水		cm		%・床下浸水		cm	
応急救助を必要とする家族状況		氏名		男女別		年齢		職業		在学名及び学年		死亡		行方不明		負傷 重症 軽傷		要助産			
計		男 女		人 人						小学生 中学生		人 人		人 人		人 人		人 人			
半壊、床上浸水世帯の土砂流入状況		有・無 面積 m ² 高さ cm																			
住家及び非住家の棟数及び所有別		住家		棟		自家・借家		非住家(工場・店舗・倉庫・その他)		棟		住民登録		有・無							
避難先		縁故先		所在地等				避難場所名称等													
備考		浸水があった場合、家具や生活資材等に被害があったかを確認する。(被害あり・被害なし)																			

- 公共土木等被害状況調査票

様式8

公 共 土 木 等 被 害 状 況 調 査 票

調査番号

調査日

年 月 日

り災年月日	平成 年 月 日	り災原因	
公 共 土 木 被 害			
種 別	場 所	被 害 程 度	
道 路 損 壊			
道 路 冠 水			
文 教 施 設			
病 院			
橋 の 損 壊			
河 川			
清 掃 施 設			
崖 く ず れ			
鉄 道			
水 道			
下 水 道			
電 話			
電 気			
ガ ス			
ブロック塀等			
そ の 他			
計	箇所		

調査者氏名

- ・ 耕作地等被害状況調査票

様式9

耕作地等被害状況調査票

調査番号

調査日

年 月 日

り災年月日	年 月 日	り災原因	
耕作地等の被害			
種 別	場 所	被 害 程 度	
田 流 失			
田 埋 没			
田 冠 水			
畑 流 失			
畑 埋 没			
畑 冠 水			
農 業 施 設			
農 作 物			
畜 産 被 害			
林 産 被 害			
水 産 被 害			
商 工 被 害			
計	箇所		

調査者氏名

- 発生速報

様式10

発 生 速 報

平成 年 月 日				班(課)			
受信者				発信者			
1	被害発生	平成 年 月 日 時 分					
2	被害場所						
3	被害程度						
4	災害に対する措置						
5	その他必要事項						

〔注〕 内容は、簡単明瞭に記載のこと。

- 経過速報

様式11

経 過 速 報

				報 告 者		班長(課長)				
被 害 種 別				発 生 地 域						
被 害 報 告		平成 年 月 日 時 分 現在								
報 告 区 分		発生 ・ 経過								
区 分		被 害		区 分		被 害				
人 的 被 害	死 者	人		田 畑	田	流失・埋没	流失	ha	埋没	ha
	行方不明者	人				冠 水	ha			
	負 重 症	人		畑	畑	流失・埋没	流失	ha	埋没	ha
	傷 軽 傷	人				冠 水	ha			
住 家 被 害	全 壊 (焼) (流失)	棟		道 路 被 害	決 壊	ヶ所				
		世帯				冠 水	ヶ所			
		半 壊 (焼)	棟		そ の 他 被 害	文教施設		ヶ所		
	世帯		病 院			ヶ所				
	人		橋 梁			ヶ所				
	一部破損	棟		河 川		ヶ所				
		世帯		砂 防		ヶ所				
		人		清 掃 施 設		ヶ所				
	床上浸水	棟		崖 崩 れ		ヶ所				
		世帯		鉄 道		ヶ所				
		人		水 道		ヶ所				
	床下浸水	棟		電 話		ヶ所				
		世帯		電 気		ヶ所				
		人		ガ ス		ヶ所				
	非 住 家 被 害	公 共 建 物	全壊(焼)	棟		り災世帯数				世帯
			半壊(焼)	棟		り災者数				人
そ の 他		全壊(焼)	棟	火 災 発 生		建 物		件		
		半壊(焼)	棟			危 険 物		件		
		その他被害	棟		そ の 他		件			

・ 被害状況調
様式12

被害状況調

部

被害種別				発生地域						
被害報告		自 平 年 月 日		至 年 月 日						
報告区分		確 定								
区 分		被 害		区 分		被 害				
人 的 被 害	死 者	人		田 畑 被 害	田 畑	流失・埋没	流失	ha	埋没	ha
	行方不明者	人				冠 水	ha			
	負 重 症	人				流失・埋没	流失	ha	埋没	ha
	傷 軽 傷	人				冠 水	ha			
住 家 被 害	全 壊 (焼)	棟		道 路 被 害		決 壊	ヶ所			
		世帯				冠 水	ヶ所			
	(流失)	人		そ の 他 被 害		文教施設	ヶ所			
		半 壊 (焼)	棟			病 院	ヶ所			
	世帯		橋 梁			ヶ所				
	人		河 川			ヶ所				
	一部破損	棟				砂 防	ヶ所			
		世帯				清 掃 施 設	ヶ所			
		人				崖 崩 れ	ヶ所			
	床上浸水	棟				鉄 道	ヶ所			
		世帯				水 道	ヶ所			
		人				電 話	ヶ所			
	床下浸水	棟				電 気	ヶ所			
		世帯				ガ ス	ヶ所			
		人				ブロック塀等	ヶ所			
	非 住 家 被 害	公 共 建 物	全壊(焼)			棟	り災世帯数		世帯	
半壊(焼)			棟			り災者数		人		
そ の 他		全壊(焼)	棟			火 災 発 生	建 物	件		
		半壊(焼)	棟	危 険 物	件					
		その他被害	棟	そ の 他	件					

(注) 1 詳細については、任意様式により報告のこと。
2 被害状況写真がある場合は、添付のこと。

4. 埼玉西部消防組合関係

(1) 消防車両関係

・ 消防車両配置一覧

消防車両配置一覧

区 分		消防局	所沢中央消防署		所沢東消防署			狭山消防署		入間消防署			飯能日高消防署								
			所沢中央消防署	山口分署	所沢東消防署	富岡分署	柳瀬分署	狭山消防署	富士見分署	広瀬分署	水野分署	入間消防署	藤沢分署	西武分署	飯能日高消防署	飯能日高消防署					
消防車	総数	8	14	6	6	13	7	5	18	5	6	6	16	5	4	17	5	3	3	4	3
	消防ポンプ自動車	21	1	1	2	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	2	1	1	1	1	1
	水槽付消防ポンプ自動車	13	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1				
	小型動力ポンプ付水槽車	2							1							1					
	はしご付消防自動車	5	1								1		1	1		1					
	屈折はしご付消防自動車	2				1			1												
	化学消防ポンプ自動車	4							1				1						1		
	救助工作車	5	1			1			1				1			1					
	電源照明車	1							1												
	指揮車	5	1			1			1					1		1					
	指令車	6	1			1			1				1			1					
	査察車	12	2			2			2	1	1		2			1					
	支援車	1							1												
	機械材車	2		1					1												
	積載車	16	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1				
救急車	小計	95	2	9	4	4	9	3	3	14	4	5	4	10	3	10	3	1	1	2	1
	高規格救急車	26		3	1	1	2	2	1	2	1	1	1	2	1	2	1	1	1	1	1
	小計	26	0	3	1	1	2	2	1	2	1	1	1	2	1	2	1	1	1	1	1
	連絡車	30	6	2	1	1	2	1	1	2			1	3	1	4	1	1	1	1	1
その他の車両	マイクローバス	2					1									1					
	地震体験車	1											1								
	小計	33	6	2	1	1	2	2	1	2	0	0	1	4	1	5	1	1	1	1	1

・ 消防車両現勢

車両現勢

平成 29 年 4 月 1 日現在

配 置 所 属		車 両 名	種 別	規 格	登 録 番 号	登録年月	緊援隊 登録車両
狭山消防署	消防管理課 予防指導課 消防第1課 消防第2課 消防第3課	狭山指令 1	指令車	ワンボックス	所沢800 す 92-38	H24. 2	
		狭山積載 1	積載車	トラック 2 t	所沢800 す 36-75	H17. 8	
		狭山積載 2	積載車	トラック 1 t	所沢800 す 72-58	H21. 3	
		埼玉西部機材 2	機材車	トラック 3 t	所沢800 す 99-55	H25. 2	○
		狭山連絡 1	連絡車	乗用	所沢300 そ 73-47	H12. 5	
		狭山連絡 2	連絡車	乗用	所沢501 は 53-89	H19. 10	
		狭山査察 1	査察車	乗用	所沢800 す 13-09	H15. 11	
		狭山査察 2	査察車	ワンボックス	所沢800 す 42-39	H18. 1	
		狭山 1	消防ポンプ自動車	C D - I (CAFS)	所沢830 さ 28-02	H29. 2	
		狭山水槽 1	水槽付消防ポンプ自動車	水 I - B	所沢830 さ 26-03	H27. 1	
		狭山救助 1	救助工作車	Ⅱ 型	所沢800 は 133	H14. 3	
		狭山梯子 1	屈折はしご付消防自動車	20 m 級	所沢830 セ 26-05	H27. 2	
		埼玉西部特槽 1	小型動力ポンプ付水槽車	Ⅱ 型 (水 10 t)	所沢800 は 210	H15. 3	
		埼玉西部支援 1	支援車	Ⅲ 型	所沢800 さ 52-31	H13. 3	○
		埼玉西部電源 1	電源照明車	主照明 12,000W	所沢800 は 136	H14. 3	○
		狭山指揮 1	指揮車	ワンボックス	所沢830 す 28-05	H29. 1	○
		救急狭山 1	高規格救急車	高規格	所沢800 す 99-23	H25. 2	
		救急狭山 2	高規格救急車	高規格	所沢830 さ 25-12	H26. 1	○
狭山消防署	富士見分署	富士見積載 1	積載車	トラック 1 t	所沢800 す 50-33	H18. 8	
		富士見査察 1	査察車	軽乗用	所沢880 あ 721	H23. 2	
		富士見 1	消防ポンプ自動車	C D - I	所沢800 さ 94-54	H15. 1	
		富士見化学 1	化学消防ポンプ自動車	I 型	所沢800 は 571	H21. 2	
	広瀬分署	救急富士見 1	高規格救急車	高規格	所沢800 セ 11-67	H27. 1	
		広瀬積載 1	積載車	トラック 1 t	所沢800 す 72-53	H21. 3	
		広瀬査察 1	査察車	軽乗用	所沢880 あ 722	H23. 2	
		広瀬 1	消防ポンプ自動車	C D - I	所沢800 す 14-03	H15. 12	○
		広瀬水槽 1	水槽付消防ポンプ自動車	水 I - B	所沢800 は 424	H18. 3	
		広瀬梯子 1	はしご付消防自動車	30 m 級	所沢800 は 76	H13. 3	
		救急広瀬 1	高規格救急車	高規格	所沢800 す 77-75	H22. 1	
	水野分署	水野積載 1	積載車	トラック 1 t	所沢800 す 78-16	H22. 2	
		水野連絡 1	連絡車	乗用	所沢400 す 94-24	H14. 6	
		水野 1	消防ポンプ自動車	C D - I	所沢800 す 29-60	H17. 2	○
		水野水槽 1	水槽付消防ポンプ自動車	水 I - B	所沢800 は 303	H16. 3	
		狭山 5	消防ポンプ自動車	C D - Ⅱ	所沢800 さ 23-34	H12. 3	
		救急水野 1	高規格救急車	高規格	所沢800 す 85-41	H23. 2	

(2) 主な救助用資機材の保有状況

主な救助用資機材の保有状況

平成29年4月1日現在

種別	資 機 材 名 称	総 数	所沢中央 消 防 署	所沢東 消防署	狭 山 消防署	入 間 消防署	飯能日高 消 防 署
一 般 救 助 用 器 具	かぎ付きはしご	44	6	6	11	9	12
	二連はしご	11	3	2	1	4	1
	三連はしご	47	5	7	11	9	15
	金属製折りたたみ梯子又はワイヤー梯子	7	1	1	2	1	2
	空気式救助マット	3	1	0	0	1	1
	救命索発射銃	7	1	1	1	2	2
	サバイバースリング又は救助用縛帯	81	8	15	31	14	13
	平担架	17	3	3	6	3	2
重 量 物 排 除 用 器 具	油圧式ジャッキ	42	1	10	14	8	9
	油圧スプレッダー	10	1	2	4	1	2
	可搬ウィンチ	35	5	6	10	5	9
	マンホール救助器具	10	2	2	2	2	2
	救命用簡易起重機	1	0	1	0	0	0
	マット型空気ジャッキ	9	2	2	2	1	2
	大型油圧スプレッダー	5	1	1	1	1	1
	救助用支柱器具	2	1	0	0	1	0
切 断 用 器 具	チェーンブロック	2	1	0	0	1	0
	油圧切断機	8	1	2	3	1	1
	エンジンカッター	60	16	13	11	9	11
	ガス溶断器	9	1	1	3	3	1
	チェーンソー	62	17	14	12	6	13
	鉄線カッター	72	21	12	12	9	18
	空気鋸	13	2	2	4	2	3
	大型油圧切断機	9	3	1	1	1	3
	空気切断機	7	3	1	0	1	2
破 壊 用 器 具	コンクリート・鉄線切断用チェーンソー	3	2	0	0	1	0
	万能斧	162	52	54	22	14	20
	ハンマー	133	45	26	33	12	17
	携帯用コンクリート破壊器具	10	1	2	2	3	2
	削岩機	10	2	3	2	1	2
	ハンマドリル	10	2	1	4	2	1

平成 29 年 4 月 1 日現在

種 別	資 機 材 名 称	総 数	所沢中央 消 防 署	所沢東 消防署	狭 山 消防署	入 間 消防署	飯能日高 消 防 署
検 用 器・ 具 測 定	生物剤検知器	1	1	0	0	0	0
	可燃性ガス測定器	31	5	5	5	6	10
	有毒ガス測定器	34	7	6	5	6	10
	酸素濃度測定器	30	5	5	5	6	9
	放射線測定器	33	12	0	10	7	4
呼 吸 保 護 用 用 具	空気呼吸器	278	50	40	78	54	56
	空気補充用ボンベ	235	52	65	0	45	73
	酸素呼吸器	20	3	0	4	8	5
	簡易呼吸器	19	8	0	4	3	4
	防塵マスク	188	80	34	9	62	3
	送排風機	14	2	3	3	3	3
	エアラインマスク	3	1	0	0	2	0
隊 員 保 護 用 器 具	耐電手袋	101	8	26	12	20	35
	耐電衣	29	4	4	6	4	11
	耐電ズボン	29	4	4	6	4	11
	耐電長靴	40	3	3	8	4	22
	防塵メガネ	68	19	0	31	3	15
	携帯警報機	90	10	10	35	30	5
	防毒マスク	125	16	44	29	20	16
	化学防護服（陽圧式化学防護服を除く）	347	70	87	92	19	79
	陽圧式化学防護服	5	5	0	0	0	0
	耐熱服	25	2	7	9	2	5
	放射線防護服	32	5	6	11	7	3
	特殊ヘルメット	96	0	5	30	5	56
	除染シャワー	6	2	1	1	1	1
	除染剤散布器	10	2	2	2	2	2
水 難 救 助 用 器 具	潜水器具	30	8	0	5	6	11
	救命胴衣	250	34	23	100	31	62
	水中投光器	22	10	0	5	4	3
	救命浮環	52	6	2	16	8	20
	浮環	11	3	0	2	2	4
	救命ボート	13	3	0	3	4	3
	船外機	2	1	0	0	0	1

平成29年4月1日現在

種 別		資 機 材 名 称	総 数	所沢中央 消 防 署	所沢東 消防署	狭 山 消防署	入 間 消防署	飯能日高 消 防 署
水難救助用器具	水中スクーター	0	0	0	0	0	0	0
	水中無線機	1	1	0	0	0	0	0
	水中時計	0	0	0	0	0	0	0
	水中テレビカメラ	0	0	0	0	0	0	0
山岳救助用具	登山器具	40	0	10	0	1	29	
	バスケット型担架	17	2	2	1	5	7	
検索性器具	簡易画像探索器	7	1	1	2	1	2	
高度救助用器具	画像探索器	1	1	0	0	0	0	
	地中音響探知機	1	1	0	0	0	0	
	熱画像直視装置	8	1	1	1	1	4	
	夜間用暗視装置	2	1	1	0	0	0	
	電磁波探査装置	1	1	0	0	0	0	
	二酸化炭素探査装置	0	0	0	0	0	0	
	水中探査装置	2	1	0	0	0	1	
	地震警報機	1	1	0	0	0	0	
	投光器	70	12	13	16	13	16	
	携帯投光器	74	11	11	17	0	35	
その他の救助用器具	携帯拡声器	84	16	13	21	14	20	
	携帯無線機	264	50	48	59	46	61	
	応急処置用セット	36	7	5	9	7	8	
	車両移動器具	13	6	3	0	4	0	
	緩降機	10	1	2	3	3	1	
	ロープ登降機	44	7	5	0	16	16	
	救助用降下機	2	0	0	1	0	1	
	発電機	63	6	16	20	4	17	
	その他	大型ブロアー	0	0	0	0	0	0
		ウォーターカッター	0	0	0	0	0	0

(3) 消防水利状況一覧

管轄別消火栓基数

平成29年4月1日現在（単位：基）

区分 消防署別	総 数	管口径 150mm未満		管口径 150mm以上	
		公 設	私 設	公 設	私 設
総 数	13,157	6,746	34	6,371	6
所沢中央消防署	2,739	1,278	0	1,461	0
所沢東消防署	2,160	980	0	1,180	0
狭山消防署	3,018	1,651	0	1,367	0
入間消防署	2,305	1,139	18	1,145	3
飯能日高消防署	2,935	1,698	16	1,218	3

管轄別防火水槽基数

平成29年4月1日現在（単位：基）

区分 消防署別	総 数	20m ³ 未満		20m ³ 以上 40m ³ 未満		40m ³ 以上 60m ³ 未満		60m ³ 以上 100m ³ 未満		100m ³ 以上	
		公有	私有	公有	私有	公有	私有	公有	私有	公有	私有
総 数	6,137 (18)	267	12	1491	645	1,785 (5)	1,866 (5)	9 (1)	35	14 (7)	13
所沢中央消防署	1,374 (4)	99	2	574	116	375 (2)	197 (1)	4	3	4 (1)	0
所沢東消防署	1,180 (5)	54	5	342	192	293	284 (4)	0	3	2 (1)	5
狭山消防署	987 (7)	13	4	103	183	288 (3)	385	3 (3)	5	1 (1)	2
入間消防署	1,223 (0)	47	1	112	78	402	574	1	7	0	1
飯能日高消防署	1,373 (4)	54	0	360	76	427	426	1	17	7 (4)	5

※（ ）内は飲料水兼用防火水槽

その他

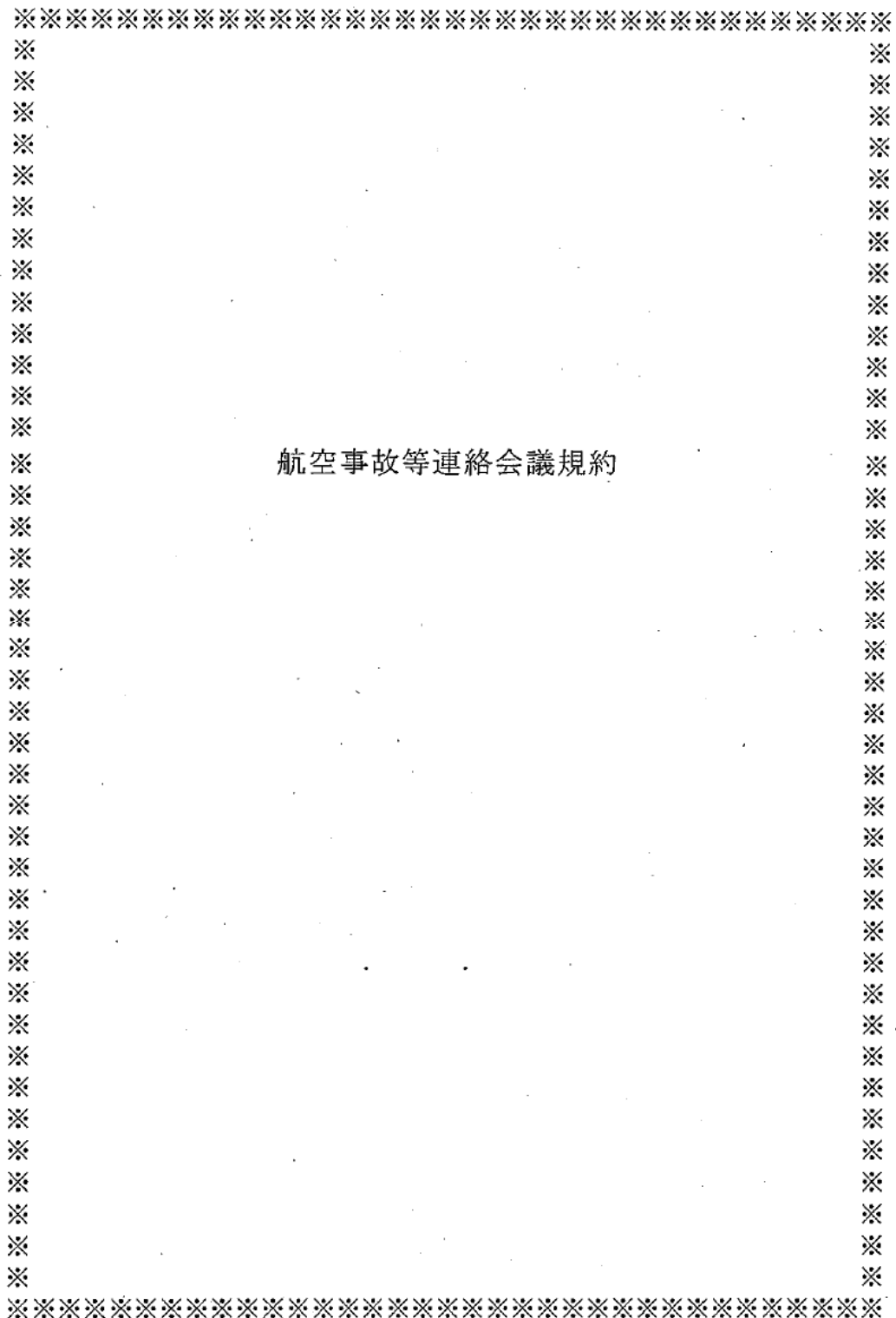
平成29年4月1日現在（単位：箇所）

区分 消防署別	総 数	河川・溝等	プール	濠・池等	その他
総 数	225	18	138	12	57
所沢中央消防署	46	1	31	2	12
所沢東消防署	30	2	25	1	2
狭山消防署	63	0	31	3	29
入間消防署	44	0	32	6	6
飯能日高消防署	42	15	19	0	8

5. 航空機事故関係

(1) 航空機事故関係規約・協定等

- 航空事故等連絡会議規約



航空事故等連絡会議規約

「自衛隊又は米軍の航空事故及び航空事故に伴う災害が発生した場合の連絡調整に関する協定（以下「協定」という。）」第8条の規定に基づきこの規約を定める。

（目 的）

第1条 この連絡会議は、航空自衛隊入間飛行場及び在日米空軍横田飛行場周辺において、自衛隊又は米軍の航空事故及び航空事故に伴う災害（以下「航空事故等」という。）が発生した場合の連絡調整体制を整備し総合的な応急対策の実施について連絡協議することを目的とする。

（名 称）

第2条 本連絡会議は、航空事故等連絡会議（以下「会議」という。）と称する。

（会議の構成）

第3条 会議は別表の関係機関をもって構成するものとする。

2 各関係機関は、必要に応じ下部機関等から関係者を参加させることができる。

（会議の所掌）

第4条 会議は、航空事故等が発生した場合における必要な応急対策を迅速かつ的確に実施するための所要の措置を協議するものとする。

2 会議は、前項で定めるもののほか、協定の運営上必要な事項について協議するものとする。

（会議の開催）

第5条 会議は、年1回定例会議を開催するほか、必要に応じ臨時会議又は分科会議を開催することができる。

2 会議の運営は、航空自衛隊中部航空警戒管制団が各関係機関と調整の上、会議に必要な諸事項を定めて行うものとする。

（議決事項）

第6条 会議の決定事項は、議事録をもって確認するものとする。

2 中部航空警戒管制団は、会議終了後、各関係機関へ会議の決定事項を文書で通知するものとする。

（庶務）

第7条 会議の庶務は、航空自衛隊中部航空警戒管制団が担当する。

附則

1 この規約は、平成¹⁶年³月²⁰日から施行する。

2 航空事故連絡会議規約（昭和55年3月1日）は、廃止する。

別 表

関 係 機 関 表

区 分	関 係 機 関
県	埼玉県
警 察	埼玉県警察
市	狭山市、入間市、所沢市、川越市、飯能市、 坂戸市、鶴ヶ島市、日高市
消 防	川越地区消防組合、坂戸・鶴ヶ島消防組合、 埼玉西部広域事務組合
施 設 局	東京防衛施設局
自 衛 隊	中部航空警戒管制団

- ・ 自衛隊又は米軍の航空事故及び航空事故に伴う災害が発生した場合の連絡調整に関する協定

自衛隊又は米軍の航空事故及び航空事故に
伴う災害が発生した場合の連絡調整に関す
る協定

自衛隊又は米軍の航空事故及び航空事故に伴う災害が発生した場合の連絡調整に関する協定

航空自衛隊入間飛行場及び在日米空軍横田飛行場周辺において、自衛隊又は米軍の航空事故及び航空事故に伴う災害が発生した場合の連絡調整体制に関し、下記関係機関は次の協定を締結する。

（関係機関）

埼玉県、埼玉県警察本部、狭山市、入間市、所沢市、川越市、川越地区消防組合、飯能市、坂戸市、鶴ヶ島町、坂戸鶴ヶ島消防組合、日高町、東京防衛施設局、航空自衛隊中部航空警戒管制団

（目的）

第1条 この協定は、自衛隊又は米軍の航空事故及び航空事故に伴う災害が発生した場合における事故通報及び被災者に対する救援活動を的確かつ迅速に実施するため、関係機関相互の連絡調整体制を整備することを目的とする。

（連絡責任者の設置及びその任務）

第2条 各関係機関に別表「航空事故連絡責任者職名表」

に定める連絡責任者及び副連絡責任者を置き、事故の通報・救援活動等の連絡に当てる。

2 連絡責任者は、自衛隊又は米軍の航空事故及び航空事故に伴う災害の発生を知つたときは別図「航空事故通報経路図」により、他の関係機関の連絡責任者に直ちに通報するものとする。

3 副連絡責任者は、連絡責任者を補佐し、連絡責任者不在の場合はその任務を代行する。

4 各関係機関は、別表「航空事故連絡責任者職名表」に変更があつた場合は直ちに航空自衛隊中部航空警戒管制団へ通知し、航空自衛隊中部航空警戒管制団は他の関係機関へ通知する。

（現地連絡所の設置）

第3条 航空事故による災害が発生した場合、自衛隊機事故の場合は、航空自衛隊中部航空警戒管制団が、米軍機事故の場合は東京防衛施設局が、関係機関相互の事故に関する情報交換及び被災者救援に関する連絡等を円滑にするため、事故現場を管轄する他の関係機関の協力を得て、当該事故現場近辺に現地連絡所を設置する。

- 2 航空自衛隊中部航空警戒管制団又は東京防衛施設局は現地連絡所の設置に当つて、関係機関に対し、所要の措置又は必要人員等の派遣について協力を要請することができる。

（救急及び救援活動）

- 第4条 航空事故による災害発生に伴う関係機関の救急及び救援活動の分担及び協力については、自衛隊機事故及び米軍機事故のそれぞれについて、第8条の規定による連絡会議において定める。

（被災者救援の優先）

- 第5条 事故現場を管轄する関係機関はあらゆる措置を講じ被災者の救急及び救援に努めるものとする。

（保有器材等の活用）

- 第6条 関係機関は、救急及び救援活動のため、その保有する通信機器・車両等を適切に活用するものとする。

（被害調査活動）

- 第7条 自衛隊又は防衛施設局は警察、消防等の関係機関の現場活動に支障のない限りにおいて被害調査活動を行うことができる。

（連絡会議の開催）

- 第8条 この協定の円滑な運営を図るため、各関係機関

から成る連絡会議を開催する。

2 連絡会議の細目については、別途定める。

附 則

1 この協定は、昭和54年11月12日から発効する。

2 この協定を改正する場合は、第8条に定める連絡会議において検討し改正する。

3 この協定書は、協定当事者がそれぞれ各1通保有する。

昭和54年11月12日

埼玉県知事 畑 和

埼玉県警察本部長 安 田 修

狭山市長 町 田 佐 一

入間市長 水 村 仁 平

所 沢 市 長 平 塚 勝 一

川 越 市 長 加 藤 瀧 二

川越地区消防組合	管 理 者
	加 藤 瀧 二

飯 能 市 長 市 川 宗 貞

坂 戸 市 長 林 徳之輔

鶴 ヶ 島 町 長 岸 田 長

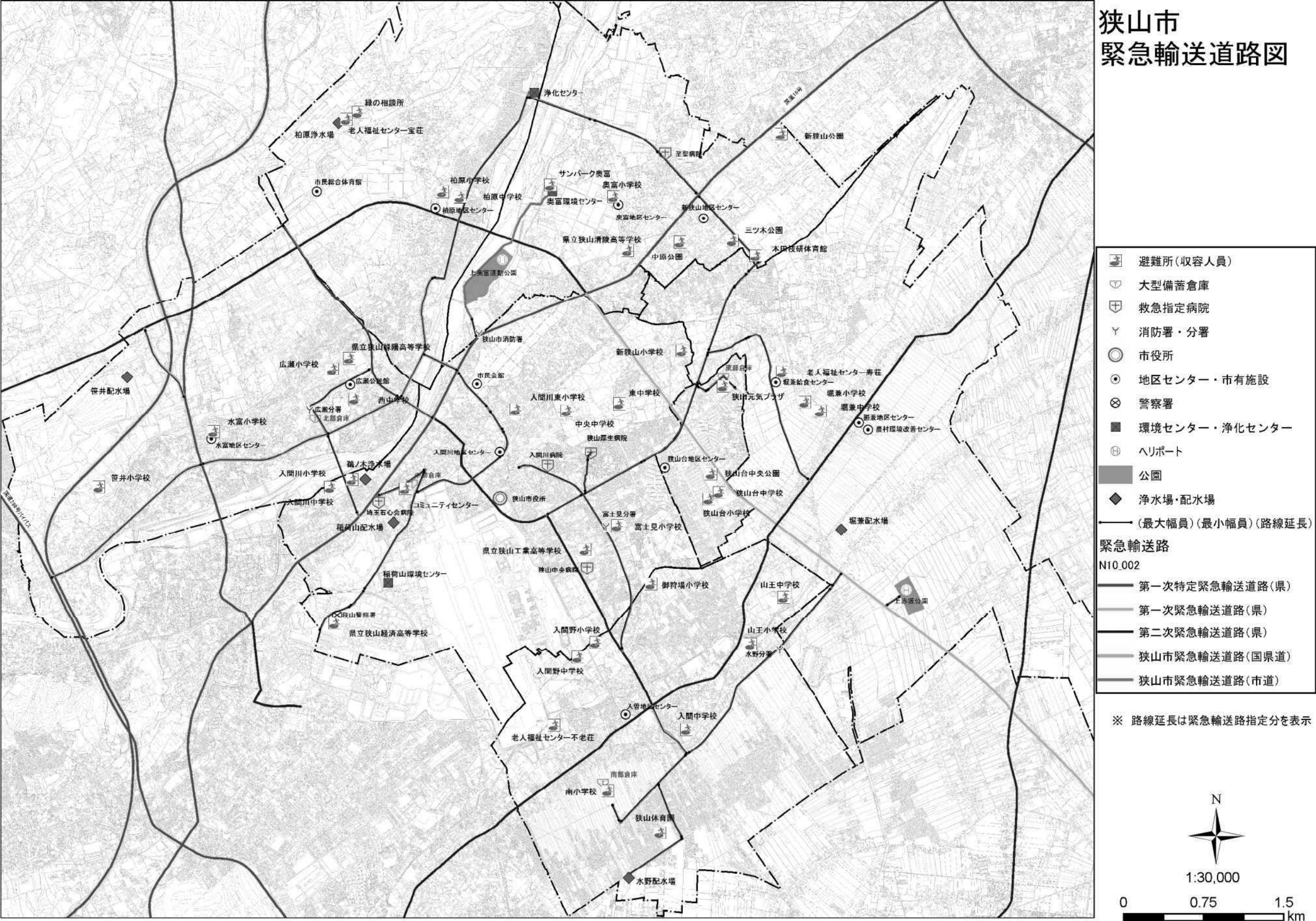
坂戸鶴ヶ島消防組合 管 理 者
林 徳之輔

日 高 町 長 駒 野 昇

東京防衛施設局長 高 島 正 一

航空自衛隊
中部航空警戒管制団司令 長 谷 清

6. 狭山市緊急輸送道路図

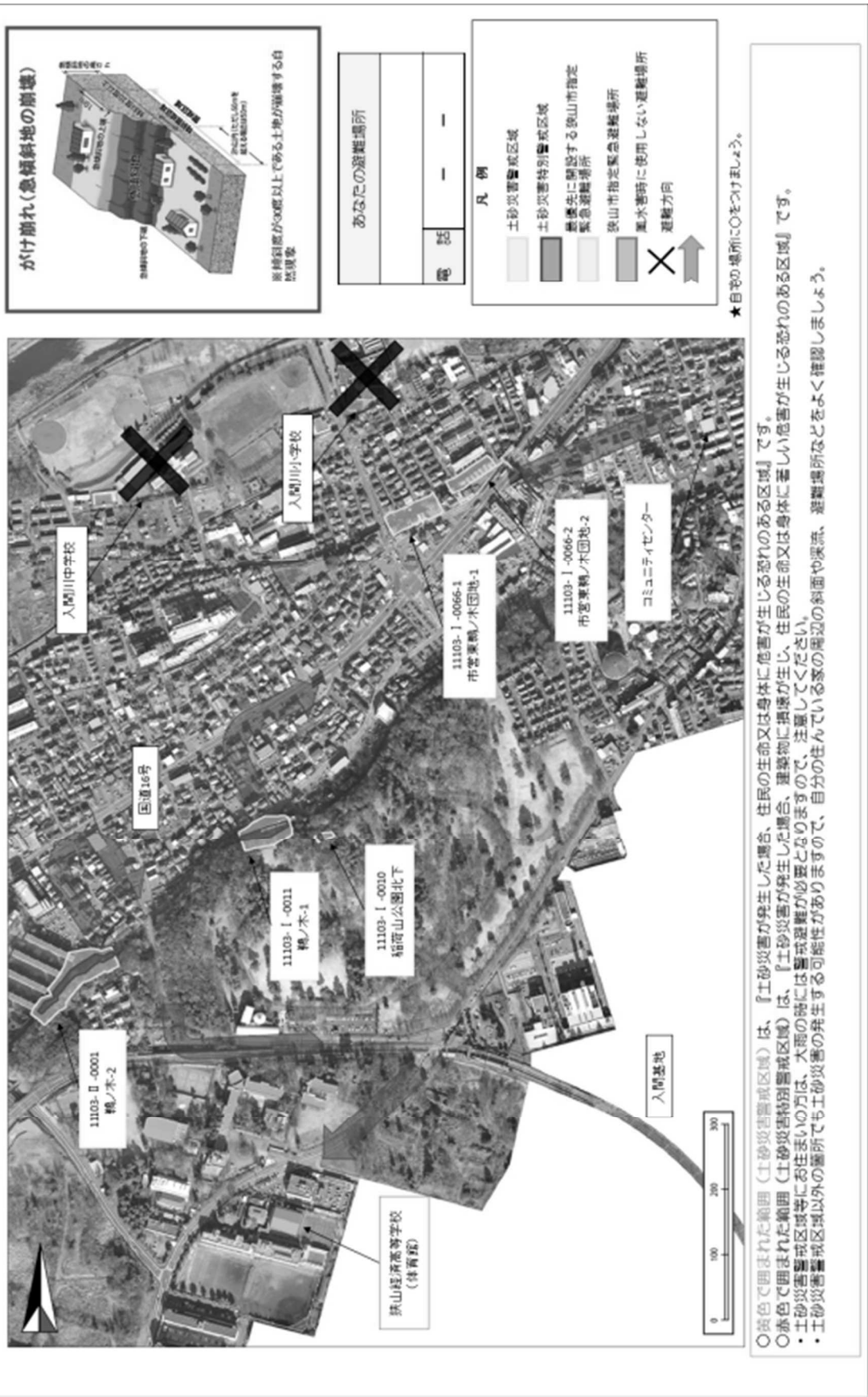


7. 狹山市優先除雪道路図



8. 土砂災害ハザードマップ

狭山市 鵜ノ木地区 土砂災害ハザードマップ

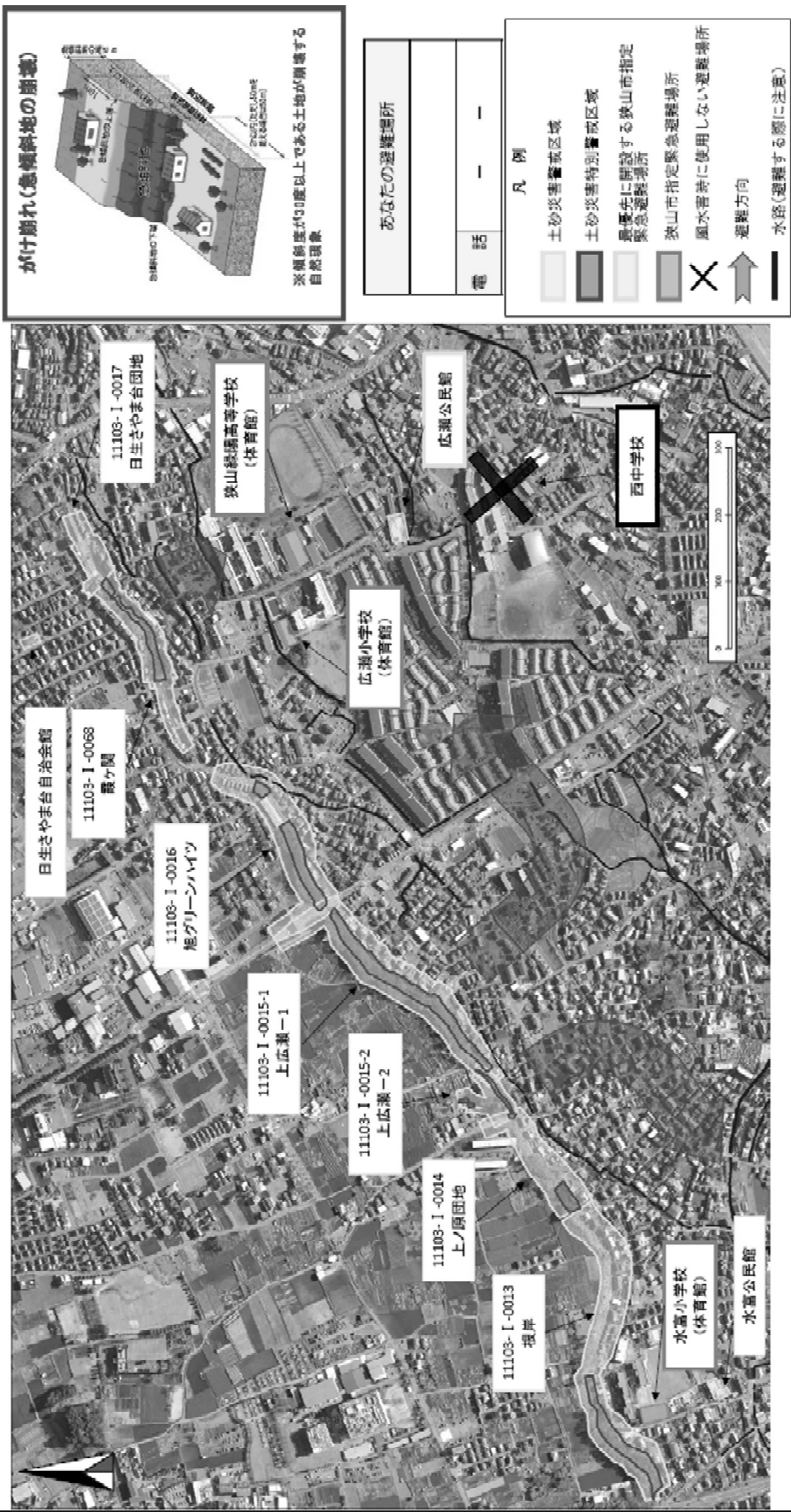


○青色で囲まれた範囲(土砂災害警戒区域)は、『土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じる恐れのある区域』です。

○赤色で囲まれた範囲(土砂災害特別警戒区域)は、『土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生じる恐れのある区域』です。

- ・土砂災害警戒区域等にお住まいの方は、大雨の時には警戒避難が必要となりますので、注意してください。
- ・土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害の発生する可能性がありますので、自分の住んでいる家の周辺の斜面や深溝、避難場所などをよく確認しましょう。

狭山市 広瀬・根岸地区 土砂災害ハザードマップ



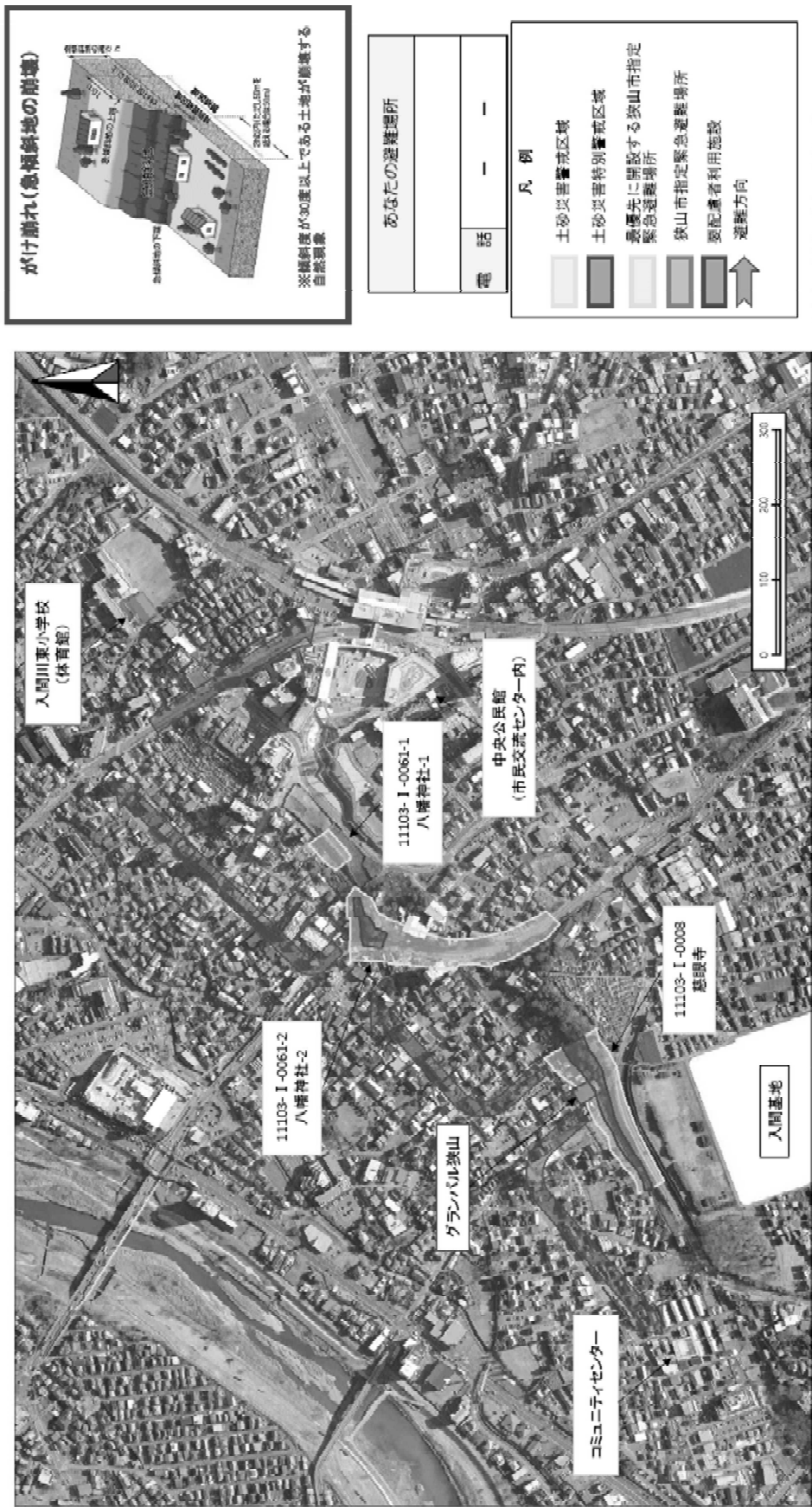
★自宅の場所には○をつけましょう。

○黄色で囲まれた範囲（土砂災害警戒区域）は、『土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じる恐れのある区域』です。
○赤色で囲まれた範囲（土砂災害特別警戒区域）は、『土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民の生命又は身体に甚しい危害が生じる恐れのある区域』です。
・土砂災害警戒区域等にお住まいの方は、大雨の時には警戒避難が必要となりますので、注意してください。
・土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害の発生する可能性があり、自分の住んでいる家の周辺の斜面や渓流、避難場所などをよく確認しましょう。

狭山市 笹井地区 土砂災害ハザードマップ

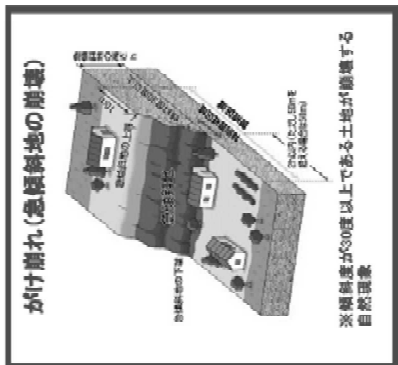
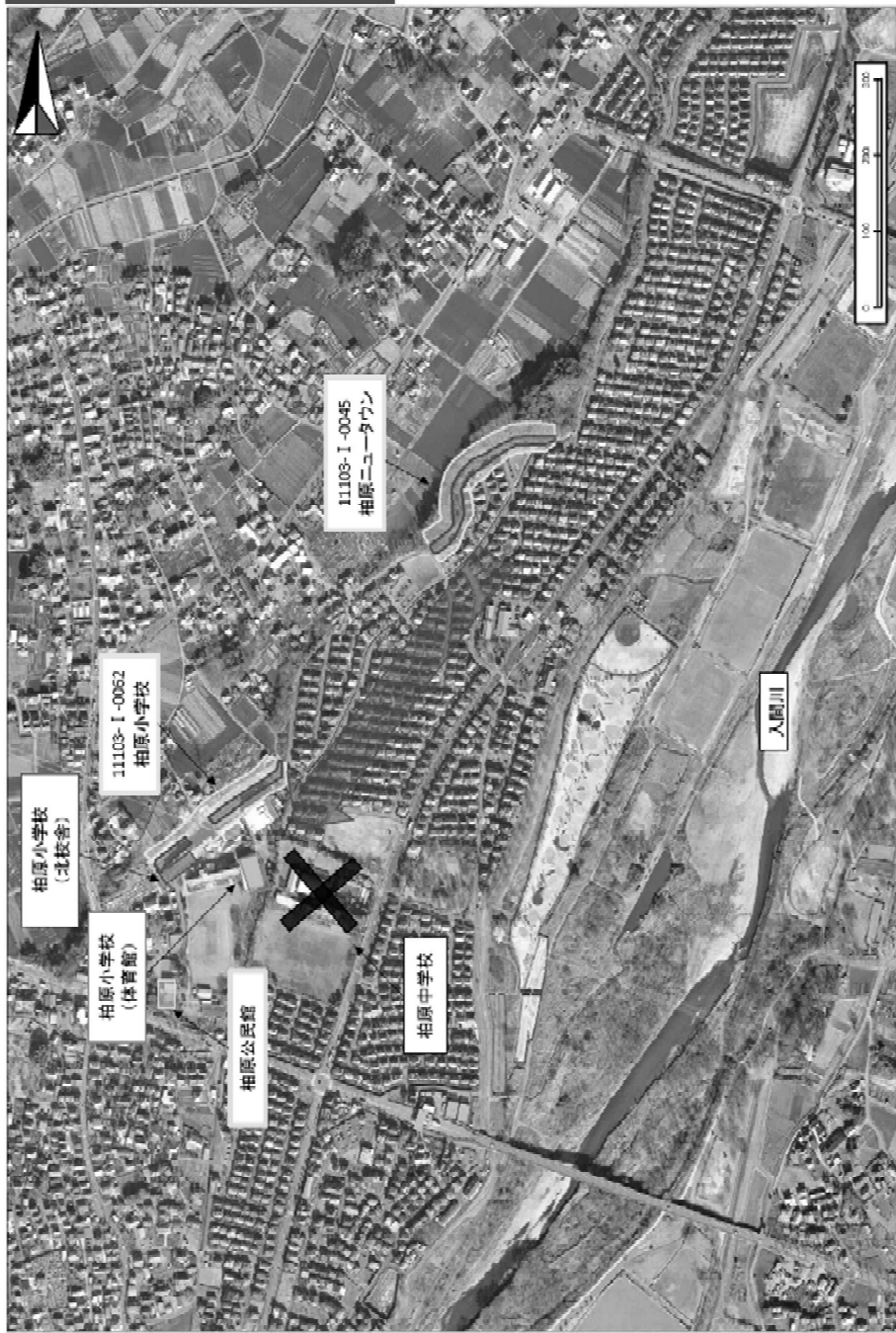


狭山市 入間川地区 土砂災害ハザードマップ



○黄色で囲まれた範囲(土砂災害警戒区域)は、『土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じる恐れのある区域』です。
○赤色で囲まれた範囲(土砂災害特別警戒区域)は、『土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生じる恐れのある区域』です。
・土砂災害警戒区域等にお住まいの方は、大雨の時には警戒避難が必要となりますので、注意してください。
・土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害の発生する可能性があり、自分の住んでいる家の周辺の斜面や渓流、避難場所などをよく確認しましょう。

狭山市 柏原地区1 土砂災害ハザードマップ



あなたの避難場所	
電話	- - -

凡 例

土砂災害警戒区域

土砂災害特別警戒区域

最優先に開設する狭山市指定緊急避難場所

狭山市指定緊急避難場所

要配慮者利用施設

風水害時に使用しない避難場所

避難方向

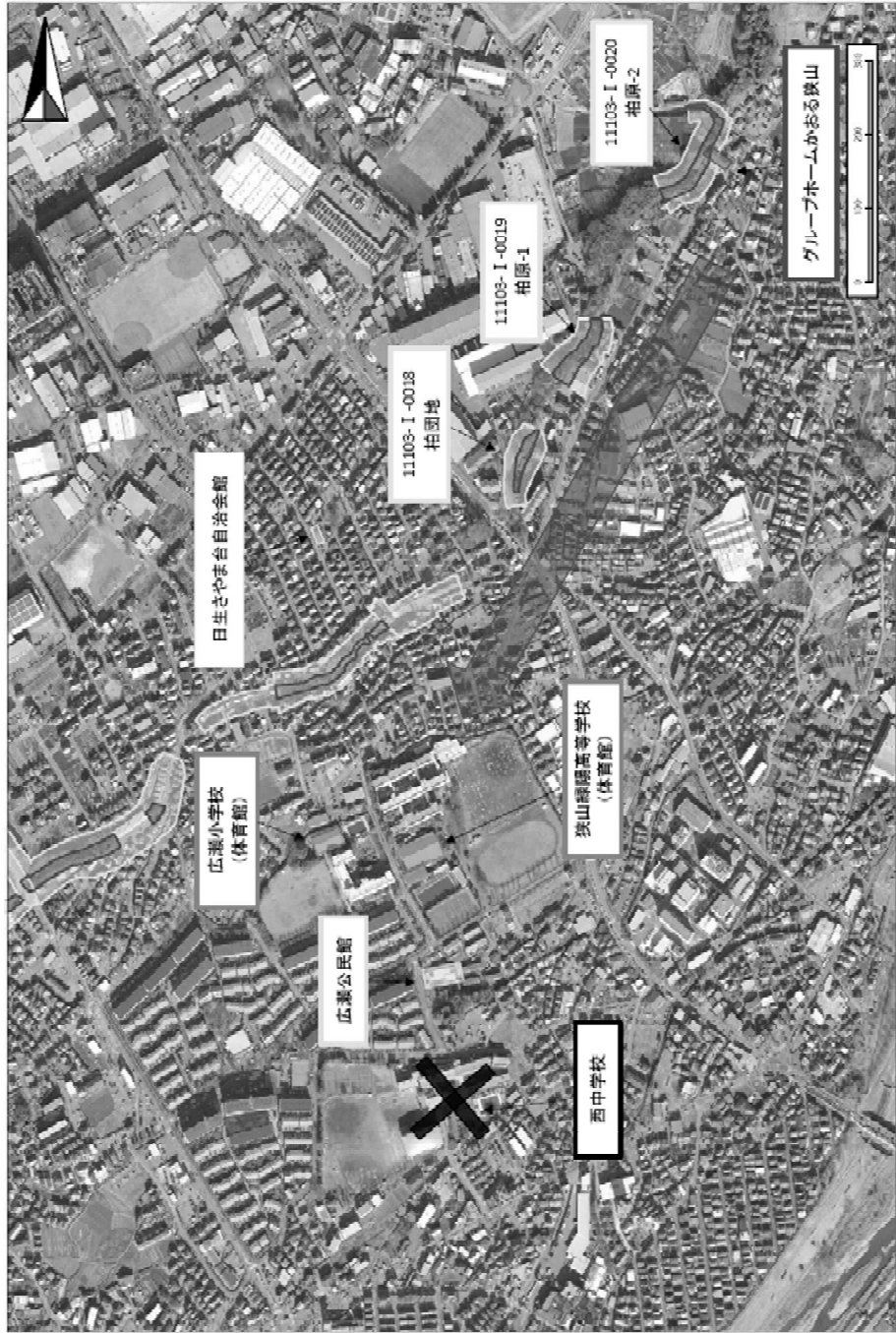
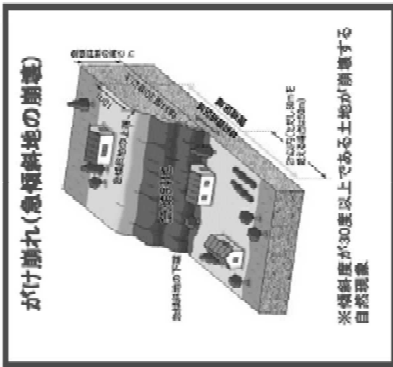
★自宅の場所に○をつけましょう。

○黄色で囲まれた範囲（土砂災害警戒区域）は、『土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じる恐れのある区域』です。

○赤色で囲まれた範囲（土砂災害特別警戒区域）は、『土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生じる恐れのある区域』です。

- ・土砂災害警戒区域等にお住まいの方は、大雨の時には警戒避難が必要となりますので、注意してください。
- ・土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害の発生する可能性がありますので、自分の住んでいる家の周辺の斜面や溪流、避難場所などをよく確認しましょう。

狭山市 柏原地区2 土砂災害ハザードマップ



あなたの避難場所	
電	話
	- - -

凡 例

土砂災害警戒区域

土砂災害特別警戒区域

最悪先に開設する狭山市指定緊急避難場所

狭山市指定緊急避難場所

要配慮者利用施設

風水害時に使用しない避難場所

避難方向

★自宅の場所に○をつけましょう。

○黄色で囲まれた範囲（土砂災害警戒区域）は、『土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じる恐れのある区域』です。

○赤色で囲まれた範囲（土砂災害特別警戒区域）は、『土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生じる恐れのある区域』です。

- ・土砂災害警戒区域等にお住まいの方は、大雨の時には警戒避難が必要となりますので、注意してください。
- ・土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害の発生する可能性がありますので、自分の住んでいる家の周辺の斜面や溪流、避難場所などをよく確認しましょう。

10. 要配慮者関連施設利用者のための警戒避難体制

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条に定める施設

1 対象施設

施設種別	施設名	所在地
サービス付き高齢者住宅	グランパル狭山	狭山市入間川 3 - 13 - 32
グループホーム	グループホームかおる狭山	狭山市柏原 178-3
学校施設	柏原小学校 北校舎	狭山市柏原 1141

2 狭山市危機管理課から施設への情報等の伝達に関する事項

【伝達する情報】土砂災害警戒情報の発表 その他注意事項

【伝達手段】・防災行政無線固定系

- ・狭山市公式モバイルサイトメール配信システム
- ・電話及びFAX